

393.3
N95

393.3-N95



1200500741761



始



現代思想戰史論

野村重臣著

日本思想戰史大系

393.3
N95



第3

旺文社發行



208
20 V

CCNA
10

947
5

序

思想戦の重要は次第に認識され、今やその必要を疑ふ者はない。それにも拘らず思想戦の本質に關する理解は未だ必ずしも十分であると云ふことを得ない。就中、思想戦を以て單なる宣傳謀略と混同する誤解は甚だ廣く行はれてゐるもの、如くである。この誤つた見解の故に、思想戦の重要が強調されながら、本格的な思想戦の展開され難い現状は洵に憂慮すべきである。

思想戦は對立する思想、即ち敵性思想そのものに作用して、これを克服し、同調せしむることを目的とする。然るに却つて自ら對立思想、敵性思想に同調して、安易にその共鳴を獲得せむとする媚態宣傳が氾濫してゐる状態は前述の誤解に關係がある。乍併、かくの如き媚態宣傳は思想戦を勝利に導くものではなく、實にその敗北への途であると考へられる。

思想戦は敵性思想を對象とする思想的戦闘である。思想戦の對象たる敵性思想は、敵國に存在するものも、中立國に存在するものも、將又與國及び國內に存在するものも、凡てこれを撃滅し

なければならぬ。就中、國內に敵性思想の影響ある状態は、恰も國土に敵軍の侵入した状態と全く同様である。國土に侵入した敵軍は先づ撃退しなければならぬ様に、國內の敵性思想は何を措いても第一に撃滅することを必要とする。これ著者が國內思想戦を以て、對外思想戦乃至は對敵思想戦以上に焦眉の急務であるとす所以である。

然るに一般に對外思想戦若しくは對敵思想戦に對しては相當の關心を示す者にして國內思想戦に對しては甚だ無關心であり却つて否定的である者さへある。乍併、國內に敵性思想を藏しながら對外思想戦、對敵思想戦に勝利を得ることは絶対に不可能である。従つて、國內に敵性思想の跳梁することを許しながら、専ら對外思想戦、特に、對敵思想戦に邁進すべしとなす主張の如きは、一見甚だ積極的なるかの如くして、その實、思想戦の勝利を不可能ならしむる最も消極的な敗戦主義であると云はなければならぬ。

戦時下、國內に思想の相剋摩擦を生ぜしむべきでないことと云ふことを理由として、國內思想戦を否定する者がある。國內に敵性思想の影響ある場合、思想の相剋摩擦が起ることは、洵に已むを得ないことである。この相剋摩擦を克服して國內思想を統一するため國內思想戦は必要なのである。従つて國內思想戦を回避して、敵性思想と妥協する總親和論の如き、億兆一心を不必要とする

る分裂主義的厭戦思想である。

思想戦は敵性思想に對する斷乎たる思想決戦である。敵性思想は國の内外何れに存在するを問はず斷じてこれを撃滅しなければならない。この意味に於いて敵性思想の撃滅こそ、思想戦の戰略目標なのである。國內思想戦を先にすべきか、對外思想戦を後にすべきか、若しくは内外思想戦を共に展開すべきかは、要するにこの戰略目標に應ずべき戰術上の問題たるに過ぎない。戰術上の問題に拘泥して戰略目標を見失ひ、國內思想戦の不幸に逡巡して、思想戦の勝利を斷念するが如きは、固より思想戦線の智將勇卒の斷じて選ばざるところである。

これに依つてこれを見れば、思想戦の本質を究明し、その戰略、戰術の要諦を闡明する明確なる思想戦論を建設することは、甚だ重要である。然るに思想戦論の建設は、思想戦史の研究に俟つべきものと確信する。クラウゼヴィッツの戰爭論がナポレオン戰爭の戰史的研究の成果であつた如く、武力戦以上に複雑微妙なる思想戦の本質、並に戰略、戰術の究明は、的確周到なる思想戦史の研究に基礎付けられなければならない。從來、思想戦の重要が高調されながら、思想戦論の理解が不充分であつたのは、即ちその戰史的研究の不足に禍されたものと思はれる。これ著者が參謀本部在職當時より、特に思想戦史の研究に没頭した所以である。拙著「現代思想戦史論」

は即ちかゝる見解に基いて研究された思想戦史の一端である。

大東亞戦争は新秩序の建設戦争であり、従つて思想戦そのものである。滿洲事變に於いて日本は東亞の舊秩序、即ちワシントン體制に衝突し、次いで支那事變に及んで、東亞新秩序建設の必要を自覺することとなつた。而して大東亞戦争は即ち米、英の支配した東亞の舊秩序を變革して日本の理想とする新秩序を建設することを目的とするものである。ワシントン體制はヴェルサイユ體制と共に、第一次ヨーロッパ大戦後、米、英が米英思想に基いて建設した米英的な思想的秩序であつた。従つてワシントン體制を變革して、皇國日本の理想とする大東亞新秩序を建設することは、即ち米英思想に對する皇道理想の思想決戦なのである。この意味に於いて、大東亞戦争の意義を闡明し、就中大東亞戦争に於ける思想戦の本義を究明するためには、第一次ヨーロッパ大戦以來の世界史、就中國際政治史を思想戦史的に理解する必要がある。この點を顧慮して、著者は拙著を單なる思想戦史論とせず、専ら大東亞戦争に歸決した思想戦史論として論述することにした。これ拙著の第一章より第七章に至る本論の大部分である。

大東亞戦争は秩序の變革戦争であり、従つて世界史の轉換戦争である。世界史の轉換と云ふことは、單に將來に向つて世界史の事實が轉換することを意味するのみならず、同時に又、過去に

對する世界史の認識、即ち世界史觀の轉換することを意味する。かくて世界史觀の轉換に基いて、世界觀は轉換し、一切の思想は轉換する。この意味に於いて、世界史轉換の戦争たる大東亞戦争に於ける思想戦の根本は、實に世界史觀の轉換にあると云はなければならぬ。これ著者が拙著の最後に新世界史觀に關する一章を附説して江湖の批判に俟つた所以である。この新史觀、著者の所謂興亞史觀も固より不完全極まるものである。乍併、何れにせよこの史觀の問題が大東亞戦争に於ける思想戦の最も根本的な問題である點に就いて、識者の注意を喚起したく思ふ。

最後に、拙著の公刊に當つて示された旺文社社長赤尾君、並に旺文社出版局山口君その他の好意に感謝する。不敏にして、怠慢、然も多忙なる著者を鞭撻したこの好意がなければ、拙著の公刊は或は不可能であつたかも知れない。記して以て無限の謝意を表明する。

昭和十八年七月十二日

西南太平洋の激戦場を偲びつゝ、

野村重臣

目次

序

第一章 第一次ヨーロッパ大戦と思想戦

第一節 聯合國思想戦の勝利

- 一、第一次ヨーロッパ大戦の思想戦的性格
- 二、聯合國思想戦の布陣

第二節 ドイツ思想戦線の崩壊

- 一、ドイツ國內の思想的不統一
- 二、ドイツ敗戦の真相

第二章 ヴェルサイユ・ワシントン体制と思想戦

第一節 ヴェルサイユ條約 二九

一、ヴェルサイユ條約の成立 二九

二、ヴェルサイユ体制の欺瞞 四一

第二節 ワシントン會議・ロンドン會議 四九

一、ワシントン會議の招請 四九

二、軍縮問題 五一

三、太平洋並に極東問題 五三

四、ロンドン會議と日本 六三

第三節 支那問題の紛糾 六五

一、二十一箇條條約問題 六五

二、米英の策動と支那の排日侮日 七三

第三章 滿洲事變

第一節 滿洲事變と國際聯盟 七九

一、滿洲事變の勃發 七九

二、聯盟の援支抑日 八四

三、日本の聯盟離脱 九二

第二節 滿洲事變後の内外情勢 九六

一、日本の國內革新 九六

二、獨伊の蹶起 一〇一

三、日本の對支親善政策 一〇三

四、支那の全面的武力抗日 一〇九

第四章 支那事變

第一節 支那事變の展開……………一七

- 一、支那事變の勃發……………一七
- 二、近衛聲明と汪精衛……………二〇
- 三、新國民政府と重慶殘存政權……………二七

第二節 支那事變と列國の動向……………四〇

- 一、支那事變と歐米諸列強……………四〇
- 二、アメリカの敵性政策……………四二
- 三、イギリスの恐日政策……………四六
- 四、ソ聯の對支攪亂……………五一
- 五、フランスの米英追隨……………五三
- 六、同志國ドイツ、イタリヤ……………五五

第五章 滿洲國及び新中國の思想動向

第一節 滿洲建國の大精神……………一五七

- 一、滿洲國と協和會……………一五七
- 二、滿洲國の國本奠定……………一六三

第二節 新中國の新方針……………一六六

- 一、臨時維新兩政府の樹立と新民主義、大民主義……………一六六
- 二、新中央政府の樹立と純正三民主義……………一七〇
- 三、新生中國の新國民運動……………一七四

第六章 國際人民戰線と三國樞軸

第一節 國際人民戰線の成立と防共協定……………一七九

- 一、人民戰線新戰略……………一七九
- 二、防共協定の成立……………一八三

第二節 國際人民戰線の蠢動と三國條約……………一八八

- 一、英佛の焦躁と第二次ヨーロッパ戦争の勃發……………一八八
- 二、三國條約とその世界史的意義……………一九六

第七章 大東亞戦争

第一節 日米問題……………二〇五

- 一、アメリカの對日壓迫……………二〇五
- 二、日米交渉とアメリカの頑迷……………二二一

第二節 大東亞戦争の理念……………二三〇

- 一、大東亞戦争の勃發……………二三一
- 二、大東亞建設の根本方針……………二四三

第八章 世界史の轉換と皇國日本の使命

第一節 西洋と東洋……………二五五

- 一、西洋中心史觀より興亞史觀へ……………二五五
- 二、興亞史觀より見た西洋と東洋……………二五八
- 三、近代ヨーロッパの成立とその行詰り……………二七〇

第二節 西洋の東洋侵略……………二八三

- 一、ポルトガル、スペインの東洋侵略……………二八三
- 二、オランダ、イギリス、フランスの東洋争覇……………二九六
- 三、ロシア、アメリカの東洋進出……………三一九

第三節 皇國日本の蹶起と東洋の再建……………三三五

- 一、日本の開國……………三三五
- 二、東亞の安定勢力日本……………三四六
- 三、世界新秩序の建設と皇國日本……………三六三

第一章 第一次ヨーロッパ大戦と思想戦

第一節 聯合國思想戦の勝利

一、第一次ヨーロッパ大戦の思想戦的性格

第一次ヨーロッパ大戦は歐米諸國の帝國主義的對立から起つた帝國主義戦争であつた。第一次大戦の原因は單純ではなかつたが、特にロシアの南下政策とドイツの東進政策がバルカンに於いて衝突したこと、獨、佛の長年に亘るアルサス、ローレンに對する爭奪と、ドイツに對するフランスの復讐心、ドイツの勃興に對するイギリスの嫉視、特にドイツの經濟的發展、領土的膨脹、海軍擴張等々に對するイギリスの猜疑がその主なものであつた。従つて第一次大戦の戦争責任はこ

れ等の列國總てが負擔すべきものであつて、固よりドイツ一國が獨りこれを負擔しなければならぬものではなかつた。特に大戦の直接原因となつたオーストリー、セルビア間の不祥事件はロシアが使喚したものであつたこと、ドイツはこの問題を局部的に解決し、戦争を擴大しない方針であつたにも拘らず、ロシアを始め英、佛が寧ろドイツのこの方針に反して戦争を擴大せしめたこと等を思へば、これ等の聯合諸國こそ却つて戦争の最大責任者であつたと言はなければならぬ。然るに聯合國は、その優秀な宣傳組織と、巧妙にして執拗な宣傳戦の實施によつて戦争責任を一方的にドイツに轉嫁することに成功した。

即ち聯合國は專制的なドイツ政府の侵略政策が大戦の原因であると宣傳し、世界はその宣傳に共鳴して、戦争責任を「ドイツにあり」としたのである。ドイツの不擴大主義は隠蔽され、その戦争挑發が捏造された。特にドイツのベルギー侵入はイギリスを起つに至らしめ、戦争を世界戦争に擴大せしめた最大の原因であると主張された。これに反して聯合國の戦争責任は回避され、その戦争挑發は却つてドイツに挑發されたものと歪曲された。かくて緒戦に於いて聯合國は既に思想戦上見事な勝利を得ることが出来た。

ドイツがベルギーへ侵入したのは聯合國の包圍作戦に對する内線作戦上の絶對必要に基くものであつた。加ふるにベルギーは戦前既に英佛側に傾き、英、佛との間に軍事上の密約をさへ結んでゐた。従つてベルギーの中立條約を侵犯した者はベルギー及び英、佛自身であつたのである。ドイツがベルギーへ侵入しなかつたならばドイツに先んじて英、佛がこれに侵入したに違ひない。この點に於いてドイツは唯英、佛に先手を打つたに過ぎなかつたのである。然るに英、佛はこの點を宣傳戦に利用して、ドイツが國際條約を尊重しないこと、國際條約を尊重しないドイツを膺懲することが聯合國の戦争目的であることを宣傳した。

併しながら、國際條約を尊重しないのは決してドイツのみではなかつた。ベルギーと軍事上の密約を結んだ英、佛は既に國際條約の精神を蹂躪してゐたのである。イギリスのドイツに對する經濟封鎖も亦國際條約に忠實なるものではなかつた。イギリスは所謂戦時禁制品を一方的に擴張して、平和的な商品まで對獨封鎖の對象とした。これ等の問題を一切隠蔽して、ドイツのベルギー中立條約違反のみを強調したのが戦争責任問題に於ける聯合國思想戦の作戦であつた。

次に英、佛はベルギー及び北フランスに於けるドイツの戦闘方法、占領地域に於けるドイツ軍の行動、非戦闘員に對する彼等の態度、俘虜の取扱ひ方その他が正義と人道に反する殘虐極まりないものであることを宣傳した。ドイツの軍隊は住民を虐殺し、婦女を凌辱し、寺院を破壊し、

村落を荒廢し、財物を掠奪し、俘虜を虐待した等々言ふのである。この點に於いて聯合國は誇大なる宣傳をしたのみならず、虚偽の宣傳をした。

フランスの「新聞の家」が繪畫と人形を使つて偽造の寫眞を作つたことはボンコンビーの「戦争に於ける虚偽」により暴露されてゐる。一九一四年九月既にロンドンに於いてはベルギーに於ける惨行調査の委員會が作られた。アスキス内閣によつて任命された委員會の議長は前ワシントン駐在イギリス大使ブライス子爵であり、サー・フレデリック・ボロック、サー・エドワード・クラーク、サー・アルフレッド・ホプキンス、フレッシュャー・ハロルド・コックス等がその委員であつた。ブライス委員會は一九一五年三月、ドイツ惨行に關する報告「第一部ベルギーに於けるドイツ軍の行爲、第二部戦争に關する法律及び慣習の破壊並に被侵略領土に於ける非人道的行爲、附録——證言、日記、宣言、陸戦に關する法律的慣習」を出版した。ブライスの報告が誇張と虚偽の集録であつたことはこゝに改めて言ふまでもない。一時世界の人心を刺戟したドイツの屍體工場の物語——物資の不足に惱まされたドイツが戦死者の屍體から脂肪を採つたと言ふ話——も全くのデマであつた。ドイツがイギリスのスバイ、ミス・キャンベルを處刑したことは許すべからざる殘虐行爲であると非難された。然るにフランスがドイツのスバイ、マタ・ハリを處分したこ

とは聯合國防諜組織の功績として賞讃された。イギリスの對獨經濟封鎖は當然の戦争手段としてその威力が誇示されたのに對して、ドイツの潜水艦戦は人道を無視した野蠻行爲として頻りに攻撃された。斯くて戦争に伴ふ悲惨事を誇張し、歪曲し、捏造してドイツを匈奴又は蒙古の再來の如く恐怖と憎惡の對象としようとしたのが世界に對する聯合國思想戦の狙ひであつた。

斯くの如く誇張と虚偽に滿された聯合國の思想戦が眞實らしく思はれたのは、それに思想的な裏付けがあつたからである。ドイツの國際法違反も、ドイツの殘虐行爲も、ドイツの誤つた專制主義、軍國主義の結果であると説明された。ドイツの思想は戦争と戦争の悲惨の原因に關して責任ありと主張され、ドイツの思想、即ちドイツ理想主義の哲學、権力信仰の保持者としてのドイツ國家主義、その培養地としてのプロシヤ國家、その首魁としてのカイザー並にカイザーの軍閥官僚、その思想的淵藪としてのニーチエ、トライチケ、ベルンハルディ等々が非難の的となつた。聯合國の政治家、評論家、大學教授はヒステリックな憎惡を以てドイツ帝國主義の精神的基礎、ドイツ哲學及びドイツ歴史學、財政、教育、制度、國際法と帝國主義との關係を論じた。斯くの如き思想戰的論文の國家哲學的、法律哲學的基礎は民主的、議會政治的國家觀に置かれた。斯くて聯合國の宣傳は民主主義と國際主義の使徒としてのアングロ・サクソン及びヘブライ人の理想

を確信して、ドイツ國家學、ドイツ哲學、ドイツの學問、ドイツの教育、ドイツの宗教を破門し以てホーヘンツォレルン王朝、ドイツ皇帝、プロシヤ專制主義、ドイツ軍國主義を攻撃することに、世界大戦勃發の責任をドイツの精神的態度に負はせ、平和建設の基礎を民主主義と國際主義に置く點にあつた。この意味に於いて聯合國は第一次大戦を思想戦として戦つたのである。

聯合國は以上の見地から聯合國の平和的使命の爲に國民の結束して蹶起することを要求し、世界の諸民族がこの平和事業に協力することを要請した。それと同時に敵國ドイツ、オーストリーに對する宣傳に於いては一切の非難がカイザーとその政府及び軍部に集中され、聯合國は獨逸の國民を敵とするものにあらざること、却つてその國民をその支配者の專制から解放し、帝國主義戰爭の犠牲たる地位から救済することがその目的であることを主張した。特に民族關係の複雑なオーストリー・ハンガリーに對しては、民族自決宣傳によつて少數民族がゲルマン民族に反逆することを煽動し、ドイツに對してはカイザーの政府及び軍部の政策に對する反對並にカイザーの支配に對する革命宣傳が行はれた。斯くてドイツ及びオーストリーは世界の輿論から孤立せしめられ、オーストリー・ハンガリーの少數民族は聯合國の援助によつて獨立することを期待するに至り、ドイツの民主主義者、國際主義者は、ドイツさへ民主主義革命を起して侵略戰爭の勝利を

斷念するならば、容易に聯合國と「和解の平和」を實現し得るものと考へて敗戦主義に陥ることとなつた。特に無賠償、無併合を條件とするウィルソンの平和に關する十四條の提言はドイツ國民の戦意を最後のに粉碎する點に於いて最大の威力を發揮した。斯くてドイツは思想戦に敗れることゝなつた。武力戦に勝ちながら思想戦に敗れたことによつて、戦争そのものに全敗したのである。

二、聯合國思想戦の布陣

ロンドン・タイムスの主筆、イギリスの對敵宣傳本部クリュー・ハウスの主宰者ノースクリップ卿を輔佐して聯合國の思想戦を指導した経験者スチュワートはその著「クリュー・ハウスの秘密」に於いて思想戦の原則を次の如く要約してゐる。「プロバガンダの總ての原則の第一は、唯眞實によつてのみ語られることである。第二は宣傳に矛盾種着があつてはならないといふことである。……敵國側の宣傳の失敗は、戦争が短期に終結すべき豫想の下に、眞實ならざること、半ば虚偽なること、誇張したこと等を以てしたため、一時の効果は擧げたけれども、戦争の長引くに連れその正體を暴露して、逆効果を來すやうになつた爲である。」といふのである。聯合國の宣傳が眞

實のみを語つたといふことは固より事實ではない。聯合國の宣傳は前述の如く眞實ならざること、即ち誇張と歪曲と虚偽に満されてゐた點に於いて聊かもドイツ側と異なるものではなかつた。併しながら聯合國は眞實ならざること眞實らしく語つた。特にその宣傳に矛盾撞着のなかつたことはスチュワートの言ふ如く或る程度まで事實であつた。而してかくの如く各種各様の宣傳に矛盾撞着のなかつたことが、その宣傳を眞實らしく思はせた最大の原因であつたと考へられる。聯合國の思想戦に矛盾撞着のなかつたと云ふことは、それを一貫し統一する或るものがあつたと云ふことである。而してそれを一貫し統一した或るものとは即ち民主主義、國際主義の思想であつたのである。この思想統一こそ、聯合國思想戦を矛盾撞着することなからしめ、従つて次第に眞實らしく思はせた最大の原因であつた。この意味に於いて聯合國思想戦の勝利の原因は、思想宣傳に於けるかくの如き思想統一であつたと云はなければならぬ。

聯合國の思想宣傳は言ふまでもなく問題により、時と所により更に對象の如何によつて多種多様であつた。併しながらこの多種多様な宣傳が總て思想的には民主主義、國際主義の立場からドイツの所謂専制主義、帝國主義を攻撃する點に集中され、統一されてゐた。緒戦期に於ける宣傳も、戦争末期に於ける宣傳も、自國民に對する宣傳も、中立國に對する宣傳も、敵國民に對する

宣傳も、更にその内容から言へば戦争責任宣傳も、國際法違反宣傳も、殘虐行爲宣傳も、民族自決宣傳も、平和宣傳、革命宣傳も、總てこの意味に於いて統一された思想性を持つてゐたのである。これが聯合國思想戦の勝利を約束した最大の原因であつたと考へられる。

これに反してドイツはアイルランドに對する獨立宣傳、印度及び回教圏に對する攪亂宣傳、アメリカに於けるドイツ市民の非參戰運動、カボレットのイタリヤ戰線に對する平和宣傳、ポーランドの獨立に關する謀略宣傳、ロシアに於ける共產主義革命の陰謀援助等、一時は相當の成功を収めたけれども、それ等の宣傳に明確なる思想性がなく、従つて思想的には相互に矛盾撞着した結果、それが單なる謀略宣傳であることを容易に看破され、スチュワートの言ふ如く「その正體を暴露して逆効果を來すやうになつた」ことにより、却つてドイツに對する信賴を失はしめたのである。

思想戦に思想的統一があつて、相手方の思想を自己の政策に同調せしめることが出来るならば個々の問題について一々具體的にその解釋を宣傳するまでもなく、相手方は自發的にその思想に基いて自己の政策に有利な判斷を下し、有利な行動をすることになる。是が即ち思想戦の勝利と言はれるべき状態である。この點に於いて聯合國の思想戦は確かに思想戦の奥義に徹してゐた

ものと言はなければならぬ。思想戦は単なる宣傳技術ではない。思想戦の勝敗を眞に決するものは思想そのものである。思想そのものが高邁であるか、少くとも或る程度の説得力を持ち、而もその思想に自覺と自信を持つた國民がそれを提唱しなければ思想戦の勝利はあり得ない。

聯合國、特にその中心をなした米、英、佛は長年の傳統によつて發展させた民主主義、國際主義の思想に自覺と自信を持ち、その思想の擁護に世界的な使命を感じた。斯くて英、佛、米の國民はこの思想に基いて思想的な舉國一致を實現し、官民一體となり民主主義、國際主義思想戦を展開することが出来た。言ふまでもなく英、佛、米にも戦争を必ずしも回避しない主戦論者と、戦争そのものに原則として反對する平和主義者があつた。特に民主主義者、國際主義者が一般に戦争反對の見解を持つてゐたことは疑ひのない事實である。而もドイツに對する戦争のみは「戦争を無くする爲の戦争、平和の爲の戦争」として、例へばノルマン・エンセルの如き極端な平和主義者、反戦主義者までが最も強硬な主戦論者と行動を共にした。即ちここに英、佛、米の思想的舉國一致の見事な姿を見ることが出来た。

第二節 ドイツ思想戦線の崩壊

一、ドイツ國內の思想的不統一

然るに、ドイツに於いては開戦の當初既に祖國の戦争目的に反對して中立國に逃亡した多數の賣國奴を出した。就中スイスに逃れてドイツ共和主義者同盟を組織し、自由新聞を發行して祖國の戦争目的を非難した一團の如き、その最も甚だしき者であつた。これ等の亡命者は敵國宣傳部の手先となつて、全力を祖國の思想攪亂に傾け祖國を收戦に導いた責任者である。法律の用語に従へば、彼等はそれによつて反逆罪を犯したものと言はねばならない。ドイツ政府に對する凡ゆる攻撃の中でリチャード・グレイリング博士の著書が最も注意を受け最も廣汎に配付された。

グレイリングは辯護士であり、ドイツ著述家同盟の法律顧問として知名の士であつた。一九一四年から一五年に掛けて彼はその主著「*l'accuse*」(「*l'accuse*」)を書き、ローザンヌの反獨書肆バヨートから出版した。この書の内容はドイツ政府及びドイツ支配階級に對する痛烈な弾劾で

あつた。斯くてドイツとオーストリーは全くの征服慾から平和で無邪氣な世界へ武器を以て襲ひ掛つた責任を負はされた。獨裁制度に對する革命が主張され、共和主義こそ平和の保障であることが主張された。フランス人はそれ以來この書を戦争責任論に於ける宣傳の基礎とした。ヂヤック・キュースは十ヶ國語に翻譯され、ドイツにも持込まれた。次いでグレイリングは一九一七年に「犯罪」の第一巻を出版し、一八年の初め第二巻を出版した。その内容はドイツの戦争に對する責任を反復し、イギリスとフランスを自由と正義の代表者として賞讃することであつた。遂にその第三巻に於いて、彼はカイゼルの處刑を要求し、ホーヘンツォレルン家はその身體と生命、財産と血、子供とその子孫で己の罪を償はなければならぬと主張した。

一九一六年、ヘルマン・レーゼマイエル博士がドイツを逃れてグレイリングの同志になつた。レーゼマイエルはドイツを去つた理由についての聲明書を次の言葉で結んだ「私は人道主義をドイツの上に置く。さうして一人の世界市民であらん爲に私はドイツ人たることを諦める。」

レーゼマイエルは一九一八年六月、ドイツの最後の西部攻撃を見るや「フランス國民に懇ふる追放された一ドイツ人の公開狀」を書き「フランスの國民よ、君はまだ憎み足りない。君の憎しみはまだ眞劍^シはないし、十分に燃え上つてはゐない……君はドイツ國民について未だに幻想を

懐いてゐるのではないか。幻想を振ひ落せ。裸の眞實を直視せよ。君は惡魔に身を賣り、罪惡に魂を賣渡した國民を相手にしてゐるのだ。世界が曾て見た中で最も狂信的な、最も不名譽な、最も殘忍な、最も醜き惡黨のお伴をして歩き廻つてをる國民を。……今日のドイツ國民を人間と見ることが止めよ。この人間の姿をしたドイツの惡魔の軀^{カウ}の下に身を屈するよりは、死んだ方がまだましではないか」と叫んだ。

著述家にしてジャーナリストであるヘルマン・フェルナウもこの賣國奴の一人であつた。フェルナウは一九一五年三月、ドイツ俘虜新聞に寄稿して次の詩を發表した。

ドイツチェランド、ドイツチェランド、總ての上に

これが儂等の國家であつた

酒盃の響あるところ

歌は誇らかにこだました

唄へこの歌、それは唯作つた詩人の恥である

この歌こそはドイツの國を

總ての人の恨みとしたのだ

フェルナウは一九一七年の初め、世界大戦に關する彼の見解を「いざデモクラシー」といふ書の中で詳述し「王家のまじらない戦争といふものはあり得ない。王家か人類か、これがこの世界大戦の持つ意味である。」と主張した。

アルサス、ローレン問題については同じく亡命者サロモン・グルンバハが活躍した。グルンバハは、アルサス、ローレンは戦争によつてその所屬をフランスに移さなければならぬことを主張し、フランスを將來の故郷と考へた。

その外一時デンマークへ逃れたシュリベン博士、ベルンスドルフ博士、「ドイツ・デモクラシーの友の會」書記フランク・ボイン博士、國立銀行總裁、前ボーゼン市長マキシミアン・ハルデンの兄弟、樞密顧問官リチャード・ビッチング、北シュレスウィッヒ帝國議會議員ハンセン、ビーゴ・パール、フランクフルト・アムマイン出身の作家エドワード・シュティール・ゲバツエル博士、ミュンヘンの美術商カール・ルドウイヒ・クラウゼ等々がその協力者であつた。

共和主義者同盟及び自由新聞の一團の中には必ずしも統一的な世界觀があつたとは言へない。資本主義を固執する者と社會主義、社會民主主義の思想を持つ者とが同席した。人道主義者と變質者、狂信者と嗜虐者が混在した。併しながら、總ての亡命者達は祖國に對する憎惡とフランス

に對する偏愛を持つてゐた點に於いて一致した。この意味に於いて彼等は故國を崇拜し、祖國を呪詛する賣國奴であつたのである。

スイスと共にオランダも亦ドイツ亡命者の避難所となつた。オランダに於けるドイツ兵士又は兵役義務者の逃亡は時が経つと共に非常に増加し、大戦の後半期には、オランダ政府は逃亡者を拘禁所に留置する手段に出でねばならなかつた。彼等の中、仕事を發見して生計を立て得る者のみが自由行動を許された。一九一八年にはこれ等の逃亡兵の數は既に一萬以上に上つたと報ぜられてゐる。この年五月、プロイセン陸軍省は、歸國した逃亡兵に刑の執行猶豫と恩赦を約束した告示を出す必要に迫られた。拘禁所に於ける取扱が苛酷であつた結果、この告示を利用した者は多數に上つたが、それにも拘らず一九一八年八月には一萬五千の逃亡兵がオランダに留つた。併しながら、オランダに於ける亡命者はスイスに於ける亡命者と異つて地位も低く、知識階級でもなかつた結果、特に注目すべき活動は少かつた。

戦争の初めに當つてグレイリングのチャッキュースが演じた役割を一九一六年にはリヒノフスキ公爵の回想録が演じた。このドイツ政府に對する新しい公訴狀は、その著者が大戦前、最後のロンドン駐劄ドイツ大使であつたことによつて特殊の意義を持つた。正にドイツの外交使臣自身

が英國の平和愛好政策に對する證人として出現したことは全世界に最も大きな印象を與へた。リヒノフスキーは一九一六年夏「一九一二年より一九一四年に至る余のロンドンに於ける使命」を著した。この書はその數年間に於けるドイツ政治の鋭い批判を内容とし、更に進んで聯合國側の宣傳によつて與へられた戦争標語に同意を表した。リヒノフスキーは次の如く書いてゐる。曰く「ドイツに於いては生ある者が未だ死者により支配されてゐる。最も崇高な敵の戦争目的、即ちドイツ國の民主主義化といふことは實現するであらう。」

流石にリヒノフスキーはその記録を公刊しようとは考へなかつた。彼の英國との和解を目的とする政策を是認せしむる爲に、彼はその記録を二、三の政治上の同志、就中國立銀行總裁兼樞密顧問官ビッチングに内々示した。ビッチングは一九一七年七月更にその記録を民主主義者、ベルフェルデ大尉に與へた。この狂信者ベルフェルデ大尉はこれを自己の責任に於いて五十部出版し各方面へ配付した。九月の初めには、この秘密出版物はドイツ民主主義者の間に廣く流布し、代議士シャイデマンは種々の方面よりこれを贈られて五回も入手した。一九一八年二月、その二千部がベルリンの地下室内に於いて押收された。それはスイスへ輸出される豫定になつてゐたものである。其後、北シムレスツイヒの代議士ハンセンは遂にこれをデンマークへ送ることに成功し、

ストックホルムの左翼新聞フォルケツ・タゲブラド・ポリチケンに發表された。聯合國側の宣傳はこれをその國內と全世界に頒布する計畫を樹てこれを實行した。一九一八年五月九日にビーブルック卿はリヒノフスキーの記録が既に四百萬部以上イギリスに於ける労働者の間に擴がつてゐることを報告した。労働相はイギリスに於けるストライキの減少がこの著述の公開に基くものであるとの見解を持つた。イギリス人はこれをドイツ國內に流布することを試み、數十萬部をその戦線に散布した。フランス人も熱心にこれを利用せんとし、その抜萃と同時にミュロン博士の回状、レーゼマイエルの批評を載せた「自由新聞」をドイツ戦線に持込んだ。斯くの如くドイツの外交使臣が祖國の政策を侵略主義と非難し、敵國の帝國主義を平和意思と禮讃して、その敵國に最も有力な思想戦の武器を提供したといふことは全く驚くべきことである。

以上の如く第一次大戦當時ドイツの國內には深刻な思想的混亂があつたのである。而も一九一四年八月、開戦當時のドイツは衣面見事な舉國一致振りを示した。ドイツは開戦第一回の戦時議會に於いて四十億マルクに上る戦時豫算を全員一致で可決し、次いで「城内平和」即ち戦時中政黨は政争を休止するの決議をなした。開戦の前後ドイツの國民は祖國の危機を前にしてその防衛に起ち上つた。熱狂したベルリンの市民は連日連夜隊伍を組んでベルリンの市中を行進し、カイ

ザーの宮殿前に集つて、ドイツ萬歳、カイザー萬歳を絶叫した。これに感激したカイザーは、宮廷のバルコニーへ現れて「今やドイツに黨派あるを見ず、唯ドイツ人あるを見るのみ」といふ有名な演説を行つた。併しながら、斯くの如くドイツの國民は戦争に臨んで舉國一致、總親和の姿を見事に示したけれども、その舉國一致は思想の統一なき外面的、形式的、機械的な總親和に過ぎなかつた。表面上の總親和は表面に於ける思想對立を如何ともすることが出来なかつた。所謂東方政策に執心した者、重工業資源の獲得に熱中した者、イギリスの帝國主義を憎惡した者、ロシアのツァーリズムのみを敵と考へた者、ドイツの歴史と傳統を防衛しようとした者、ドイツの世界支配を野望した者、然もそれと同時に祖國の政策に疑惑を感じた者、敵國の主義主張に共鳴した者、戦争を通じて民主主義又は社會主義の實現を夢見た者等々、各階級、各政黨は戦争を勝手氣儘に解釋し、戦争の結果を各種各様に利用しようとした。

二、ドイツ敗戦の真相

斯くて戦局が長引き、困難が加重するにつれ、特に戦争の目的に關する見解につき思想の混亂を來し、遂に聯合國の思想宣傳に乗せられ、平和主義、敗戦主義の擡頭となり、反カイザー、反政

府、反軍部思想の跳梁となつて、戦争の抛棄と革命の勃發を餘儀なからしめ以て祖國の敗戦を必至ならしめた。戦争に當つてドイツ政府と軍部は所謂「勝利の平和」を主張し、ドイツを熱愛した所謂祖國派も亦心からこれを支持した。戦争の原因が何であつたにしろ、祖國が戦争に捲込まれた以上、勝利以外に平和への道のないことは言ふまでもない。然るにドイツの民主主義者、國際主義者は聯合國の思想宣傳に乗せられ、この當然の主張を却つてドイツの侵略主義的誤謬であるとなし、所謂「和解の平和」を提唱して、必勝の信念に動搖を生ぜしめ、敗北主義を昂揚するに力めた。即ちこの一派は聯合國の宣傳を盲信して、その平和主義に信頼し、ドイツさへ侵略主義を斷念するならば、直ちに無賠償、無併合の平等なる平和が實現するものと誤認し、勝利の意思を抛棄することを主張したのである。斯くてドイツの舉國一致、ドイツの總親和、所謂「城内平和」は「勝利の平和」と「和解の平和」に分裂するの已むなきに立ち至つた。

斯くて開戦四年目の戦時議會には中央黨所屬代議士エルツベルガーによつて敗戦的な和解の平和論に立つ平和決議案が提出され、中央黨、自由黨、社會民主黨の賛成を得て議會を通過した。而も皮肉なことに、ドイツの議會が和解の平和論を論議してゐた當時、イギリスはローマ法王の平和勸告に對して「ドイツが聯合國に與へた損害を回復し、將來に對する保障を約束するまで平

和の問題を考慮し得ない」ことを回答してゐる。「ドイツが聯合國に與へた損害を回復」するとは、ドイツが領土と賠償を提供することを意味し「將來に對する保障を約束する」とは、ドイツが武装を解除して、將來再起し得ないやうになることを意味する。従つてイギリスはドイツの民主主義者、國際主義者の期待に反して、「和解の平和」を考慮しない決心をしてゐたのである。この點に於いて敵國思想に屈服した「和解の平和」論者は、敵國の戦争意思に就いて恐るべき認識不足に陥つてゐたものと言はなければならぬ。

これより先、ドイツ參謀本部は軍隊の士氣を昂揚し、戦意を旺盛ならしめる爲、愛國教育運動を実施してゐた。一九一七年七月二十九日、愛國教育に關し左の趣旨の公布があつた。「ドイツ國軍はその精神に於いて敵に卓越し、又これにより同盟軍の強固なる中樞となる。而して我が軍の士氣は開戦當時及び長き平時の教育により黨化せられたるものなり。然るに大戦茲に三ヶ年、我が士氣の根源は漸く推移し、家郷及び舊職に對する兵士當然の憧憬は彼等の戦意を消磨し、戦勝の決意を動搖せしめんとし、又戦争の永續は益々家郷及び野戦軍に對し犠牲及び忍耐を要求すること大にして、この壓迫の倍加するに従ひ國軍の戦闘力確保の爲軍隊の信念、義務心及び明確なる決意を培養増進すること愈々喫緊事たるに至れり」と。斯くて各部隊に専任將校を置き、參

謀本部の指導の下に、講演會、談話會、野戦活動寫眞及び演劇、軍隊説教、軍隊新聞、野戦讀本、野戦書肆等々の手段により明確なる目標を定めて愛國教育運動を起した。その目標は次の如し。

(一) 戦争の原因、ドイツの經濟的發展、敗戦のこれに及ぼす結果特にドイツ労働者に與へる影響、敵が殲滅意思を抛棄し、吾が爾後の經濟的發展を保障せらるゝまで依然戦争を繼續するの必要。

(二) 從來に於ける我が戦果は我が最後の勝利を確信するに正當の根據たり。戦勝の信念と義務心及び勇氣は益々涵養増進せしむるを要す。戦勝は既に我が手中に在り。故に爾後はこれを維持するにあるのみ、これがため諸條件は既に具備し、原料及び彈藥補充は安全となれり。潜水艇戦の結果は向上す。

(三) 各方面軍事、政務、官廳、商工業とも擔當者あるを要す。指導者は一方には權威、他方には服従を要求す。これと共にカイゼル及び各聯邦君主並に軍統帥部に對する信用を深刻ならしむ。

(四) 敵は武力を以て吾を屈服せしめざるを知り、我が政治、經濟的没落を期待し、又聯邦の瓦解を祈りつゝあり。食糧及び石炭の缺乏による經濟狀態の危機は事實存在するも、これ

を凌駕し得ること確實なり。これが爲官憲は食糧制限、石炭分配を自ら實施すること必要なり。従來この事務に慣れざる爲、或は誠意より出でたる努力なりに拘らず、往々過失を犯したることありしが、將來は分配に際し十分の配慮を用ひ、正常公平ならしむることを期す。然れども消費者、供給者の複雑なる利害關係ある爲、多少の不便はこれを忍ばざるべからず。又都會及び田園生活者の利害反撥を融和せしめ、双方の理解と援助とを誘致すること必要なり。戦時暴利者の唾棄すべきこと、戦争終末は經濟上困難の終結を見ず、徒らに他を誹謗するは何等の利益を齎さず。各人は自助自給を必要とす。大目的遂行の爲利己心を去れ。ストライキは戦勝を危険ならしめ、軍隊の流血を結果すべし。平和追求は戦争忌避と同様益々戦機を延長せしむべく、内部の一致は國家を鞏固ならしめ、分裂はこれを破壊す。

(五) 若し敵にして戦勝を断念するの已むなきに至り、平和を結ばんとせば、その際平和交渉により我が戦果を瞞着し、特に我が經濟的發展を阻止せんと努力するなるべし。この事情の説明、即ち吾人の將來を安全ならしむる爲、何時にても更に武器を執りて再戦するの覺悟を必要とすることを各兵卒の腦裡に感銘せしむるを要す。國民と軍隊とは最後の平和締結で一致協力し、全力を擧げて帝國指導者の背後に立つを要す。

聯合國の平和宣傳が漸くその暴威を逞しうするに至り、戦線に於ける將兵の士氣さへその悪影響を受くるに及んで、ドイツ參謀本部が愛國教育を計畫するに至つたことは誠に時宜を得た處置であつたと言はなければならぬ。然るにこの愛國教育に關し平和決議に賛成した議會の多數派はこれを以て軍の好戰主義的陰謀なりとして痛烈なる非難を展開した。即ち愛國教育運動が議會の平和決議に對抗する政治的陰謀であり、従つて軍部の政治關與であるとする非難これである。併しながら愛國教育は議會の平和決議以前に實施されたものであつて、平和決議に對抗する爲、計畫されたものではなかつた。然も平和決議派のかゝる反對に會つて、軍部はこの問題の爲、軍民の離間を來すことを恐れ遂にその攻撃に讓歩して「戦争目的の討究は全然愛國教育の範圍外たるべし」と告示しなければならぬ破目に陥つた。斯くて戦争目的論を除外することにより愛國教育運動は全く骨抜きとされ、所期の目的を達成する威力なきものとなつてしまつた。この點に於いても平和派の政治行動はドイツを敗戦に導く敵國の第五列以外の何者でもなかつたのである。平和決議以來、ドイツの國民は益々厭戰的となり、敗戰的となり、遂に勝利の信念を全く抛棄するに至つた。就中潜水艦戦が宣傳通りの効果を擧げること失敗し、更に一九一八年、ドイツの國民が最後の希望を繋いだ春期攻勢の失敗に終つた後は益々一般に勝利の不可能を感ぜしむる

に至り、こゝに聯合國の思想攻撃に有利な雰圍氣が醸成されることゝなつた。茲に於いて聯合國の思想戦を主宰したイギリスのノースクリップは宣傳を掌る各官廳を招集して「イギリスの大使命のための政治委員會或は各省聯合委員會」を設置した。イギリス戦時内閣、海軍省、内務省、陸軍省、大藏省、情報省、航空省、植民省、民事省、戦争目的委員會、新聞局はそれらに全權委員を對敵宣傳本部、クリュー・ハウスに於ける一九一八年十月四日の政治委員會に派遣し、平和のプログラムを作製するために小委員を任命した。小委員會が作り上げた資料の中にウィッカム・スチードの「平和の條件に關する申合」があつた。チャルマース・ミッチェル、セント・ワトソン、ハミルトン・ファイフ、シーゼー・フィリップ、エス・エー・ゼストが平和の最後のプログラムの責任ある編輯者であつて、そのプログラムは政治委員會で十月九日に可決され二、三の修正を経た上、十月十九日に批准された。

政治委員會の最初の會議は聯合國、中立國及び敵國の領土的、政治的、經濟的その他の提案を總括して、次の活動を決議した。

一、平和の條件の研究

二、敵國民の勢力ある代表者の言説がどの程度信用し得るか。且つそれに對し如何なる答へが

なさるべきかを決定するために、それらの人の發表の研究。

三、聯合國代表者によりなさるべき發表中の論點及びその文献竝に内容に關する考慮。

四、ドイツの民主化の經過に關する發表の取扱方についての考慮。

その數日後に開かれた政治委員會の特別會議でノースクリップは一つの提案をなした。それはウィルソン大統領の通知に基いたものである。平和のプログラムがその中で要求したことは次の通りである。

一、ベルギーの完全なる領土的、政治的回復、戦争期間の貸金及び非戦闘員に與へた一切の損失及び損害の適當なる賠償の保障、ドイツに依るベルギーの戦争負債の償却。

二、フランス領土の解放、被侵略地方の回復及び戦闘員一切の損失及び損害の賠償。

三、アルサス、ローレンのフランスへの返還、それは領土的侵略及び戦争の損害賠償としてではなく、一八七一年に始められた不正義の回復としてである。

四、出来るだけ民族的國境を維持してイタリー北部國境の規正。

五、オーストリー・ハンガリーの全民族に世界の自主國民間に伍するの地位を確保し、現在のオーストリー・ハンガリーの國境を越えて同民族と合同する權利を確保すること。

六、以前ロシア帝國に屬する一切の領土の明渡、敵國の國民代表者との間に革命以來締結されたる條約及び取極めを含む一切の約束にして、以前のロシアの領土或は利益に關するもの失效、及び前ロシア帝國の各民族が自分自身の政治形式を決定し得るための條件作製のための同盟國の協定。

七、主としてポーランド人が住民の大部分を占める地域を含む獨立のポーランド國を造ること、その荒廢に責任ある國に依るポーランドへの損害賠償。

八、ルーマニア、セルビア及びモンテネグロの明渡及び回復。

九、出来るだけ非トルコ民に對するトルコの支配を除却すること。

十、シュレスウィヒの住民が國家歸屬の自由なる決定権を有すること。

十一、ドイツ及びオーストリー・ハンガリーに依つてなされた潜水艦戰の賠償として、これらの國は聯合國及び中立國に屬し無法に損害を受け、或は破壊された商船のトン數を返還する義務がある。

十二、戰爭法規及び人道法則を犯したものととして訴へられた戰爭指導者に對し、公平なる審判をなす裁判所の任命。

十三、ドイツの全植民地はドイツのベルギーに對する違法な攻撃によつて失はるべきこと。

一九一八年十一月四日、停戰の一週間前、ノースクリップ卿は覺書の原文全部に解説をつけてタイムズに發表した。覺書の原文は一流のドイツ新聞にも轉載された。戰爭から平和へ、ノースクリップの論説はクリュー・ハウスの宣傳事業の最上なものである。論説はカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファウンドランド、インド、英國植民地、合衆國、南アメリカ、フランス、イタリー、スペイン、スイス、オランダ、ノールウェー、スウェーデン、デンマーク、日本其他諸國に發表され、特にドイツでは熱心に論議された。

ヴェルサイユの講和條約は大體に於いてこのプログラムに基礎を置いて、このプログラムに基いたものであつた。即ち聯合國は戰爭中宣傳した無賠償、無併合の平等なる平和を巧みにすり替へて、ドイツの領土を取上げ、ドイツに過大な賠償金を課し、ドイツを再起し得ないものとするため、このプログラムに載せられなかつたドイツの武裝解除を附加して戰後の秩序を建設したのである。ヴェルサイユの講和會議は、前に引用したローマ法王の平和勸告に對するイギリスの解答をそのまま實行するものであつた。この點に於いてドイツの平和主義者は全くイギリスの宣傳に乗せられ、その眞意を誤解して自ら敗戰の深淵に飛込んだものと言はなければならない。この

意味に於いて第一次ヨーロッパ大戦の勝敗は、實に思想戦に於ける聯合國の勝利に原因したものと
言はなければならぬ。ルーデンドルフの「回顧録」及びニコライ中佐の「大戦ドイツの諜報
及び宣傳」等の著書は、かくの如き思想戦の敗戦に關する深刻にして悲痛なる叫びであつた。そ
れ以來思想戦に對する一般の關心が昂まり、思想戦の重要性はますます認識されることとなつた。

第二章 ヴェルサイユ・ワシントン體制と思想戦

第一節 ヴェルサイユ條約

一、ヴェルサイユ條約の成立

第一次ヨーロッパ大戦は武力的には一九一八年に終つたが、思想的にはその後永く戦ひ續けら
れた。即ちヴェルサイユ及びワシントンに於ける戦後秩序の建設は米、英、佛、就中米、英の思
想的勝利の繼續であつた。その後、滿洲事變、支那事變に於ける日本の東亞新秩序建設運動、並
に獨、伊の蹶起によるヨーロッパ新秩序の建設に對する米、英の戦後秩序現狀維持の運動も思想
戦として戦ひ抜かれたこと固よりである。

米、英、佛は民主主義、國際主義の擁護を標榜して大戰に勝ち、民主主義、國際主義を原理とする平和秩序の建設を提唱してヴェルサイユ並にワシントンの國際體制を確立した。従つてヴェルサイユ並にワシントンの體制は思想的には民主主義、國際主義思想を原理とする國際秩序であつたのである。米、英、佛は大戰に伴ふ戦争の恐怖を利用して反戦主義、反軍主義を宣傳し、國際秩序の基礎として武力不行使、内政不干渉、會議外交、集團保障、軍備縮小等々の原則を提唱した。ヴェルサイユ並にワシントン體制のこれらの原則に就き米、英が主張したところは概ね次の如くである。

即ち武力不行使、内政不干渉の原則が實現されれば戦争の原因は大部分消滅し、世界の平和は大體に於いて保障される。國際社會に問題が起れば關係列國が國際會議を開いてこれを公平に解決すべきである。武力或は政治力を行使して國策を遂行する從來の方針の代りに、國際會議によつて一切の紛争を解決する新しき方針こそ新しき時代の外交方針でなければならない。これ等の原則を理解せず徒らに武力を行使し、他國の内政に干渉する侵略主義國に對しては世界の列國は舉つてこれを膺懲する必要がある。かくて國際社會の安全を集團的に保障する集團保障の原則こそ永久平和の保障である。以上の諸原則が實現され戦争の原因が消滅すれば、列國は無用の軍備を必要としないことになる。それに従つて軍備を縮小し、軍備に消費した無益有害な巨額の費用

を節約して、文化の向上と幸福の増進に轉用するならば、世界と人類の利益はまことに大であるといはなければならない。これがヴェルサイユ並にワシントン體制に就いて米、英の主張するところであつた。

併しながら、武力不行使、内政不干渉の原則が實現すれば米、英の國際金融資本は益々有力となり、そのドル外交、ポンド外交は帝國主義支配の絶對的な手段となる。武力と政治力の行使を牽制してユダヤ資本の威力を強化し米、英の帝國主義支配を確立しようとするのが即ちその狙ひであつた。更に會議外交の新方針も民主主義的議會政治と等しく、自由、平等といふその法的形式に拘らず實質的には強者の獨裁、即ち米、英の帝國主義支配以外の何ものでもなかつた。大國といはず小國といはず一律に一票づつを所有する國際會議に於いて支配するものは正義の觀念でもなく公平の原則でもなく、ドルとポンドの意思であり、米、英とその支配者ユダヤ財閥の命令であつた。經濟的に米、英に依存し、従つて政治的に米、英に隸屬した諸國を集めて協議するのであるから、國際會議の決定が米、英の左右するところとなつたのは言ふまでもない。この意味に於いて會議外交の原則こそは最も安價にして容易なる米、英の帝國主義支配の手段であつた譯である。同様にこれらの諸國による集團的保障が國際社會の安全保障ではなく、結局に於いて米、

英の利益保障に歸着することも亦絮説するまでもない。滿洲事變、支那事變に於ける國際聯盟、九箇國條約會議の策動、エチオピア事變に於ける對伊經濟封鎖等々は、即ち會議外交、集團保障のこの本質を暴露したものと云はなければならぬ。しかも米、英は武力の行使に反對しながら自國に有利な國際會議を利用して、自國に有利な軍縮條約を締結し、武力の點に於いても世界に冠絶しようとした。ドイツの軍備を一方的に解除したヴェルサイユ條約の軍事條項、日本に劣勢比率を強要したワシントン及ビロンドンの海軍軍縮條約等はこれである。この意味に於いてヴェルサイユ並にワシントン體制が米、英の標榜し宣傳した正義と人道と永久平和の秩序ではなく、帝國主義支配の體制であつたことは、これ以上冗説する必要もない。

一九一八年十月五日、ドイツは北アメリカ合衆國に休戦の斡旋を申入れ、ウィルソンの所謂十四箇條を基礎として講和會議に入る用意ある旨を通じた。かくてウィルソンの十四箇條は講和の基礎となつた敵味方の誓約であつたのであるから、平和に關するウィルソンの見解は一應理解しておく必要があらう。ウィルソンは北アメリカ合衆國の參戰する一年前、即ち一九一七年一月二日「勝利なき平和」の望ましいことを聲明し、又「正義は平和よりも貴い」と主張すると同時に、參戰後、頼りに「吾人はドイツ人民と争ふのではない」と確言した。従つて、アメリカは參戰の前後

を通じてドイツに對する思想戦を展開してゐたのである。一九一八年一月八日、アメリカが戰爭に参加して間もなく、ウィルソンは戰爭の終結と將來の平和に就いて綱領十四箇條を公表した。この十四箇條を基礎として、講和會議が開かれたのであるから、敵味方を通じて、この聲明こそ戰後秩序の誓約となつたものである。ウィルソンの十四箇條は次の如きものであつた。

- 第一 講和は公然開催され且つ公然締結さるべきこと。爾後一切の秘密協約の跡を絶ち、外交は常に率直に且つ公衆環視の裡に行はるべきこと。
- 第二 平時たると戰時たるとを問はず、領水以外の一切の海洋に於ける航行は、絶対に自由たるべきこと。但し國際條約實施のため全部若しくは一部閉鎖さるゝ海洋を除く。
- 第三 平和成立を諾し且つ其の純粹に努むる一切の國家間に、事情の許す限りあらゆる經濟的障壁を撤廢し、且つ通商條約の平等を確立すること。
- 第四 國內保安を不可能ならしめざる以上、國家的軍備を最低限度に縮減することを相互に有效に保障すべきこと。
- 第五 一切の植民地に關する係争は、其の所屬主權の決定問題に就き當該居住民の利害關係は

政府の正常なる要求と同様に尊重する原則の嚴守を基礎として、自由に、寛大に、且つ絶對的公平無私に之を處理すべきこと。

第六 ロシアの領域より一切の外國軍隊を撤退せしめ、且つロシアに關する一切の問題をして、同國が最も良好に且つ最も自由に他の世界列國と協同して其の政治的發達並に國家的政策に就きて、獨立的に決定すべき自由無碍の機會を享受し、又同國民自身の決定せる制度の下に自由諸國民の團體内に入り來るを歓迎せらるゝやう解決せしむべきこと。而して列國は單に之を歓迎するに止まらず、同國の要し且つ欲する萬般の援助を與ふべきこと。今後に於いて列國のロシアに對する處置は彼等の善意、彼等が各自の利害關係を超越して、同國の所要に對する認識、並に彼等の賢明にして無私なる同情を表はすべき的確なる試験たるべし。

第七 ベルギーに就いては、全世界の輿論に従ひ、侵入軍を撤退し、原狀に復歸せしむべく、同國が他の凡ての自由國民と同様に享受する主權に對し、何等の制限をも企つべからず。此の行爲程に、國家間に政府相互の關係を律するため、彼等の造れる法則に對し信念を強むる行爲は他に之を求むべからず。此の善後行爲なからんか、國際法の構成及び效力は悉く永久に不具に陥るべし。

第八 フランスの全領土は解放せられ、侵略を受けたる地域は還附せられざるべからず。而して一八七一年アルサス、ローレンに關し、プロシヤよりフランスに對し加へられたる不正行爲は殆ど五十年に亘りて世界を不安定ならしめたり。

第九 イタリア國境の改訂は明白に認識し得べき國民主義の原則に依遵して行はれざるべからず。

第十 オーストリー・ハンガリー國內の諸民族の地位が、列國間に保障し安定せられんことは吾人の望む所にして、彼等は自主的發達の最も自由なる機會を與へざるべからず。

第十一 ルーマニア、セルビア、モンテネグロ國は撤兵せられ、其の侵略領域は返還せられざるべからず。セルビアは自由にして安全なる海洋への出口を與へらるべきものなり。バルカン諸邦の關係は各自相互間の商議に依り、歴史上に形成せられたる所屬國籍と國民性とに従ひて處理せらるべく、而して、バルカン諸邦の政治的及び經濟的獨立並に領土的保全に對する國際的保障も、考量に加へらるることを要す。

第十二 現存のオットマン帝國中純然たるトルコの部分は、安固なる一主權國を保全せらるべし。然れども自今トルコの治下に在る異民族は、生命の安固並に自主的發達の絶對的に妨げ

られざる機會を確保せらるゝを要す。而してダーダネルス海峡は國際的保障の下に世界各國の船舶並に通商に對し、恒久的に開放し、航行を自由ならしむべし。

第十三 純然たるポーランド人の居住する地域を包括する獨立せるポーランド國創設せられざるべからず。而して同國は自由にして安全なる海洋への出口を確保せられ、其の政治的經濟的獨立並に領土的保全は國際條約に依りて保障せられざるべからず。

第十四 民族の大小を問はず、各自の政治的並に領土的保全を相互に保障する目的を以てせる特別なる國際條約の下に、諸國家の一般的聯盟を形成せざるべからず。

次いで一九一八年二月十八日、ウィルソンは下院に臨んで、あらゆる領土に關する再整理は更に敵對國の間の約定として、なく當事者たる人民の關係利害を考慮して爲さるべきこと、又賠償、併合若しくは何等刑罰的誅求の行はるべからざることを確言した。更にドイツの戦意が殆ど消滅して、將に休戦の申込をしようとしてゐた一九一八年九月二十七日、ウィルソンは戦後に於ける經濟的決定に關する通牒を發して、次の如く云つた。——あらゆる係争諸國の共同利害に關係しない、たゞ一國若しくは數ヶ國の集團の特別利害に關する事柄はこれを決定の土臺とすべきで

ない。世界諸國民の社交的大家族の中に、何等の聯合や同盟を作る必要もなければ、特殊の協約や協商を結ぶべき理由もない。主義的な性質を帯びた經濟上の取引や買占を禁止すべきは勿論、國際上親善な交誼に背いた國々を罰する爲に適用することの外は、非賣同盟も亦均しく禁ずべきである。あらゆる國際條約と各種の約定は有りのまゝ、全世界に公表すべきである——と。

これ等の原則はアメリカの大統領が聲明したのみならず、英、佛の指導者も亦繰返し公約したところである。獨りアメリカの名のみならず、全聯合國の名に於いて發表されたウィルソンの明瞭な陳述によると、諸國民の社交に於ける勝者、敗者の關係は全く相互の信任に鼓吹されて、公正に基く平和が齎らされなければならない筈であつた。かくて飢餓と不安と就中國内の思想混亂に困憊したドイツは、遂に戦争を斷念して平和を要求したのである。

因みに前に引用した一九一八年十一月四日、ロンドン・タイムズに發表されたノースクリップの平和條件の覺書は、聯合國の甘美な宣傳が、次第に苛酷な要求に變貌しつゝあつたことを物語る興味ある史實である。

ノースクリップの覺書が發表された十一月四日、聯合國は休戦の條件を決定し、八月、コンピエーヌの森に於いてドイツ全權にこれを提示、次いで十一月休戦條約が成立した。コンピエーヌ

の休戦條約はドイツが十四日以内にベルギー、フランス、アルサス、ロレーン、及びルクセンブルグより撤兵、一ヶ月以内にライン左岸より同じく撤兵、同時に聯合軍はこれに代つて兵を進め、更に飛行機、大砲、機關銃、タンク、各種軍艦、潜水艦等一切の武器は勿論、機關車、貨車、自動車等の軍用運輸機關に至るまで聯合軍に引渡すといふ苛酷極まるものであつた。ドイツさへ民主化すれば、寛大な平和を期待し得べしと考へたドイツ全權——和解の平和論を唱へた敗戦主義的平和派の政治家達であつた——は今更ながらその苛酷な條件に驚き、聯合軍總司令官フオッシュ元帥にその緩和を頻りに哀訴したがフオッシュはこれを峻拒した。かくてドイツさへ民主化すれば「和解の平和」を得べしといふドイツ國民の期待は全く裏切られたのである。併しながら、既に國內の混亂と戦線の崩壊がその極に達した當時となつては、最早如何ともなす手段なく、遂に涙を吞んで聯合軍の軍門に下らなければならなかつた。事ここに至つて始めて平和三派の政治家は自ら祖國を敵國に賣つた賣國奴であつたことを自覺しなければならなかつた。

講和會議の開催地はフランスのバリ及びヴェルサイユたるべきことが決定された。次いで十二月初旬、既に聯合國主要國は講和會議の順序につき協議を遂げ、第一次には英、米、佛、伊、日の五大國により準備會議、第二次に總聯合國の講和會議、第三次にドイツその他敵國側を加へた

講和會議を開くことを申合はせた。併しながら、敵國側委員に對しては、單に聯合國側の作製した講和條文を受理するために出頭を命ずるに止め、口頭談判は一切これを許さないことにした。この意味に於いてヴェルサイユの講和會議は全く戦敗國に對する戦勝國の一方的強壓命令であり、就中五大戦勝國の獨裁であつたのである。加之、日本はヨーロッパ問題に干與する必要なしとして五大國會議から除外され、更にイタリアも亦その参戦の條件を蹂躪してその期待を裏切つた英、米、佛の態度に憤慨してこれを脱退し、従つて戦後秩序に關する重要問題は概ね米、英、佛の三巨頭會議によつて決定されたのである。

かくて一九一九年五月九日聯合國側代表全部列席の上、講和條文がドイツ側委員の手に交付された。その中には國際聯盟に關する規約、ドイツ植民地の處分問題、山東歸屬並に處分に對する問題、フィウメ港處分に關する問題、ザール地域歸屬に關する問題、ロシアに關する問題、戦争責任者糾弾問題、賠償問題、ダンチヒ歸屬問題等が含まれてゐた。この條約案に對してはドイツ側に於いてその意見を具備するため十五日の猶豫期間が付與されてゐたが、殆ど修正を許されずして、六月二十八日、即ちサラエボ事件第五周年記念日、ヴェルサイユ宮殿鏡の間に於いて調印された。更にオーストリーとはサンジェルマンに於いて、トルコとはセーヴルに於いて、ブルガ

リアとはヌイイーに於いてそれ、講和條約が調印された。

右の講和條約に於いてドイツは一方的に戦争の責任者であることが断定され、その断定に基いて海外植民地の全部及びアルサス、ローレン、マルメデー、シレジアその他重要な領土が奪はれ、百四十億金マルクに上る莫大な賠償金が課され、徴兵制度の廢止、常備軍十萬への制限、飛行機、タンク、重砲の禁止、一萬トン級の主力艦以下少数艦艇への制限、飛行機、潜水艦の廢止等殆ど武装解除に等しき軍備條項が命ぜられた。更に盟邦オーストリー・ハンガリーは解體され、オーストリーは自立の困難な小國にされた上、ドイツとの合邦を禁ぜられ、ドイツ及びオーストリー・ハンガリーより奪取された領土を以てポーランド、チェッコ・スロヴァキア、ユーゴスラヴィア等聯合國の傀儡國家が新設され、ドイツ包圍陣の障營とされた。ロシアはフィンランド、バルト三國の新設によつてバルチック海より殆ど遮斷され、獨、露の兩國は新設のポーランドによつて隔離された。これらの新設國家は、聯合國の宣傳した民族自決の原則を口實として建設されたものであるが、その實その原則を無視して不當にドイツ民族の居住地をこれらの國家に編入せしめたため、到る處に少数民族の問題を残し、ヨーロッパ不安の原因をなしたことは人の知る處である。要するに戦後のヨーロッパ秩序は専ら主要聯合國、特に米、英、佛の利益のために建設

されたものであつて戦前の秩序にも増し不合理なるもの、従つて不安定なるものとなつた。

二、ヴェルサイユ體制の欺瞞

ヴェルサイユの講和條約の講和が、綱領としてドイツに公約され世界に誓約されたウィルソンの十四箇條を如何に裏切つた不正の結晶であつたかは、民主主義の追隨者として、聯合國の民主主義擁護戰に參戰したイタリー政府の首腦として、又民主主義思想戰の戰士たるジャーナリストとして、聯合國の思想宣傳に協力したイタリー前首相ニッチが、この裏切に憤激して著した「平和なきヨーロッパ」に於いて、十四箇條をヴェルサイユ條約で決つた實際の結果と、一々比較した次の興味ある論述によつて甚だ明かである。

一、ウィルソン曰く、講和談判、決議、調印の後、秘密な外交上の約定は廢止されたものと見做されなければならぬと。然るに事實はこれに反して、秘密な講和交渉が六ヶ月以上も長びいた。而してその談判やその委員等の意見を知らうと欲したドイツの代表者は、一切聴くことを許されなかつた。條約の系統によつて、フランスはベルギー、ポーランドと軍事同盟を結んで、ドイツを片隅に逐ひやつた。

二、ウィルソンは領土以外の海洋の絶対自由を主張したが、事實上戦前の状態と何も變つたことがない。唯一の相違は敗國はその商業船舶を引渡してしまつたから、最早その問題に就いて利害關係を有たないと云ふことだけである。

三、ウィルソンはあらゆる經濟的障壁を撤廢し、且つ通商條件の平等を主張した。然るに條約はドイツに相互主義を無視した條項を課した。而して殆どすべての聯合國はすでに保護主義の關稅と輸入禁止を目的とする重稅を課する制度を採用した。

四、ウィルソンは國內の保安に差支へぬ限り、軍備を最少限度に縮小するため、相互に充分の保障を交換すべきことを主張した。然るに條約は敗國に對して、その海軍を破壊し又は讓渡するように強要しドイツの常備軍は將校とも十萬人に、ブルガリアは二萬三千人、オーストリアは三萬人（實際は二萬一千人）、ハンガリーは三萬五千人に縮小するやうに定めた。それと反對に勝國は數量の上から戦前に優つた巨大な軍隊を備へた。佛、白、波三國の常備軍を合はすと百四十萬人ある。獨、澳、匈及びブルガリアを合算しても、僅かに十七萬九千人であるのに、ルーマニアは二十萬六千人、ポーランドは四十五萬の兵力を有つて居る。

五、ウィルソンは植民地の權利及び要求は、専ら直接關係ある人民の利益に基いて忠實直裁に

設定すべきことを主張したが、條約はヨーロッパ大陸のどの國よりも、最も痛切に植民地の必要を感ずるドイツから、その植民地全部を奪つてしまつた。ドイツ人の密度は、ほゞイタリアと同様で、一方キロメートルに百二十三人の割合で（イタリアは百三十三人）フランスの同上七十四人、スペインの四十人、戦前に於けるヨーロッパ・ロシアの二十四人に比べると、大變な相異である。

六、ウィルソンはあらゆるロシアの領土を明け渡し、ロシアの再建と發展の爲に懇懇な協力を爲すべきことを主張した。然るに聯合國は永い間帝政時代の落武者であるコルチャック、ユードニク、デニキン、ウランゲル等の軍事的冒險を後援した。

七、ウィルソンはベルギーの明け渡しと、その再建を主張した。その事は實現されたが、その國民が戦前夢にも想はなかつた新領土がベルギーに割與された。

八、フランス領土の釋放、侵入された地方の再建設、一八七一年にフランスから取つたアルサス、ローレンを返還すること。然るにフランスはその上ザールの統治權を握ることになつた。これは民族解決の原則を絶対に否定したものである。

九、ウィルソンは明かに限定し得べき民族主義の區劃に従つて、イタリアの國境を改訂すべき

ことを主張したが、これ等の區劃は到底明かに限定されず、又承認されなかつたから、到達した解決はイタリイ人にとつても、將たその隣國人にとつても、氣に入らぬものである。

十、ウィルソンはオーストリー・ハンガリーの人民がその結合を續けるなり、或は最も良く各自の發達に適するよう自治的の國を形造るなり、自由に放任すべきことを主張した。ところが實際上條約は概してドイツ人よりも劣つてゐるポーランド、チェッコ・スロヴァキア、ルーマニア、及びユーゴスラヴィア等に割當てる爲に、出来るだけ多數のドイツ人とマジヤール人を兩國から取り去つた。

十一、ウィルソンはルーマニア、セルビア、モンテネグロの明渡しを主張した。この事は實現された。だが聯合國は何時でもモンテネグロの再建設をその基本的義務であると聲明したに拘らず、いざと云ふ場合にこの國の消滅に力を藉した。これは主としてフランスの教唆によつたのである。

十二、ウィルソンはオットマン帝國內のトルコ人の住んでゐる領土に制限された主權を與へ、その治下にある他の民族を釋放し、ダーダネルス海峽は國際保障の下に航行の自由を支へることを主張した。然るに實際に現れた事は、聯合國自ら小アジアを領有しようと試みたことで

あつた。然し直接の主權を執ることは餘りに危険な實驗であらうから、委任統治を採用することが必要となつたのである。深刻な騒亂と不安の感が回教國の全部に瀰漫して居る。

十三、ウィルソンは純然たるポーランド人民から成る獨立したポーランドを中立國として建設し自由安全なる海洋への出口をこの國に與へ、且つこの國の保全は國際的一致によつて保障されるべきことを主張した。然るに實際建設されたポーランドはポーランド人以外多數の他民族を含み、著しく軍國主義の性質を負ひ、將來ウクライナ及びドイツの領分に膨脹せんとしてゐる。ポーランドの人口は千八百萬を越させない筈であつたのに、三千一百萬に上つた。ロシアとドイツを分離させるのがポーランドを強大にした主要目的なのだ。その上ダンチヒ自由國が事實上ポーランドに従屬し、ドイツに對する脅威になつてゐる。

十四、ウィルソンは諸國民の間に秩序を再定し、大小のあらゆる國々の領土保全と政治的獨立に對する相互的保障の基礎を据ふる目的を以て、國際聯盟を創設することを主張した。和約結了後二年以上、休戰條約成立後三年を経過したが、國際聯盟は神聖同盟と異なるところなく、その目的はたゞ勝者の特權を保障することである。どの點から見ても稱讚に價する上院の票決の結果として、アメリカは國際聯盟に加はらなかつた。ドイツを始め敗國も亦除外さ

れてゐる。

以上ヴェルサイユ條約に對するニッチの批判は、ニッチが民主主義であるための甘さはある。ニッチが民主主義の反對者であつたなら、その批判は更に一段と痛烈なものとなつたであらう。併しながら、民主主義者ニッチさへ民主主義の假面を被つたヴェルサイユ條約に憤激して、この批判を下し、以上述べた所によると、平和の土臺となるべき筈であつた最も尊嚴な誓約が守られなかつたことが一目瞭然である。聯合國は戦争中に公表した宣言を忘れた。あらゆる嚴肅な連署をした公約を忘れてしまつた。又ウィルソンの聲明を蔑視してこれも忘れた。彼の聲明は契約でも條約でもなかつたが、それよりも更に嚴かな責任の重いものだつた。最も悲惨な秋に全世界の前で敵に與へた正義を保障する誓約であつたのである。」と結んだ。因みにオーストリー、トルコ、ブルガリアに對應するサンジェルマン、セーヴル、ヌイイーの講和條約はヴェルサイユの條約を基礎としたものなのであるから、ヨーロッパの戦後秩序を一般にヴェルサイユ體制と呼ぶことは不當でない。

ヴェルサイユの講和會議は戦敗國ドイツを苛酷に取扱つたのみならず、大戦中、英、佛、米の與國としてその戦勝に貢獻したイタリアをも冷遇して、その怨恨を買つた。イタリアは三國同盟

の一國でありながら、イギリスを敵とする戦争には參戦しないと云ふ條件に基いて一時中立の態度を執つたが、その後、英、佛の思想宣傳と、戦後に約束された回復されるイタリア（イタリア人の居住するオーストリー領）の回復と、アドリア海に於ける覇權の樹立を好餌として、聯合國側に參戦させられたものである。然るにヴェルサイユに於ける英、佛、米のイタリアに許したものはイタリアを満足せしむるに足らなかつた。加之、英、佛、米はアドリア海の對岸に、巨大なユーゴスラヴィアを建設し、これをその傀儡として反イタリア運動を示唆し、却つてイタリアを抑壓するの好手段を弄した。かくて土地狭く、人口に乏しきイタリアは、戦争の疲弊に加へて、聯合國の經濟壓迫に會ひ、破綻に瀕した國民經濟と窮迫を告げた社會生活は階級闘争を激化して、一時、共產主義革命の前夜を彷徨しなければならなかつた。即ち、愛國者ムッソリーニが蹶起して、ファッショ革命を斷行し、國內の再建に努力すると同時に、地中海の囚人たる立場を脱するためドイツと共にヨーロッパ新秩序運動に乗り出さざるを得なかつた所以はこゝにある。

ヴェルサイユ講和條約によつて創造されたものの中最も重大なるものと當時考へられたのは國際聯盟である。國際聯盟の思想は大戦中既に一九一八年一月八日アメリカの議會に於いて大統領ウィルソンが講和の基礎條件として提示した所謂十四箇條の中に掲げ、次いでイギリスの宣傳本

部クリュー・ハウスがドイツに對する擾亂宣傳の重要題目として採擇し、而してドイツが講和の決意を固むるため重要な原因となつたのである。ウィルソンの十四箇條は國際聯盟に就いて前記の如く「民族の大小を問はず、各自の政治的並に領土的保全とを相互に保障する目的を以てする特殊の國際條約の下に諸國家の一般的聯盟が組織されるべきこと」といつてゐる。次いで五月二十七日ワシントンに於ける演説に於いてウィルソンは國際聯盟に關する大綱として次の五箇條を掲げた。

- 一、公平なる判斷に何等の差別を附してはならぬ。又特に何事でも辯駁せず、唯關係國平等の權利を以て標準とするのほかには何等の標準をも持たぬ判斷を以て國際的紛争解決の鍵としなければならぬ。
 - 二、各國の共同利益と兩立せぬ特殊若しくは單獨利益或ひは一國若しくは二、三國に限られた利益をも國際紛争解決の一部の基礎としてはならぬ。
 - 三、國際聯盟加入者間には何等の結社同盟若しくは契約的保障の存することを許すべきではな
- ぬ。
- 四、更に約言すれば規律と抑制とを維持する手段として國際聯盟自身に附與せられるべき權利

即ち違反者を世界の市場から除外することによつて經濟的刑罰を行ふ權力以外この同盟外に於いて特殊の經濟上の結合又は經濟的支配同盟又は經濟的除外方法を用ひてはならぬ。

- 五、あらゆる種類の國際條約及び協定は爾余の國民に對してその全文が明示されなければならぬ。

これを要するにウィルソンの國際聯盟は即ち國際民主主義の機關であり、別言すれば所謂國際民主主義としての會議外交、集團保障の機構なのである。かゝる機關が結局に於いて米、英、佛の帝國主義的支配の機關以外の何ものでもなかつたことは既に述べた如くである。アメリカが提唱した國際聯盟にアメリカが参加しなかつたことは、決してアメリカが國際聯盟を利用することを斷念した爲ではない。アメリカは國際聯盟の外部に立ち、國際聯盟の義務の負擔を免れながらそのドル外交によつてこれをその帝國主義支配に利用することが出来たのである。

第二節 ワシントン會議・ロンドン會議

一、ワシントン會議の招請

次いで一九二一年十一月十一日——第一次ヨーロッパ大戦休戦記念日——を以て合衆國大統領ハーディングの提唱に掛るワシントン會議が開會された。ワシントン會議は海軍軍備縮小の問題を主題として招請されたものであるが、それと同時に太平洋及び東亞の問題に就いて論議することを豫定された。ヴェルサイユ會議に於いて日本がヨーロッパ問題に干與することに反對した米、英は、ワシントン會議に於いて自ら主導の立場に立つて東亞の問題を論議しようとしたのである。この一事を以てしても米、英は世界の支配者であり日本はその被支配者であるべきであるといふアングロサクソンの帝國主義的な優越感を見ることが出来る。ワシントン會議は一應東亞の國際秩序を米、英の意圖に基いて建設し、東亞は従つて米、英の國際主義を原理とする帝國主義支配を受けねばならないことになつた。この意味に於いてワシントン會議が東亞に對して持つ意味はヴェルサイユ講和會議が戦後のヨーロッパに對して持つ意味と等しく、所謂ワシントン體制はヴェルサイユ體制と並んで今日問題となつてゐる世界の舊秩序の根幹をなすものとなつた。

ワシントン會議の招請された當時、世界の輿論は米、英の提唱した民主主義、國際主義の思想に風靡され、日本の思想界も亦、米、英思想に眩惑されてゐた。米、英は即ちこの思想情勢に乗じて容易に國際協調主義を假面とする帝國主義支配の機構たるワシントン體制を建設することに成

功した。即ち海軍軍縮條約を締結することにより日本の海上權力を相對的に弱體化し、更に太平洋に關する四箇國協定、支那に關する九箇國條約を成立せしめて、東亞に於ける日本の自主的行動を封殺することに成功した。然も米英思想に眩惑された日本の指導者達は、米、英のかゝる對日陰謀の眞意を看破することなく、ワシントン會議の招請を以て、却つて米、英の理想主義的な平和事業なりと欺瞞され、心からその成立に協力さへもした。この意味に於いて、ワシントンに於ける日本の外交的失敗は、米英思想に對する日本の政界、財界、言論界等々の思想的敗戦に原因したものと云はなければならぬ。

二、軍縮問題

先づ海軍軍縮問題に就いては、十二日開會劈頭、アメリカ全權ヒューズは一つの原案を提出した。ヒューズの原案は一般原則として、

第一、實行中若しくは既定の主力艦建設計畫は全部これを中止すること。

第二、老齡艦の或ものを廢棄することによつて更に縮小を行ふこと。

第三、一般に關係列強の現在海軍力に考慮を加ふべきこと。

第四、主力艦の噸數を以て海軍力測定の基準となし、又一定の補助艦艇の勢力をこれに比例して割當つべきこと。

となし、この原則に基いて日、英、米三大海軍國が割當てられるべき主力艦を日本十隻二十九萬九千七百トン、イギリス二十二隻六十萬四千四百五十トン、アメリカ十八隻五十萬六千五百五十トンに制限し、十年間代艦を建造せず、代艦を建造する場合にはその排水量を三萬五千トン以下とし、主力艦總噸數を、日本三十萬トン、イギリス五十萬トン、アメリカ五十萬トンに極限しようとするものである。しかるに右算定の基礎は甚だ不當なるものであり、例へば我が既設艦陸奥を未成となし、アメリカは多く老齡艦を廢棄することとし、従つて實質上比較的優勢を實現せんことを企圖せる等、これである。加之、五、五對三の比率を以てしては我が國防の安全感は脅かされたこととなり、更に後に説明する如く、アメリカの謀略によつて日英同盟が破棄され、米、英が接近して日本の孤立が必至となる形勢あるに於いては愈々由々しき大事であるといはなければならぬ。こゝに於いて我が國は十對七の比率を主張したけれどもつひに容れられず、攝津を廢棄して陸奥を存續することにはなつたけれども、同時にアメリカに未成艦一隻の建造を認め、英國に二隻の建艦を認めなければならぬことになつた。従つて或る意味に於いて軍縮條約は日本

にとつてこそ軍縮であるが米、英にとつては軍擴を意味するといふ奇現象を呈した。その結果三國の保有主力艦は日本十隻三十一萬三千トン、イギリス二十隻五十八萬一千二百トン、アメリカ十八隻五十二萬五千トンとなり、代艦建造後は、日本九隻三十一萬五千トン、英、米は各々十五隻五十二萬五千トンといふことになつた。次いで佛、伊の主力艦保有量の問題に移り、各々異論多く、決することを得なかつた。

ワシントン會議に於ける陸軍の制限に關しては、十一月二十一日の會議に上程され、參加國は主義に於いて賛成したけれども、佛、伊兩國より極端なる縮小を不可能とする事情の陳述あり、遂に各國ともその希望を言明するに止まり、何等協定を見るに至らずして止んだ。これアメリカは東亞進攻作戰の立場より日本の海軍を相對的に劣勢化する問題には熱心であつたが、陸軍の問題に就いては大なる關心を有せず、従つてその制限の成否を問題としなかつた結果である。併しながら、思想的に米、英の植民地化した日本はその後自發的に陸軍の軍縮を行つたことは周知の通りである。

三、太平洋並に極東問題

次に、太平洋並に極東の問題に關しては、所謂四箇國協定並に九箇國協定の成立を以て主たる成果とする。これより先、日英同盟の存続に關しては、アメリカに於いて一九一一年第三次協約の締結前後よりこれに反對する氣勢強く、當時米、英は仲裁裁判條約締結の交渉中であつたから、日英協定中、仲裁裁判條約ある國に對しては條約上の義務を負はざる旨を規定して、僅かにアメリカの意を安んずることを得た。しかるに右の仲裁裁判條約は上院の反對に會つて成立せず、従つてこの留保はアメリカを満足せしむるに足らず、一九二一年七月、日英協定の期限滿了せんとするに及び、アメリカはこの繼續に反對を聲明することとなつた。蓋し日本に對して對立意識を有したアメリカは、一方に於いて日、英兩國を敵とすることを恐れたと同時に、他方に於いて逆にイギリスを反日陣營に誘導せんと欲し、日英同盟の破棄を望んだのである。尙ほカナダ、オーストラリア等イギリスの自治領も日、米兩國が戰端を開く場合、アメリカの反對陣營に立つことを恐れ、その協約の繼續に反對した。加之、大戰後露、獨二國の没落して以來、東亞の利權に對して日本を利用する必要稀薄となつたイギリスは、日本に對する情誼はともかくとして、アメリカの好意を得んとするに急なる餘り、つひに日英同盟はアメリカの希望に従つて密葬されることとなつた。かくて日英同盟に代つて締結されたものがワシントン會議に於ける四箇國協定である。

四箇國協定は初め日、英、米、三國間に審議を進められたものであるが、アメリカは日、英兩國が結んで自國の孤立することを恐れ、フランスを誘つて四箇國協定とした。この一事を見てもアメリカの意圖する所が日本の抑壓にあつたことは明らかである。その趣旨とする所は太平洋の現状維持と太平洋問題に關する國際紛議は締約國の共同會商によつて解決せんとすることであつた。その内容は次の如きものである。

第一條 締約國は太平洋方面に於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其の權利を尊重すべきことを約す。若し締約國の何れかの間に太平洋問題に起因し且つ前記の權利に關する爭議を生じ、外交手段に依りて満足なる解決を得ること能はず、且つ其の間に幸ひに現存する圓滿なる協調に影響を及ぼすの虞ある場合に於いては右締約國は共同會議の爲、他の締約國を招請し、當該事件全部を考慮調整の目的を以て其の議に付すべし。

第二條 前記の權利が締約國以外の國の侵略的行爲に因り、脅威せらるゝ場合には締約國は右特殊事態の急に應ずる爲、共同に又は各別に執るべき最有效なる措置に關し了解を遂げんが爲、充分に且つ隔意なく互に交渉すべし。

第三條 本協約は實施の時より十年間效力を有し且つ右期間満了後、締約國の何れよりも十二ヶ月前の豫告を以て終了せしむるの権利を行使せざる限り引續いて效力を有す。

第四條 本協約は締約國の憲法上の手續に従ひ成る可く速かに批准せらるべく、且つ華盛頓に於いて行はるべき批准寄託の時より實施せらるべし。一千九百十一年七月十三日倫敦に於いて締結せられたる大不列顛國及日本國間の協定は之と同時に終了するものとす。

従つて四箇國協定の目的とするところは、太平洋の現状維持と防備制限、就中會議外交の方針によつて日本の自主的行動を拘束せんとするにあつた。かくて日本は日英同盟の消滅によつて利益の保障を奪はれ、四箇國協定の成立によつて行動の自由を失つたものと見るべきである。太平洋の防禦制限は日本に不利な軍縮條約を承認せしむる好餌とされたものであるが、それと同時に太平洋の現状維持と太平洋問題に關する會議外交方針の適用を規定したことは、明かに米、英の成功であつた。而して當時日本がこの明かなる不利と考へなかつた所以のものは、即ち米英思想の影響による國際主義の盲信に原因したものと考へられる。

次に九箇國條約はアメリカの對支經濟侵略政策としてのジョン・ヘイの宣言、即ち領土保全、

門戸開放、機會均等を改めて條約上承認せしむると同時に、恰も四箇國協定が太平洋問題に就いて日本に加へた行動の拘束を支那問題に就いても加へることを目的としたものである。その内容は次の如きものである。

第一條 支那國以外の締約國は左の通り約束す。

一、支那の主權、獨立並に其の領土的行政的保全を尊重すること。

二、支那が自ら有力且つ安固なる政府を確立維持する爲、最も完全にして且つ最も障礙なき機會を供與すること。

三、支那の領土を通じて一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持する爲各々盡力すること。

四、友好國の臣民又は人民の權利を滅殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲、支那に於ける情勢を利用すること及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること。

第二條 締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約、協定、取扱又は諒解をも相互の間に、又は各別に、若しくは協同して他の一國又は數國との間に締結せざる

べきことを約定す。

第三條 一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戶開放又は機會均等の主義を一層有効に適用するの目的を以て支那國以外の締約國は左の要求を爲さざるべく又各自國民の左の要求を爲すことを支持せざるべきことを約定す。

(イ) 支那の何れかの特定地域に於て商業又は經濟上の發展に關し、自己の利益の爲一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極め

(ロ) 支那に於て適法たる商業若しくは工業を營むの權利又は公共企業を其の種類の如何を問はず支那政府若しくは地方官憲と共同經營するの權利を他の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或は其の範圍、期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無効に歸せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權

本條の前記規定は特定の商業上、工業上、若しくは金融上の企業の經營又は發明及研究の獎勵に必要なるべき財産又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす。

支那國は本條約の當事國たるを否とを問はず一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するに付本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す。

第四條 締約國は各自國民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せんとし、又は相互間の獨占的機会を享有することを定めんとするものを支持せざることを約定す。

第五條 支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行ひ又は許容せざるべきことを約定す。殊に旅客の國籍其の出發國若しくは到達國、貨物の原產地若しくは所有者、其の積出國若しくは仕向國、又は前記の旅客若しくは貨物が支那鐵道に依り輸送せらるゝ前若しくは後に於て之を運搬する船舶其の他の輸送機關の國籍若しくは所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし。

支那國以外の條約國は前記鐵道中自國又は自國民の特殊條約、特殊協定其の他に基き管理を爲し得る地位に在るものに關し前項と同趣旨の義務を負擔すべし。

第六條 支那國以外の締約國は支那國の參加せざる戰爭に於て支那國の中立國としての權利を完全に尊重することを約定し、支那國は中立の義務を遵守すべきことを聲明す。

第七條 條約國は其の何れかの一國が本條約の規定の適用問題を包含し且各適用問題の討議を爲すを望ましと認むる事態發生したるときは何時にても關係締約國間に充分にして且隔意なき交渉をなすべきことを約定す。

第八條 本條約に署名せざる諸國にして署名國の承認したる政府を有し及支那國と條約關係を有するものは本條約に加入すべきことを招請せらるべし。右目的の爲合衆國政府は非署名國に必要なる通牒を爲し、且つ其の受領したる回答を締約國に通告すべし。別國の加入は合衆國政府が其の通告を受領したる時より效力を生ずべし。

第九條 本條約は締約國に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべく且つ批准書全部の寄託の日より實施せらるべし。右の寄託は成る可く速かに華盛頓に於て行ふべし、合衆國政府は批准書寄託の認證謄本を他の締約國に送附すべし。

本條約は佛蘭西語及英吉利語の本文を以て共に正文とし合衆國政府の記録に寄託保存せらるべく、其の認證謄本は同國政府より他の各締約國に之を送付すべし。右證として前記全權委員は本條約に署名す。

これより先、大正六年十一月二日、第一次ヨーロッパ大戰にアメリカが參戦した後、我が石井全權とアメリカ國務長官ランシングによつて、日米兩國の間に共同宣言——所謂石井ランシング協定——が交換された。その内容は次の如くである。

近來往々流布せられたる有害なる風説を一掃せむが爲、閣下及本使は、茲に支那に關して兩國政府の等しく抱懷する希望及意向に付、更に公然たる宣言を爲すを得策なりと思惟す。

日本國及合衆國兩政府は、領土相接近する國家の間には、特殊の關係を生ずることを承認す。従つて合衆國政府は、日本が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして、合衆國政府は日本國が其の地理的位置の結果、右特殊の利益を有するも、他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ、又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本國政府累次の保障に全然信賴す。

日本國及合衆國政府は、毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることを聲明す。且つ右兩國政府は、常に支那に於て門戸開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。

將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立、又は領土保全を侵害し、若しくは列國臣民又

は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては、兩國政府は何國政府たるを問はず之を獲得するに反對することを互に聲明す。

石井ランシング協定の眼目とするところは、アメリカが支那に於ける日本の「特殊利益」——日本は始めバラマウント・インタレスツと提言したがアメリカの反對に遭ひ、スペシャル・インタレスツ・エンド・インフルエンスと提案したが、なほもその賛成を得ることを得ず、結局、スペシャル・インタレスツと妥協した——を承認した點、及び日本が支那の「領土保全、門戸開放、機會均等」に關するアメリカ年來の主張を承認した點にあつた。然るにワシントン會議に於ける九箇國條約は支那の「領土保全、門戸開放、機會均等」を規定したけれども日本の支那に於ける「特殊利益」に關しては一言も觸れなかつた。然も石井ランシング協定はワシントン會議後間もなく——一九二三年四月十四日——廢棄されたのであるから、この「特殊利益」の承認は撤回された形になつた。加之、九箇國條約は支那に於ける各國の自主的活動を牽制した上「會議外交」の原則を採用して支那問題に關する米、英の支配力を強化した結果、日本の所謂「特殊利益」は益々壓迫されることゝなつた。惟ふに九箇國條約に於いて米、英が意圖したところは、即ち地

理的關係と歴史的傳統に基く東亞の安定勢力としての日本の優越を破壊し、東洋制覇の帝國主義的野望を逞しくせんとした點にあつたのである。かくて九箇國條約の成立によつて、日本の對支政策は消極化し、米、英の煽動とその支持によつて支那の排日、抗日は愈々激化し、遂に滿洲事變、支那事變の勃發を餘儀なからしめた。従つて支那事變の解決も、東洋平和の確立も、根本的にはワシントン體制の打破と新秩序の建設なくしてこれを期待し得なかつた。この意味に於いて米、英兩國に對する大東亞戰爭は、滿洲事變、支那事變以來既に必至であつたのである。

四、ロンドン會議と日本

次に一九三〇年（昭和五年）一月二十一日、イギリス外相ヘンダーソンの招請によつて開催されたロンドン會議は、ワシントン會議の延長であつた。即ちワシントン會議が意圖して未完成に終つた補助艦艇に對する制限を完成することを、その目的としたのである。我が海軍の方針は、（一）大型巡洋艦に就いて對米七割、（二）補助艦全體に就いて對米七割、（三）潜水艦は七萬八千ト（現有勢力）の保持であつた。然るにその決定は、

	米 國	日 本	比 率
大型巡洋艦	一八〇・〇〇〇 ^噸	一〇八・四〇〇 ^噸	六〇%
輕巡洋艦	一四三・五〇〇	一〇〇・四五〇	七〇%
驅逐艦	一五〇・〇〇〇	一〇五・五〇〇	七〇%
潜水艦	五二・七〇〇	五二・七〇〇	一〇〇%
計	五二六・二〇〇	三六七・〇五〇	六九・七五%

となり、(二)補助艦全體の比率は七割に近いものとなつたけれども、(一)大型巡洋艦に就いては六割となり、(三)潜水艦に就いては現有勢力の六割七分に縮限された。これによつて日本海軍の相對的劣勢は愈々決定的となり、アメリカ海軍の侵略的渡洋作戦に對する防禦力としてさへ不十分なるものとなつた。この兵力量の決定に對して、最後まで反對した海軍の見解を無視して政黨内閣が、統帥權干犯の問題を起し、心ある者に政治革新の必要を痛感せしめたことは記憶すべきである。その年十一月十四日、濱口首相が暗殺されたのは、スチムソンの觀察した如く「ロンドン海軍條約の批准を強行した」ことに無關係ではなかつた。當時我が政界、財界、言論界等にはなほ米、英の思想謀略に眩惑され、米、英追隨外交の迷夢に甘酔してゐたのであるが、日本の國

民社會に於ける底流は、既に一變して、革新の氣運を妊んでゐたものと考へられる。

第三節 支那問題の紛糾

一、二十一箇條條約問題

更に米、英は東亞に於ける日本の勢力に打撃を與へるため、支那の排日、抗日を煽動した。支那の排日、抗日が一段と悪化するに至つた契機は周知の如く所謂二十一箇條の對支要求問題にあつた。併しながら二十一箇條問題は飽くまでも排日悪化の契機に過ぎなかつたのであつて、その原因ではなかつた。然も米、英は執拗にこの問題を利用して支那の排日抗日を煽動することに成功した。この意味に於いて、この問題の經過と、その國際的波紋を検討することは、滿洲事變、支那事變より大東亞戰爭に發展した東亞の情勢を理解する上に於いて、甚だ有益なることであると考へる。

第一次ヨーロッパ大戰に參戰し、一九一〇年(大正三年)十一月七日、青島を攻略した日本は

支那政府に對し山東問題の善後處置を圖り、併せて日支兩國間に横たはる諸懸案を解決し、以て東洋永遠の平和に資するため、翌年一月十八日、左記内容の要求を提出した。

甲 要求事項

第一號 山東省に關する件

第一條 支那政府は獨逸が山東省に關し條約其他により支那より獲得したる權利利益讓與等の處分に付將來日獨兩國間に協定すべき一切の事項を承認すべき旨を約すること

第二條 支那政府は山東省内若しくは其沿岸島嶼を他國に讓渡又は貸與せざる事を約すること

第三條 支那政府は芝罘又は龍口と膠濟鐵道とを連絡すべき鐵道の敷設權を日本國に許與すること

第四條 支那政府は自ら外國人の居住貿易の爲に山東省に於ける主要都市を開放すべき旨を約すること、又其の地點は別に協定すること

第二號 南滿洲及東部內蒙古に關する件

第一條 旅順大連租借期限並に南滿洲及安奉兩鐵道に關する各期限を何れも更に九十九年に延長すること

第二條 日本國臣民は南滿洲及東部內蒙古に於て各種商工業上の建物の建設又は耕作の爲必要なる土地の賃借權又は所有權を取得することを得

第三條 日本國臣民は南滿洲及內蒙古に於て居住往來並に各種商工業及其他の業務に従事することを得

第四條 支那政府は南滿洲及東部內蒙古に於ける鑛山の採掘權を日本國臣民に許與すること、又其鑛山は別に協定すること

第五條 支那政府は南滿洲及東部內蒙古に於て他國人に鐵道敷設權を與へ又は鐵道敷設の爲他國より資金の供給を仰ぐとき並に諸税を擔保として借款を起すときは豫め日本國政府の同意を経べきことを約すること

第六條 支那政府は南滿洲及東部內蒙古に於て政治財政軍事に關する顧問教官を要する場合に日本國政府に協議すべきことを約すること

第七條 吉長鐵道の管理經營を九十九年日本國に委任すること

第三號 漢冶萍公司に關する件

第一條 日本國資本家と漢冶萍公司との密接なる關係に顧み本公司を適當なる機會に日支合辦となすこと、並に支那政府は日本國の同意を経ずして公司に屬する一切の權利財産を自ら處分し又は公司をして處分せしめざることを約すること

第二條 支那政府は本公司に屬する諸鑛山附近の鑛山に付公司の承諾を経ずして之が採掘を公司以外のものに許可せざるべく並に其他直接間接公司に影響を及ぼす虞ある處置を執らむとするときには先づ公司の同意を経べきことを約すること

第四號 沿岸不割讓に關する件

支那政府は支那の沿岸の港灣及び島嶼を他國に讓渡又は貸與せざるべきを約すること

乙 希望事項

第五號 懸案其他解決に關する件

- 一、中央政府に政治及軍事顧問として有力なる日本人を傭聘すること
- 二、支那内地に於ける日本の病院寺院及學校に對し土地所有權を認むること
- 三、必要の地方に於ける警察を日支合同とするか又は是等の地方に於ては警察官廳に日本人を傭聘すること

- 四、日本より一定數量の兵器の供給を仰ぐか又は支那に日支合辦の兵器廠を設立し日本より技師及原料の供給を仰ぐこと
- 五、武昌と九江南昌線とを連絡する鐵道及南昌杭州間南昌潮州間鐵道敷設權を日本に許與すること
- 六、福建省に於ける鐵道鑛山港灣の設備（造船所を含む）に關し外資を要する場合には先づ日本に協議すべきこと
- 七、支那に於ける日本人の布教權を認めること

日本政府は大正四年一月十八日、右提案の全文を中華民國大總統袁世凱に内示したが、袁は日本の要求及び希望條項を緩和するため、反對輿論の喚起に努め、同時に第三國の干渉に期待して、就中、駐支アメリカ大使ラインシュに哀訴するところがあつた。當時、支那は三民主義革命の進行中にあり、民主主義、社會主義思想と共に、近代ヨーロッパ的民族主義——その實、民族利己主義——の勃興期にあつたため、日本の對支要求は歐米思想の影響を受け輿論の反對に遭はなければならなかつた。然も革命に乗じて政權を掌握し、進んで帝位を窺竄する野心を藏した袁は輿

論に迎合して日本の要求に反抗し、袁の反対派亦政治的理由に基いて必要以上に強硬論を主張した。固より東亞の侵略者米、英が日本の對支要求を喜ばず、國際主義を口實としてこれに反対し、支那の反抗を支持し、使嗾したのは當然であつた。加之、日本の米、英追隨者亦この非難に雷同し、政府の政策に反対したことは、事態を愈々不幸に導いた。二十一箇條の問題は今日なほ支那の抗日理論に於ける重要な論據の一となつてゐる。この意味に於いて、日本は、この際改めてこの問題を再検討し、この論據を駁碎する明確なる見解を自覺する必要がある。即ち米、英の國際主義思想に影響された二十一箇條觀を一掃しなければ、對支思想戦の勝利を期待し得ないことを知らなければならぬ。

日本の對支二十一箇條要求の眼目は大正十年（一九一五年）五月七日、協定の成立に臨み我が外務省の發表した對支交渉顧末書にも明かなる如く、「日獨戦争の善後を圖り、日支の親善關係を増進し、東洋永遠の平和を保持せんとする」にあつた。第一次大戦當時、歐米の侵略勢力が東亞より後退した機會に、日支間の懸案を解決し、更に支那の内政改善に協力して、戦後、歐米の再進出に備へしめんとしたことは、東亞の安定勢力たる我が日本の當然の國是、國策であつたと云はなければならぬ。然も右顧末書が云へる如く「帝國が從來支那に關して隨時聲明した領土保

全、機會均等、門戸開放の主義に牴觸する處ありと認めらるゝものは努めてこれを避くることに留意」した點、就中所謂第五號懸案解決其他に關する件は、内政干渉の非難を恐れたるもの、如くこれを希望條項となし、然も第三國に秘した點等には、この要求自體が既に米英の思想の影響を受けてゐた事實を物語るものと考へられる。第五號中論議の的となつた政治、財政、及び軍事顧問備聘の件、必要ある地方の警察を日支合同とする件等にしても、第一次革命後の支那に於ける國內の混亂に鑑みれば、決して過當の希望ではなく、殊に列國と異つて支那に接壤する日本として、その無政府状態を看過し得なかつたのは云ふまでもない。加之、隣邦の政治状態を改善し、東亞を歐米の侵略より防衛せんとすることは、明治維新以來一貫した我が國の國是、國策であつたのであつて、韓國の内政改善とその獨立維持のため日清、日露の兩役を戦つた日本が、第一次大戦に當つて支那の内政改善を希望するに至つたことは洵に當然であつた。然も當時の日本は既に米英思想の影響を受け、國際主義の原理と内政不干渉の原則に牽制されて、二十一箇條中最も堂々たる第五號を單なる希望事項となし、且つ恰も良心に恥づるかの如く列國に秘匿したのである。それは兎も角として日支兩國の交渉は二月二日より開始されたけれども、容易に進捗せず、日本は四月二十六日、原案を緩和した修正案を提出すると同時に、膠洲灣還附を言明したのに對し

て、支那は五月一日對案を提出し、我が要求を全面的に否定するに及び、交渉妥結の道は殆ど全く失はれた。こゝに於いて日本は五月七日、最後通牒を提出して、福建省に關する一條を除き第五號の全部を他日の交渉に譲ることを言明すると同時に四月二十七日の修正案をそのまゝ、應諾せんことを求め、九日受諾の回答に接し、五月二十五日日支間の條約は調印された。その間、支那は輿論の反對を煽り列國の干渉を誘發するため、頻りに歪曲した情報を傳へると同時に、日本が秘密に附した希望事項を内外の諸新聞に洩らすの不徳義を敢へてした。

列國中、二十一箇條の問題に最大の關心を寄せたものは英、米の二國であつて、露、佛は終始沈黙を守つた。イギリスは支那に有する廣大なる權益が二十一箇條の要求によつて侵害されることを虞れたのであるが、何れにしてもヨーロッパの諸國は對獨戰爭に牽制されて、この問題に没頭することが出來ず、これ等の諸國は對支要求の重要な部分に就いて豫め日本に諒解を與へてゐたのである。従つて日本が秘密に附した希望事項さへ存在しなければ、全く問題はなかつたものと思はれる。然るにアメリカはこれ等の諸國に比べて支那に有する現實の權益は些々たるものであつたけれども、主義上、二十一箇條の要求に最も強硬に反對した。即ち、アメリカは支那に現實の權益は持たなかつたけれども、ヘイの宣言以來、經濟侵略の野望を有し、この野望を主義

の提唱と思想宣傳によつて達成しようとしてゐたからなのである。

これより先、アメリカは大戦の勃發直後、支那の依頼に應じて、交戦各國に極東の現状維持と太平洋の中立を認むる意嚮ありやを問ひ合せて、極東干渉政策の鋒鏑を示した。この問合せに承諾を與へたのはドイツ一國であつて、日本はその前、既に青島の攻撃を開始してゐた。日支交渉が開始されるや、これを注目してゐたアメリカは、二月二十日、駐日大使をして新聞紙所報の希望事項に就き質問を發せしめ、次いで三月十五日、ブライアン國務長官の覺書を以て、第五號條項に就き抗議を申出た。爾來日米兩國はこの問題に關して應酬を繰返したが、日支條約の成立後五月十三日「支那に於けるアメリカ國及びアメリカ人の條約上の權利、支那の獨立及領土保全並に門戶開放主義を害すものは、之を承認することを得ず」と聲明し、更に十七日「日支條約中、支那に於ける外國人の地位に變更を來すが如きものあらば、アメリカ國政府は當然通告を受くべきものと思料す」との覺書を提出した。これによつてこれを觀ればアメリカは露、佛、就中イギリスに代つて、主義上、思想上の對日抗爭を引き受けたものと云はなければならぬ。

二、米、英の策動と支那の排日侮日

その後、アメリカはヨーロッパ大戦に参戦するに及び、前述の如く石井ランシング協定によつて、一時、日本の支那に於ける「特殊利益」を認めなければ、ヴェルサイユ講和會議に於いては、青島還附問題に關聯して日支條約を否認するの立場を執り、支那を援助して日本を抑壓するの態度を示した。併しながらこの問題に關しては前に日英間に諒解があつたため、アメリカの主張は通らなかつた。次いでワシントン會議に於いて山東問題及び二十一箇條問題は再燃し、山東問題に關しては一九一五年及び八年の日支條約により、日支兩國間に直接取極めらるべきものであることを主張して膠濟鐵道以外を還附した。二十一箇條問題に就いては、日本は日支條約の固より有效なることを主張すると同時に、將來の交渉に譲つた第五號の希望事項はこれを放棄することを言明した。

かくて二十一箇條の要求に基いた日支條約も、山東省に關する事項が山東の還附により消滅し第五號希望事項も亦福建省に關する件を除き全面的に撤回されることゝなつた。それと同時に九箇條の成立と、石井ランシング協定の破棄によつて、日本の對支政策はこゝに一大後退をなすの已むなきに至つた。

二十一箇條の對支要求が提出された當時、我が國の思想界は、益々米英思想の影響を受けて、

民主主義、國際主義の昂揚に向ひ、資本主義の成熟と共に、政黨の勢力頓に加はり、この要求を提出した大隈内閣に對する反對の聲高く、政友會、國民黨系在野の政黨を始め、新聞雜誌は、國際協同主義的日支親善の立場より、政府の對支強硬政策を攻撃した。かくの如き國論の分裂、就中アメリカの對日非難に内應した國內の反政府運動は、支那の對日反抗に益々油を注ぎ、日支交渉を前述の如く困難ならしめたのである。次いで一九一八年五月四日、親日派政客の襲撃事件即ち五・四事件起り、ヴェルサイユ講和會議に於いて青島處分問題が紛糾するや、北京大學を初め中國學生の排日運動は熾烈となり、爾來學生は全國學生聯合會を作り、商工會と連絡し、殊に工場労働者と提携するに至つて共產主義者の暗躍となり、支那の民族主義運動はこゝに所謂反帝國主義運動に發展した。この時期に於いては支那の排外運動は一般的排外運動の性質を帯び、就中イギリスの權益が最大であつた爲所謂排英運動が盛んであつた。かくて一九二一年の廣東、香港に於ける海員争議となり、一九二五年の所謂五・三〇事件となつた。五・三〇事件の影響は支那各地に波及し、漢口に於いては學生の煽動によつて失業苦力は英國租界に殺到し、英國義勇軍、陸戰隊と衝突し、湖北省會議は英國側に損害賠償を要求した。この種騒動は九江、重慶にも起つたが、就中廣東に於いて最も甚だしく、廣東政府の要人汪精衛と國民黨左派、共產派首領が公然こ

れを支持し、農工兵等六團體は廣東大學を根據地として排英排日及び租界回收、關稅自主、經濟斷交の猛運動を起し、示威運動を開始した結果、英佛の軍艦より陸戰隊を揚陸し義勇兵と共に租界を警備せしめ、支那側と衝突する等イギリスは排外運動の矢面に立ち、遂に廣東に於ける所謂不當課稅の撤廢を承認するの已むなきに至つた。

かくの如く五・三〇事件は單なる排日又は排英運動に止まらず、一般的排外運動であつた。一九二四年、國民黨第一回全國代表大會に於ける聯露容共政策採用の結果、支那の民族主義運動は何時しか、共產主義的反帝國主義運動となり、一般的排外運動となつたのである。従つて蔣介石の北伐進發後も極左的傾向を示した武漢政府の勢力範圍、即ち漢口、武昌、漢陽を初め、湖北湖南地方に於いては、反帝國主義運動猖獗を極め、そのためこの地方に多くの權益を有したイギリスは最も多くの損害を受けた。こゝに於いてイギリスは長江一帯に於ける商權の轉覆を恐れ、妥協策を講ずることとなし、二回に亘つて對支政策の革新を提議したけれども效果はなく、却つて漢口のイギリス專管居留地を奪還された。併し、その後國民黨は共產黨と分離し、國民黨左派亦勢力を失墜するに及び、國民黨と米英資本主義の關係は益々密接となり、遂に蔣政權は米英帝國主義の代行機關たるかの如き觀を呈するに至り、こゝに支那の對外運動は再び排日一色に轉換す

るの已むなきに至つた。蓋し支那の民族運動を排日運動に誘導することは米、英の保身策であつたのみならず、日本の勢力失墜を待つてその侵略政策を積極化せんとする野望に出たものといはねばならない。爾來、米、英の援支抑日と日本の結局に於ける屈服は、愈々支那の排日運動を増長せしめ、單なる排日より抗日、毎日に發展せしむるの素因となり、更に蔣介石北伐途上に起つた一九二八年の濟南事變は國民黨の支那統一後に於ける日支關係を一層惡化するの結果となつた。

濟南出兵は我が國の接壤地帯たる北支の混亂に陥ることを豫防するため已むを得ざるに出でた政策であつたけれども、既に米英思想の影響を受けた日本の指導者達は、この點に就いて確信を持つことを得ず、就中、當時在野の民政黨は一般の新聞雜誌と共に政友會内閣の政策を非難し、外交問題を政争の具に利用することによつて我が國の立場を一層不利ならしめた。先に二十一箇條の對支要求に際しては、政友會が軟弱論を唱へて民政黨内閣に反對し、濟南事變に臨んでは、逆に民政黨が軟弱論を主張して、政友會内閣に反對した。惟ふに政友會も、民政黨も、支那問題に就いて高邁なる識見を有することなく、固より肇國の精神と、皇國の使命に對する確固たる信念もなく、責任の地位に立てば、支那問題の解決に當ることを餘儀なくされながら、一旦その立場を換へて野に下れば、専ら政争に熱中して、事々に政府の政策に反抗し、結局は米、英の第五

列となつて、祖國に弓引くこととなつたのである。然も米英思想の影響が深刻となり、民主主義、國際主義の思想が昂揚するにつれ、政界、財界、言論界等々の輿論は、愈々米、英追隨對支屈辱の傾向を濃化し、米、英の對日壓迫に屈服すると同時に、支那の不法極まる排日、抗日に對してさへ全く自衛手段を講ずることを忘却し、益々支那を増長せしめて、東洋平和を攪亂するに委したのである。

この意味に於いて、東洋平和を攪亂した最大の責任は固より東亞の侵略者米、英の不合理極まる援支抑日政策にあつたのであるが、それと同時に米、英の煽動に踊つて排日、抗日を國權恢復の捷徑と誤解した支那の指導者、及び同じく米英思想に眩惑されて、東洋保全の使命を忘れず日本を指導者も亦その責任を分擔すべきである。

第三章 滿洲事變

第一節 滿洲事變と國際聯盟

一、滿洲事變の勃發

滿洲事變は我が國の歴史のみならず世界歴史の一大轉換を決した重大事件である。ヨーロッパ大戰後の世界は前述の如く米、英が帝國主義的に支配する世界であり、世界の現情はヨーロッパに於いてはヴェルサイユ體制、東亞に於いてはワシントン體制に表現されたものである。ワシントン會議に於いて、日本は國防の安全感を脅かされ、太平洋並に支那に關する自主權を喪失した上米、英の使喚する支那の排日抗日に對して自衛權の發動を忘れ、米英追隨の屈從外交に終始した。

米、英の對日抑壓と日本の屈從外交を見て支那の抗日排日は一層惡化し日本の所謂「嚴重なる抗議」にも拘らず、支那側に問題解決の誠意なく、懸案は山積して數百件に上り、しかも新たな不祥事件は頻々として繰返された。この意味に於いて滿洲事變に於ける日本の蹶起は、日本の外交轉換、即ち屈從外交より自主外交への轉換であり、従つて大戰後米、英の帝國主義支配に對する最初の反撥であつたといはなければならぬ。かくてワシントン體制に對する日本の反撥はヨーロッパに於いて同じくヴェルサイユ體制に屈從した獨逸、伊を刺戟してその蹶起を促した。かくて滿洲事變を契機として米、英の帝國主義支配は、アジア及びヨーロッパに於いてその變革並に新秩序建設の運動に當面することとなつた。この意味に於いて滿洲事變は實に世界新秩序建設運動の發端であつたといふことができる。

これより先、國民黨が北伐に成功して支那を統一し滿洲の軍閥亦その傘下に走るや日、支の關係は益々惡化して、我が國と特殊關係にある滿洲亦抗日排日の巷と化した。即ち國民黨政府及びその傘下に走つた東北軍閥政權は條約（日露ポーツマス條約、日清滿洲條約、附屬協定、同秘密議定書等）を無視して、滿洲に於ける我が特殊權益を回收せんとし、滿鐵平行線の建設、胡蘆島の築港を急いで滿鐵及び旅順、大連の扼殺を計畫し、日本人に對する土地の賣却を禁止、既に賣却した

土地の不法回收を圖る等、商租權の行使を侵害し、滿洲移住鮮人を壓迫してその小作權を否認せるのみならず、言語に絶する迫害を加へ、條約に反して邦人の鑛山經營、商工業の遂行を妨害し、道義を無視して不法極まる排日教育、抗日宣傳を強化し、更に全國に亘つて日貨排斥を激發し、我が居留民に危害を加へ、我が財産權を侵害して憚らなかつた。

かくて抗日排日の被害事件は滿洲のみにて三百餘件に上り、就中萬寶山事件、中村大尉事件等の大不祥事件を惹起し、しかも國民黨政府の外交部長汪精衛は南滿鐵道守備兵撤退、南滿地方主權回復を聲明し、日本若し受諾せざれば戰爭によつてこれを屈服せしめんと豪語するに至つた。滿洲事變は實にかゝる支那の暴狀を根本の原因として勃發したものである。

昭和六年九月十八日午後十時三十分毎日の迷夢に捉はれた北大營所屬の支那官兵三百は不法にも我が滿鐵路線の爆破を企てた。こゝに我が鐵道守備隊と支那兵の交戦となり、十一時二十分我が軍は北大營の攻撃を開始し、間もなくこれを占領したけれども、飽く迄も日本の軟弱方針を盲信して、これを侮蔑した支那軍は滿洲全土に亘つて蠢動を開始し一舉に少數の關東軍を壓倒しようとした。茲に於いて、朝鮮軍司令官林銑十郎將軍は、二十一日、朝鮮軍を越境して關東軍を援護せしむるの決意をなした。その間我が政府の不擴大方針にも拘らず支那軍の反抗とこれに呼應

する匪賊の跳梁により事變は益々擴大し、結局に於いて暴威を逞しくした張學良軍閥勢力を滿洲全國より一掃することとなり、その結果茲に在滿三千萬民衆は蹶起して各地に新政權を組織し、日本と協力して新滿洲を建設せんとするの氣運を醸成した。即ち九月二十八日吉林に新政府組織され、熙洽長官に任じ、同日黑龍江省も哈爾濱特別區域の長官張景惠によつて獨立を宣言し、七年一月一日新政府が實現した。又六年九月二十九日には熱河省主席湯玉麟、十一月一日には洮遼鎮守使張海鵬が夫々獨立を宣言し、奉天省に於いては同二十六日袁金鎧、于冲漢により地方自治維持委員會が組織され、十一月十日遼寧省新政府は開廳し、廳内に自治指導部を置き、于冲漢を部長として統治部幹旋の下に多數日本人を指導委員とし、地方自治の指導監督に當つた。而して同部は舊來の各縣政府を廢して、縣自治執行委員會の組織に變へこれを縣自治指導委員會の監督の下に置き、省内各縣より漸次各省内に及ぼさんとした。尙ほ奉天商埠地は當初主として日本人が市政を管掌したけれども、十月二十日趙欣伯の市長就任とともに市政を移管した。

かくの如く自治指導部の活躍により漸次東北各省聯合の氣運は熟し、七年二月十七日、東北行政委員會成立、十八日同委員會は滿洲建國の意思を宣言した。かくて三月一日「滿蒙三千萬民衆の意思を以て」滿洲國建國宣言を布告し、同七日、清朝第十二世皇帝溥儀に三顧の禮に應じて執

政就任を諾し、七日長春に於いて、滿洲國建國式典並に執政就任の大典が舉行されることとなつた。かくて八月八日、日本は陸軍大將武藤信義を關東軍司令官兼特命全權大使並に關東長官として滿洲に特派し、大使の派遣によつて事實上滿洲國を承認した。次いで九月十五日これを正式に承認し、同時に日支條約による在滿日本權益の確認尊重、日滿共同防衛、並にそれに伴ふ日本軍の駐滿權を認め、左の如き日滿議定書を締結した。

日本國ハ滿洲國カ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ、獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ、

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限り、之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セルニ因リ

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ、互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲、左ノ如ク協定セリ

- 一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ納定ヲ約結セサル限り、滿洲國領域内ニ於テ、日本國又ハ日本臣民カ從來ノ日支條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ、同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ、兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス、之カ爲、所要ノ日本軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ、本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通作成ス、日本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ、日本文本文ニ據ルモノトス、右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ、本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使

武 藤 信 義

滿洲國國務總理

鄭 孝 胥

二、聯盟の援支抑日

これによつて、日本は議定書の盟約に基き、滿洲國の國防を保障すると同時に、その完全なる發展に全幅の支持をいたすに至つた。いふまでもなく國民黨政府並にその治下に於ける排日、抗日は、米、英から使嗾された他動的運動であつた。従つて米、英と何等因縁關係なき滿洲國の新政府が、不合理極まる排日政策を一擲し、日滿一徳一心の友好政策を採用し、それが滿洲國三千

萬民衆の共鳴を得たことは洵に當然であつた。滿洲事變によつて支那の排日政策はかくの如く痛烈な反撃に遭つた。由來支那の排日、抗日は、米、英の支持と使嗾に基いたものであつたから、支那の抗日政府は頻りに米、英に哀訴し、國際聯盟に哀願して、滿洲に於ける日本の新行動を抑壓しようとした。固より米、英は東亞の帝國主義的制覇を野望し、そのため援支抑日を方針とし、就中日本の自主化を抑壓する政策を執つてゐたものであるから、米、英及び國際聯盟は支那のこの提訴に應じて反日滿の行動を開始することゝなつた。

昭和六年九月十八日滿洲事變が突發するや、支那側は二十一日國際聯盟理事會に對して、聯盟規約第十一條に基き理事會が平和維持のため適當且つ有效なる處置を執るべきことを要求した。かくて九月二十二日の緊急理事會に於いては柳條溝事件が正式議題に供せられたが、日本代表芳澤謙吉は日本が滿洲に於いて領土的野心を有せざること、及び紛争は日支直接交渉によつて解決さるべきものなることを力説した。然るに支那代表施肇基は日本軍が撤退せざる限り交渉に應じ得ずと主張して、日支兩國代表の意見は對立した。次いで三十日の理事會は日本軍隊の鐵道地帯への復歸を根本義とする決議案を採擇すると同時に、同日より二週間事態の推移を靜觀する旨を決議した。これより先、二十一日國際聯盟事務總長ドラモンドはアメリカに通牒を送つてアメリカ

カがこの事件を以て不戦條約に關係ありとするか否かを問ひ合せ、これに對してスチムソン國務長官はアメリカが不戦條約並に九箇國條約の責任者として事件の推移に重大なる關心を有する旨を回答すると同時に、聯盟に對する緊密なる協力を約束し、二十三日日支兩國に同文通牒を送つて平和的解決を希望した。

然るに十月八日、我が偵察機が錦州上空を飛行中、支那軍より射撃を受け、これを爆撃した事件が起つた。こゝに於いて聯盟は事態の擴大を憂慮し、十月十三日、理事會を再開し、日本の反對を抑へてアメリカは代表をオブザーヴァーとして聯盟理事會に出席せしめ、十七日にはアメリカの提案に基づいて、日支兩國を除いた十二理事國及びアメリカの十三箇國が秘密會議を開き、不戦條約第二條に基く同文の通牒を各別に日支兩國に送ることを決定した。こゝに於いて聯盟の敵性と、アメリカが聯盟と行動を共にし、更に聯盟を指導して日本を壓迫するの態度は益々明かとなつた。

爾來、日支兩國の主張は根本的に對立し、然も米、英兩國は援支抑日の政策を些かも反省せず、諸小國亦この事件を利用して大國の壓迫に對する保障となさんとして、徒に矯激なる意見を提唱した結果、事變解決の合理的な基礎を發見することは絶望となつた。かくて十月二十一日の

理事會は遂に支那側の主張に左袒して十一月二十六日までに日本軍の撤退を要求する決議案を上提し、これに反對した日本の修正案は十三對一票を以て否決された。

かくの如く聯盟は我が撤兵を事變解決の前提條件なりとする支那側の主張に左袒することゝなつた。併しながら一旦日本軍が撤退せんか、事態は事變前に倍加して悪化すべきは火を賭るよりも瞭かである。従つて我が國は、日支間の正常關係を回復するため必要なる基本的原則に基き、豫め了解の成立するまでは撤兵することの不可能なる旨を主張し、十月二十六日その基本大綱五箇條、即ち

- 一、相互的侵略政策及び行動の否認
- 二、中國領土保全の尊重
- 三、相互に通商の自由を妨害し及び國際的憎惡の念を煽動する組織と運動の徹底的取締
- 四、滿洲各地に於ける帝國臣民の一切の平和的事業に對する保護
- 五、滿洲に於ける帝國の條約上の權益尊重

を列擧してブリヤン議長に通告した。これらの要求は、我が國としては毫に當然なる最小限度の主張であつたのみならず、これらの點に關する支那側の不法行爲が滿洲事變の原因をなしたもの

であるから、この原則の貫徹こそ事變解決の唯一の鍵であつたのである。

しかるにブリヤン議長はこれに對して、右五箇條中最初の四箇條は支那に於いて受諾し、第五條も亦支那代表が「中國は條約上一切の權利を細心に尊重」すること、但し「條約の解釋に關する日本との紛争」はこれを仲裁裁判又は司法的裁決に附議する用意ある旨聲明せるを以て、日本も撤兵を考慮すべしと通告し來つた。併しながら支那は條約の解釋に止まらず條約そのものの效力を問題として日本の權益を根本的に轉覆せんとする下心を有し、仲裁裁判その他國際會議に於いて支配的勢力を有する帝國主義國亦それを支持する意圖を有したことはワシントン會議に於ける經驗に徴するも疑ふべからざる所であつた。従つて我が國もブリヤンの通告に従ふことを得なかつたのは寔に當然である。即ち我が代表はこの通告に對して「國際慣例に基く嚴正なる方法を以て締結せられたる條約に就き疑義を挾むことを或る一國に容認するが如きは全世界の秩序を破壊することこれより甚だしきものなし」と痛論してこれに反對した。

次いで十二月十日の理事會は調査委員會を「極東」に派遣することを決定し、翌年（一九三二年）一月十四日、イギリスのリットン卿を委員長として、伊、佛、米、獨から各委員を出してこの委員會、所謂リットン調査團が成立した。當時、日本に於いては聯盟の不合理極まる援支抑日

を以てその東亞の實情に對する「認識不足」に原因するものとする見解が行はれ、聯盟の調査委員會派遣に對しては寧ろこれを歡迎したのである。併しながら聯盟の敵性をその「認識不足」に歸した日本の見解こそ認識不足であつたのであつて、聯盟はワシントン體制の現状を維持して飽くまでも日本を抑壓しようとした米、英の東亞政策に基いて終始支配され、従つてリットン調査團の報告は、極言すれば、その出發に先立つて既に方向付けられてゐたものと云はなければならぬ。かくてこの調査團は三月十四日、東京より上海に赴き、四月十九日まで支那を調査し、次いで六月四日まで滿洲を調査して、九月四日、北京に於いて十八萬語に上る報告書を完成し、十月二日、ジュネーヴに於いてこれを發表した。リットン報告書は本文十章、附圖八枚、附屬書八篇よりなる大部のものであつた。

其の要綱は、(一)支那に於ける國際協力の必要を力説し、その發展を概説し、(二)滿洲に於ける日、支兩國の關係を述べ、滿洲事變勃發の原因を指摘し、(三)事變發生前に於ける諸問題を列擧して、支那が日本の特殊權益を否認せんとした諸事實を示し、(四)滿洲事變の概要、(五)上海事變の概況を述べ、兩事變が日本の自衛權行使の範圍を逸脱せること、(六)及び滿洲國の獨立が純眞且つ自發的なるものに非ざることを獨斷し、(七)支那に於ける日本の經濟的利益及び支那の

日貨ボイコットを述べ、(八)日本が滿洲に左まで重大なる經濟的利益關係を有せざることを同じく獨斷し、(九)滿洲事變の一般解決の原則を示し、(十)特に理事會に對して解決案を提案したものである。

その解決の原則なるものは、(一)日支双方の利益と兩立すること、(二)ソ聯に對する考慮、(三)聯盟規約、不戰條約、九箇國條約等との一致、(四)滿洲に於ける日本の利益の承認であつて、この原則に基く解決案なるものは、(一)日支兩國間に於ける新條約の成立、(二)將來に於ける紛争解決の規定、(三)滿洲の自治——支那の主權及び行政的保全と一致する廣汎なる範圍の自治(四)内部的秩序及び外部的侵略に對する保障——内部的には地方憲兵隊の創設、外部的には一切の武裝隊の撤退、關係國間の不侵略條約の締結、(五)日、支兩國間に於ける經濟的提携の促進(六)支那の改造に關する國際的協力、これであつた。

これを要するにリットン報告書の内容は一部の識者が期待した如く、聯盟の所謂「認識不足」を是正して、日本の正常なる主張の根據を承認したのではなく、抗日支那の言分を代辯し、從つて米、英帝國主義者の意思に忠實なものであつた。リットン調査團は滿洲視察後、北平に於いて南京政府代表羅文幹、汪精衛、宋子文と會見したが、その際支那側は滿洲事變の解決案として、

(一)滿洲に廣汎なる自治を許すも、名目上の主權は支那に保存すること、(二)滿洲に於ける日本の權益はこれを承認すること、(三)滿洲より軍隊を撤退し、一切の軍政狀態を改めて文治制度を布くことの三點を提案し、これが調査團の解決案に於いても骨子となつたものだと言へられてゐる。かくてリットン報告書は事變の認定を誤り、就中滿洲事變を勃發するに至らしめた全責任が支那側にあることを看過し、從つて滿洲事變に於ける日本軍の行動を以て自衛權行使に非ずと臆斷すると同時に、滿洲國成立の真相を無視し、日本の滿洲國承認を否認して、米、英の東洋制覇に左袒したのである。

これより先、リットン調査團の派遣に就いて、聯盟と日、支兩國の意見が一致したことによつて一時緩和した聯盟の空氣は、上海事變の勃發により再び悪化して、聯盟規約第十五條適用の問題が論議されるに至つた。次いでリットン調査團の活動中、調査團の要望に反して、日本は八月一日、滿洲國を承認し、聯盟を痛く失望せしめた。その後、一ヶ月餘にして九月四日前述のリットン報告書は完成し、十月二日ジュネーブに於いて發表されたのである。

このリットン報告書に對して、日本も亦十一月二十一日辯駁書を發表した。この辯駁書はリットン調査團の依據する材料が不正確であること、同調査團が滿洲を以て「支那の完全なる一部」と

看做す點が事實に反すること、及び九月十八日の事件に就いてその論斷が著しく事實を歪曲してゐることを適確に反駁し、その解決案に就いては、

- 一、それが國際管理に終る虞れあること
- 二、中央政府を有せざる國に對して、かゝる煩雜な提議の實行不可能なること
- 三、滿洲の軍備を撤廢して國際憲兵隊に依るが如きは、全然現實の事態に適せず却つて混亂を招致すべきこと

等の諸點をあげて反對し、滿洲國の維持及び承認を基礎とする解決が、滿洲國の希望に合致するものなることを主張したものである。

三、日本の聯盟離脱

かくて十一月二十一日より開かれた報告書審議の理事會は、二十八日、この問題を臨時總會に移し、十二月六日より開かれた臨時總會は解決案の起草を特別（十九箇國）委員會に附託した。當時日本は未だ聯盟離脱を決意せず、聯盟は日、支兩國と種々の妥協工作を試みたが、歴史の必然はこれを許さず、昭和八年一月二日、日、支兩軍は山海關に衝突し、四日、日本軍は熱河討伐を開

始するの已むなきに至り、聯盟の對日態度は益々硬化し、特別委員會は聯盟規約第十五條第四項に依り、リットン報告書の原則に基く不當極まる勸告案を起草することに決した。かくて二月二十四日の聯盟總會が前記特別委員會提出の勸告を四十二對一票（賛成四十二國アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、支那、コロンビア、チェッコスロバキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリヤ、ギリシヤ、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、印度、アイルランド、イタリー、ユーゴスラヴィア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノールウエー、パナマ、ベルシヤ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウルグアイ、ヴェネゼラ、リトアニア、スイス、ラトヴィア、反對一國日本、棄權一國シヤム（泰）缺席十二國アビシニア、ボリヴェリア、チリ、キューバ、ドミニゴ、ホンジュラス、イラン、リベリア、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、サルヴァドル）を以て採擇するに及び日本は三月二十七日、聯盟離脱の通告文をジュネーヴに電送して舊體制外交に決別することゝなつた。右通告文は昭和六年九月、日支事件の聯盟附託を見るや……過去十六箇月間聯盟に於ける審議の經過に徴するに多數聯盟國は東洋に於ける現實の事態を把握せざるか又は之に直面して正常なる考

慮を拂はざるのみならず、聯盟規約及國際法の諸原則の適用、殊に其の解釋に付、帝國と此等聯盟國との間に屢々重大なる意見の相違あること明となれり。其の結果本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書は帝國の東洋の平和を確保せんとする外何等異圖なきの精神を顧みざると同時に、事實の認定及之に基く論斷に於て甚しき誤謬に陥り、就中九月十八日事件當時及其の後に於ける日本軍の行動を以て、自衛權の發動に非ずと臆斷し、又同事件前の緊張状態及事件後に於ける事態の悪化が支那側の全責任に屬するを看過し、爲に東洋の政局に新なる紛糾の因を作れる一方、滿洲國成立の真相を無視し且同國を承認せる帝國の立場を否認し、東洋に於ける事態安定の基礎を破壊せんとするものなり。仍て帝國政府は此の上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、聯盟規約第一條第三項に基き、帝國が國際聯盟より脱退することを通告するものなり。」

と云ふのであつた。

畏くも 天皇陛下には即日左の如き詔勅を下し給うた。

朕惟フニ、曩ニ世界ノ平和克服シテ、國際聯盟ノ成立スルヤ、皇考之ヲ憚ヒテ、帝國ノ參加ヲ命シタマヒ、朕亦遺緒ヲ繼承シテ、苟モ懈ラス、前後十有三年、其ノ協力ニ終始セリ。今次滿洲國ノ新興ニ當リ、帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ、健全ナル發達ヲ促スヲ以テ、東亞ノ禍根ヲ除キ、世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス。然ルニ不幸ニシテ、聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ。朕乃チ政府ヲシテ慎重審議、遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ。然リト雖、國際平和ノ確立ハ、朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス。是ヲ以テ、平和各般ノ企圖ハ、向後亦協力シテ渝ルナシ。今ヤ聯盟ト手ヲ分チ、帝國ノ所信ニ是レ從フト雖、固ヨリ東亞ニ偏シテ、友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス。愈信ヲ國際ニ篤クシ、大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ、夙夜、朕カ念トスル所ナリ。

方今、列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ、帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス。是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ。爾臣民、克ク朕カ意ヲ體シ、文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ、衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ、嚮フ所正ヲ履ミ、行フ所中ヲ執リ、協戮邁往、以テ此ノ世局ニ處シ、進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ、普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ。

アメリカは國際聯盟に加入してゐなかつたが、前述の如くイブザイヴァーを出して、その對日壓迫に協力した。加之、滿洲事變の勃發以來、アメリカは聯盟以上に強硬な態度を執り、この點

に於いて常に聯盟を使嚇し、鞭撻し來つたのである。昭和六年十一月十九日、日本軍が馬占山を追つてチチハルを占領するや、翌二十日、スチムソン國務長官は駐米出淵大使に對し、日本軍の行動が不戰條約及び九箇國條約違反なることを抗議的に警告した。同時にスチムソンは聯盟理事會議長ブリアンに對して、聯盟が聯盟規約第十七條により對日經濟制裁を發動する場合、アメリカは之を妨げざることを通告して、聯盟の經濟制裁を煽動した。次いで錦州攻撃の開始されるや、十一月二十七日、スチムソンは日本政府に對し「萬一かくの如きことあるに於いては合衆國政府の忍耐はその極限に達すべし」と恫喝し、次いで翌七年一月七日には、次の如きスチムソン宣言を通告し來つた。即ち

- 一、支那共和國の主權獨立、領土的行政的保全及び一般に門戶開放の名に於いて知らるゝ國際的政策に關する諸條約（九箇國條約を含む）竝に合衆國又はその人民の支那に於ける條約上の權利を侵害するが如き一切の事實上の状態が合法性を認めらるゝことを得ざること
- 二、日支兩國政府若しくはその代理者の採決する以外の條約又は協定にして前記權利を侵害すものはこれを承認する意思なきこと
- 三、日支兩國竝に合衆國が當事國たる一九二八年八月二十七日のハリー條約（不戰條約）の約

束及び義務に違反せる手段により成立せしめらるゝことあるべき一切の状態、條約及び協定を承認する意思なきこと

この通告を發するに先立ちスチムソンはこれを發するに就き英、佛兩國の協力を求めたけれども、イギリスは一月九日、外務省のコンミニニケを以て「日本は滿洲の門戶開放を屢々宣言せるに付、アメリカと共に正式通牒を發する必要を認めず」と述べて、これに追隨しなかつた。次いで二月十八日、滿洲國獨立の宣言されるに及び、アメリカは滿洲國不承認原則を強調し、三月十二日國際聯盟も亦滿洲國の不承認を決議するに至つた。これに依つてこれを觀れば、米、英、就中アメリカが聯盟を使嚇して、日本と衝突せしめたものであることを知ることが出来る。その故に日本の國際聯盟離脱はアメリカの東亞政策、即ち所謂ソシントン體制に表現されたその帝國主義政策に對する日本の反撃であつた。従つてこの時以來、日本の外交政策は大轉換をなし、米、英追隨の國際協調主義外交より、自主外交へ立ち還り、昭和十一年一月にはロンドン軍縮會議を離脱して、米、英の東亞侵略政策に反抗することゝなつた。その故に未だ武力の衝突はなかつたけれども、この時、既に大東亞戰爭は必至となり、日本は愈々非常時局に突入したものと云はなければならぬ。曩に聯盟離脱の詔書に「方今、列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ、帝國亦非常ノ時艱

「遭遇ス」と宣し給ひしは、惟ふにこの點を觀察し給ひし御諭と拜察する。

第二節 滿洲事變後の内外情勢

一、日本の國內革新

滿洲事變勃發當時在任した民政黨内閣は時局の重壓に耐へず、事變後三ヶ月を出でずして崩壊した。滿洲事變は、前述の如く、米英追隨外交から自主外交への轉換であつた。従つて、米英追隨外交に酔ひ痴れた民政黨内閣に、この新たなる自主外交を擔當する資格のなかつたことは言ふまでもない。次いで大命は政友會總裁犬養毅に降下し、政友會内閣が成立した。併しながら政友會内閣も亦滿洲事變を契機として起つた國內革新の要求に應ずることを得ず、所謂五・一五事件の勃發によつて崩壊しなければならなかつた。滿洲事變は米英追隨外交より自主外交への轉換であつたが、それは同時に米、英の民主主義、國際主義思想に對する日本の自主的思想の反撃を意味した。従つて滿洲事變に於ける外交の轉換は、やがて思想の轉換となり、米英思想に立脚した

一切の秩序の轉換を餘儀なくした。かくて滿洲事變を契機として庶政一新、經濟革新、教學刷新等々所謂昭和維新の要求は次々に起り、而もこの要求に應ずることを得なかつた米英的な政黨政治が先づ没落しなければならなかつたのは云ふまでもなく歴史の必然であつた。

政友會内閣の崩壊後、政黨内閣は永久に没落して、爾來岡田、廣田、林、近衛、平沼等過渡的總親和的舉國一致内閣が續いた。その間民主主義政黨の代表者は舉國一致内閣の一要素として、これに伴食したけれども、政黨代表の勢力は次第に低下して、影薄きものとなり、支那事變の勃發後第二次近衛内閣に至り、昭和十五年、所謂新體制の樹立に關聯して民主主義的、米英的政黨は一齊に解消することゝなつた。かくて板垣、大隈以來の歐化政黨は日本の政界から一應その醜骸を没したのである。それと同時に、滿洲事變以來米英的な資本主義經濟も革新の必要を痛感するに至り、陸軍省バンフレット「近代國防の本質と經濟戰略」は、「先づ第一に平時國防上に於ける計畫經濟の必要が必然である。近代戰爭が國力戰爭である以上、戦時の凡ゆる産業は何れも國防戰爭の基礎たるものであらう。従つてこれら全部の産業及び金融等は、戦時となれば急速なる國家總動員の實施によつて統制運営されなければならない。故に國家は平時から一般國民の經濟生活の向上を目的とすると共に、國防の要求をも基礎として經濟運營の全般に亘つて必要なる

統制を施さなければならぬ。従つて現行國民經濟の行詰りを打開すると共に、近代國防の要求を充足するため、經濟の國家統制を実施しなければならないことは自明の理であるが、しかし獨占的支配的立場にある産業經營者、又は金融業者の營利の目的のためにのみ、國民全般の經濟生活の向上や、國防上の要求を度外視して、統制を進めることは、斷乎として排撃しなければならぬ。」と斷じた。

併しながら斯くの如き廣義國防の見地からする新たな經濟政策即國家全體觀に基く經濟統制は容易に政府の採用する所とならず、現状維持的な健全財政を固執して廣義國防の要求に反抗した高橋藏相が二・二六事件の犠牲となつて斃れた後、廣田内閣の馬場藏相は、一時軍の要求に聽從して、増税による財政基礎の確立を中心とする新稅制の樹立を期したけれども、廣田内閣の瓦解によつて馬場財政は日の目を見ずして葬られ、林内閣の結城藏相により、却つて狹義國防財政へ逆轉させられることとなつた。然も支那事變の勃發以來、時局の重壓は益々統制の強化を要求するに至り、第一次近衛内閣の手によつて、狹義國防的軍需第一主義の立場を脱却し得ないものではあつたが、兎にも角にも、物資及び資金の調整並に貿易の統制が實施されることとなり、茲に資本主義經濟はその變革の第一歩を踏出したのである。かゝる政治、經濟の變革は、更に思想

の轉換を必然とし、昭和十年二月第六十七議會に於いて問題となつた機關說排撃に關聯して、國體明徴教學刷新が必至の勢ひとなり、憲法問題に端を發して、個人的、自由的、若しくは民主主義的理論學説は、社會主義、共產主義の思想と共に批判の對象とされる事となつた。斯くの如く滿洲事變を契機とする外交轉換は、遂に國內の革新を要求する昭和維新の運動に發展したのである。

二、獨伊の蹶起

それと同時に、滿洲事變が勃發して日本が米英追隨外交より自主外交に轉換し、國際聯盟を離脱するや、ヨーロッパに於いて同じくヴェルサイユ體制の桎梏を受け米、英、佛の帝國主義支配に抑壓されてゐたドイツ及びイタリイは、日本に倣つて蹶起しその桎梏を粉碎することを決意した。即ち一九三三年一月、ドイツに於いてはヴェルサイユ條約の改定を政綱とするヒットラーのナチスが政權を獲得し、十月には日本と同じく國際聯盟並に軍縮會議を脱退した。然るにドイツが脱退して無力となつた聯盟は翌三四年十月ソヴェエト・ロシアを加入せしめて補強することとなり、ヴェルサイユ、ワシントン體制に反抗する日、獨兩國を牽制する資本主義的帝國主義國英、米、佛と共產主義國ソ聯は提携協力するに至つた。次いで一九三五年二月には既に早くフアッシ

革命により國內の自由主義を清算して待機したイタリアとイギリス帝國主義の傀儡としてイタリアに反抗したエチオピアの間に衝突が起り、地中海の囚人イタリアも亦米、英、佛の帝國主義的支配に對して明かなる反擊運動を開始することゝなつた。國際聯盟は恰も滿洲事變の場合と同様に狼狽し、十一月にはイタリアに對して經濟斷交を決定した。併しながらこの壓迫もイタリアを屈服させることは出来なかつた。かくて翌年五月には主としてイギリスに依存してイタリアに反抗したエチオピア皇帝は遂に祖國を棄て、亡命するの餘儀なきに至り、國際聯盟は再びその無力を暴露しなければならなかつた。

同じく一九三五年三月にはザール地方が國際聯盟の管理を脱してドイツに復歸した。次いでドイツはヴェルサイユ條約の軍事條項廢棄を宣言して公然再軍備に乗出した。ナチス革命以來急激に發展した生産力は瞬く中に歴大なる近代の軍備の急速なる再建を可能とした。翌年三月、ドイツはロカルノ條約を廢棄し、更にラインランドを再武装した。かくて東亞に於けるワシントン體制の破綻に引續いて、ヨーロッパのヴェルサイユ體制も遂に崩壞の危機に直面したのである。帝國主義國英、米、佛が日、獨、伊を牽制して世界の現状を維持するため、ソ聯と提携しなければならなくなつたのはその故である。同時に日、獨、伊の蹶起はソ聯とコミンテルンの世界赤化政策

に打撃を與へ、一九三五年七月、八月の第七回コミンテルン大會は所謂人民戰線新戰略を決定し、ソ聯はこの決定に基き米、英、佛に接近し日、獨、伊に敵對する國際人民戰線を結成することになつた。かくて國際人民戰線の脅威に對して、日、獨、伊三國が防共協定を締結するに及び、世界は思想的に對立する二大ブロックに分裂して、世界戦争の危機を孕むに至つた。これが滿洲事變の惹起した國際的大波紋である。國際人民戰線と防共樞軸の問題に關してはなほ後に詳述する。

三、日本の對支親善政策

滿洲事變勃發以來、支那は國際聯盟に依存して、滿洲に於ける日本の行動を抑壓し、事變の結果獨立せる滿洲國を否認して、所謂失地回復を圖らうとする政策を採用した。併しながら聯盟の對日壓迫も、聯盟を支配した米、英の對日恫喝も、日本の決意を動搖せしむることを得ず、日、滿の提携によつて滿洲國の基礎は彌々鞏く、殊に日本が斷乎聯盟を離脱するに及んで、支那の聯盟依存主義は完全に失敗に終つた。昭和八年五月恰も關東軍は、北支に於いて反滿抗日を事とした子學忠の舊東北軍と、宋哲元の第二十九軍を追つて京津に迫つた。聯盟の無力に幻滅した支那は、大いに狼狽して日本に妥協を乞ひ、五月三十一日塘沽停戰協定を締結して、滿洲國に接壤する一

定の地帯を非武装地帯となし、滿洲國に對する擾亂工作の防塞とする日本の要求に屈服した。塘沽停戰協定成立後二年、昭和十年四月熱河省に蟠踞した匪團が日本軍に掃蕩されて、停戰區域に逃亡し、支那官憲の保護を受けた。更にこれと前後して天津の親日派に對する中央系反日分子のテロ事件が起つた。是に於いて支那駐屯軍司令官梅津中將は、北平軍事分會委員長何應欽に對して嚴重なる要求を提出し、六月責任者罷免、北平軍事分會、河北省黨部、于學忠、中央軍等の河北撤退、排日祕密機關の絶滅と、排日行爲の取締を内容とする梅津何應欽協定を締結した。次いでそれと同時に滿洲國國境より宋哲元軍を撤退し、察哈爾省より排日機關を排除することを趣旨とする土肥原秦德純(察哈爾省首席代理)協定が成立して、北支の明朗化工作は漸くその緒に着いた。

塘沽停戰協定、梅津何應欽協定、及び土肥原秦德純協定によつて、北支の排日勢力が一應掃蕩され、その治安は次第に恢復した。かくて明朗化した北支が抗日南京政權を離れて、親日新政權を樹立するに至つたのは洵に當然であつた。昭和十年十一月塘沽協定による非武装地帯の保安隊長各縣長は、戰區行政督察員殷如耕を中心として自治政權樹立の通電を發し、二十五日冀東防共自治委員會を組織し、次いで十二月二十五日、冀東防共自治政府と改稱して、國民政府より離脱した。冀東政權は滿洲國と外交關係を開き、國民政府の日貨に對する禁止的高率關稅を引下げて

日支貿易上少からざる貢獻をした。この冀東政權の貿易政策は、南京政府の不當極まる日貨排斥を困難ならしめ、米、英の經濟的東洋制覇の陰謀を脅威したため、これ等の諸國はこれを密貿易なりと非難し、日本に對して筋違ひの抗議をなした。これが所謂北支特殊貿易問題である。冀東政權の成立と前後して、梅津何應欽協定及び土肥原秦德純協定地區に於いても亦同年十二月八日、冀察政務委員會が成立して北支の明朗化は一步前進した。冀察政權は宗哲元を委員長とし、王揖唐、秦德純、劉哲を常務委員となし、その外更に萬福麟、賈德耀、高凌霨、張自忠等十四人を政務委員とするものであつた。冀察政權は同地區の特殊性に基き日本との暗黙の理解の下に成立し、地方民意の尊重、日支親善、共產黨防衛を標榜してはゐたが、冀東政權と異り、中央との關係を多分に存續し、東北派、中央派の抗日分子を混入する等、二元的なものであつた。その武力的背景をなす宗哲元の第二十九軍がその後北支に於ける抗日運動の急先鋒となり、今次事變の端を開いたものであることは周知の如くである。それにしても冀察政權の成立は冀東政權の成立と共に南京抗日政權の後退であり、日本の對支政策の疑ひもなき前進であつたことは云ふまでもない。滿洲事變を轉機として米、英の壓迫に抗し自主外交を採用した日本は、一時米、英との衝突を覺悟し、内田外相の如き、所謂焦土外交の悲壯な決意をさへ披瀝した。然るに斯かる強硬外交に對し

ては自由主義者、民主主義者の側より反對論起り、例へば第六十四議會に於いて政友會の芦田均
は内田外相の對支、對聯盟政策が餘りにも強硬なることを非難して「政府は如何なる具體的對策
を以て國際聯盟及び支那に對しつゝあるか。外相は嘗て前議會に於いて國を焦土と化してもその
政策を固守する悲壯な決意を披瀝されたが、今日何故一步を進めて國家百年の大計に立脚する外
交國策の樹立と遂行に努力せぬか」といふ意味の質問演説をした。芦田の軟弱論は、聯盟に策動
する反日第三國に利用され、松岡全權を初め識者の憤激を買ひ、政友會内部にもこれに對する反
感が昂まつて、遂に議場で釋明しなければならなくなつたが、而も斯かる軟弱論が一部にあつた
ことは遺憾ながら事實であつた。即ち經濟的に米英依存を利益とした財界、政界方面、思想的に
米英崇拜を餘儀なくされた學界、言論界、その他の現状維持派は、自主外交を危惧し國際協誼、
日支親善の復活を切かに希望したのである。併しながら事變直後、國際聯盟が硬化し、米、英に對
する關係が緊張し、國民の士氣が昂揚してゐた間は、斯かる幣原イズムを復活することは全く不
可能であつたが、時間が経過し、米、英と抗日支那の陰謀が一應失敗して目前の危機が一過する
や、何時しか現状維持派はその勢力を回復し、内田外相に代つた廣田外相は、日支國交の常道
化、新たなる日支親善論を提唱することゝなつた。即ち昭和十年一月二十七日、第六十七議會に

於いて廣田外相は、日本の不脅威不侵略方針、日支國交の常道化、兩國關係の調整、支那に於け
る抗日運動自省の要望等を力説し、翌十一年一月二十一日、第六十八議會に於いて、同外相は更
に右の方針を再確認した上で、所謂對支三原則、即ち、(一)日支親善關係の樹立、(二)日滿支三
國關係の調整、(三)東亞に於ける共產主義の防衛を提唱した。固より廣田外相も滿洲事變の成果
を維持する方針を放棄した譯ではなかつたけれども、日支國交調整の方法論に至つては、幣原イ
ズムへの逆轉を思はずものがあつた。その所謂「我が外務大臣在任中は斷然戰爭なし」といへる
廣田外相の言明の如き、全く内田外相の焦土外交と對蹠的なる國際協調主義外交の色彩、頗る濃
厚なものであつたといはなければならぬ。

廣田外相が日支國交常道化論を唱へた當時は、支那も亦國際聯盟の實力に幻滅し、頻りに局面
の打開を焦慮してゐた時であつたから、蔣介石も、これに賛意を表し、昭和十年(民國二十四年)
二月一日の聲明、十四日の日本記者團への談話に於いて、日支親善を強調し、同二月二十日中央
政治會議に於ける汪精衛の報告も亦廣田外相の演説に共鳴するものであつた。併しながら、翌年
一月の廣田三原則については、廣田外相が議會に於いて「支那政府もこの點は十分諒解して、既
に右三原則に賛意を表し云々」と明言したのに對し、國民政府のスポークスマンは「廣田外相は

國民政府が三原則を承認したといつてゐるが、さる事實はない」と打消し、唯「廣田外相は……不脅威不侵略及び國交常道化を提唱してをり、我が方の主張と一致してゐるから、今後この道に従ひ交渉を進むれば、兩國の關係は自ら改善し得られよう」と述べた。即ち國民政府は聯盟依存政策の行詰りより日支國交常道化を欲するに至つたもの、滿洲國の建設、北支の特殊地帯化、冀東の特殊貿易問題等に就いては、飽くまでも國權回復を念願してゐたのであるから、廣田三原則を承認し得なかつたのは當然である。日本は滿洲事變の成果の維持を前提とし支那は滿洲事變以前の原狀回復を目的として國交の常道化を望んでゐたのであるから、假令國交常道化といふ抽象論に於いては一致しても、如何に國交を常道化するかといふ具體的方法論に至つては、全く見解の一致を發見し得なかつたのは蓋し已むを得ないところである。従つて當時汪精衛が「一面抵抗一面交渉」を主張し、蔣介石が「先安内而攘外」を説いたのは支那の本心であつたのであつて、その日支親善に關するゼスチ・ア如何に拘らず、窮極の目標は國權回復、反滿抗日にあつたことを忘れてはならない。この點は國際聯盟依存時代たと、一面抵抗一面交渉時代たと、將又今日の武力抗日時代たとを問はず、一貫した支那の對日政策の根本であつたのであつて、かゝる對日政策が根本的に是正されない限り、日、支兩國の合理的な共存共榮關係は建設されないことを知らなければならぬ。

四、全面的武力抗日

斯くの如く廣田外相の日支國交常道化論は、一時觀念的には支那の共鳴を得て日支國交調整の甚だ有望なることを思はずものがあつた。併しながら本質的には支那の抗日方針は、これを以て聊かも是正されず、日、支の根本目標には融和すべからざる齟齬があつたのである。その故に日本の協調政策は結局に於いて支那の對立的要求を一層増強し、その望蜀の念を益々増長せしむるに寄與したのみであつた。斯くて昭和十一年八月成都事件、同九月三日北海事件、同十七日汕頭事件、同十九日漢口事件等相踵いで起り、同二十三日には上海に於ける我が陸戰隊員及び巡查に對する暴行事件あり、引續いての排日的言論の猖獗、邦人に對する惡質テロの横行は殆ど應接に遑なく、數次の交渉も解決の手掛りなく、十月八日、川越、蔣會談の結果、日支双方のコミュニケーションとなつたけれども、その直後、同月十六日には上海陸戰隊員の監禁事件、同二十六日には太原に於ける邦商拉致事件、十一月二日には長沙の邦人襲撃事件あり、十二月三日成都事件、北海事件は一應解決したけれども、一方十一月には綏遠に於ける内蒙軍と支那軍の交戦あり、十二月

二十二日には西安に於ける蔣介石の監禁事件があつて、翌十二年一月以來日支交渉は全く停頓状態に陥つてしまつた。加之、同年三月、就任した佐藤新外相の對支平等方針の強調、同月、渡支した經濟使節團による親善ゼスチューア等は、却つて支那の輕侮を買ひ、三中全會議後は愈々抗日侮日を露骨にし、西安事件以來支那の新たな方針となつた對日武力抵抗は、遂に事實となつて七月八日の蘆溝橋事件の勃發を見るに至つた。この意味に於いて廣田外相以來の日支親善政策は、結局に於いて事態を改善せざりしのみならず、却つてそれを悪化して、支那事變を勃發するに至らしたものと斷じなければならぬ。

冀に塘沽停戰協定による非武装地帯に建設された冀東防共自治政府は、その後親日政權として存続したけれども、梅津何應欽協定地區竝に土肥原泰徳純協定地區に成立した冀察政務委員會は成立の當初から知日派要人の外、中央系、東北系の反日政客を混入し、その後日本の對支政策が消極化するに及び、數次の人事異動によつて、中央系政客は益々進出し、知日派要人の後退するに従ひ、この地區に於ける藍衣社、共產黨等抗日秘密機關の潛入甚だしく、同政權の武力的背景をなした宋哲元の第二十九軍の如き、最も矯激なる抗日軍隊となり、支那事變の發端となつた蘆溝橋事件を起したのである。固よりこの地區に於ける抗日機關の活動は前記協定に違反するもの

であつたから、日本はこれを防止するため、適當なる手段を講じ得た筈である。然るにこの點に關して適切なる手段を講じ得なかつたのは廣田、佐藤、有田等、歴代外相の親善政策の結果であつた。而も國民政府は日本の親善政策を利用して冀察政權を傀儡化し、進んで冀東政權の解消論をさへ唱へるに至つた。この意味に於いて廣田外相に始まつた日支親善政策は、支那の政治的逆襲に乗ずべき間隙を與へた日本の政治的後退であつたと云はなければならぬ。殊に遺憾に堪へなかつたのは、日本の斯かる後退が眞の親日主義者を失望せしめ、支那民衆の日本に對する信賴を失はしめたことである。

日滿提携による滿洲の發展は、滿洲國接壤地帯及び北支民衆の大なる魅力となつた。この魅力が冀東政權の獨立及び冀察政權成立の有力なる動因となつたことは疑ふべからざる事實である。かくて我が國の指導誘掖宜しきを得て、この機運が北支より中南支に及び、支那四億の民衆が心から日本に信賴して、互助連環の新秩序を自然に發展せしめ得たとしたならば、日、滿、支三國にとつてこの上もなき幸ひであつた。然るに前述の如く、日支親善政策は全くこの逆を行つた。抗日支那に媚態を呈することは抗日論者を増長せしむると同時に、親日主義者を失望せしめ、一般民衆の信賴を裏切るに役立つた。冀察に於ける日本の後退は、冀東の不安を買ひ、滿洲の危懼を

さへ結果したのである。

これに依つてこれを觀れば新秩序建設の自然的發展を阻害し、支那事變の勃發を不可避ならしめた親善論者の責任は重且つ大であつたと云はなければならぬ。

固より支那事變の原因は、根本的には支那の執拗なる抗日意識にあつた。併しながら、この抗日意識の背後には米、英及びソ聯の傳統的な東亞政策、即ち援支抑日政策があり、而も一九三六年以來の國共合作は、益々支那の抗日運動を激化して、國民政府亦「一面抵抗一面交渉」から「全面的武力抗日」に轉向し、遂に日支の激突を必至ならしめた。この意味に於いて支那事變は米、英及びソ聯、並に米、英、ソ聯を主體とする國際人民戦線の挑發したものである。

滿洲事變、軍備擴張、日貨排斥によつて打撃を受け、更に銀問題に關聯する金融恐慌によつて危機に直面した支那の經濟界は、不統一極まる地方分權的幣制を統一して、財政の破綻を免れるため、イギリスの援助を受けて幣制を改革することにした。即ち一九三五年十一月三日、國民政府は財政顧問リ・スロスの立案した「一、爲替相場の對英一志二片堅持、二、銀の國有、三、兌換停止を内容とする幣制改革案」を決定した。その結果支那はスターリンブロッカの一分子となり、金融的には全くイギリスの植民地と化することゝなつた。リースロスの渡支は、表面支那が

幣制改革のため日、英、米、佛、伊に金融専門家の派遣を要請したのに對する應諾の形をとつてゐるが、その實上海のイギリス系ユダヤ人サッスンその他によつて準備されたものであつて、幣制改革はイギリス財閥の積極的な意圖に基いてなされたものである。かくて支那は所謂法幣によつて幣制を統一することが出来たが、新幣制を維持するため、益々對英依存の度を昂め、イギリスは若干の借款によつて經濟的に支那の死命を制するに至つた。

斯くて北伐以來浙江財閥を通じて米、英に依存してゐた蔣政權は全くイギリスの經濟的奴隸と化し、イギリス帝國主義の手先となつて、到る處抗日強化に邁進しなければならぬこととなつた。幣制改革以來、長江筋に對するイギリスの進出は愈々甚だしく、日本の商權は根本的に轉覆するの危機に瀕し、この形勢に狼狽した我が財界が日支親善の必要を強調した結果は、前述の如く、却つて廣田外交以來日本の全面的後退となり、失ふところのみ多く、得るところは全くなかつた。是に由つて之を觀るも、資本主義的經濟手段を以てしては、米、英の金融資本に對する勝味なく、従つて東亞の解放を期待することは、殆ど全く不可能なのである。即ち日本の經濟を根本的に革新し、國際金融資本の組織から離脱しなければ、東亞を米、英の帝國主義支配から解放し得ないものと認められる。

更に日、支の武力衝突を必至ならしめた直接の原因は、いふまでもなく所謂國共合作による抗日統一戦線の結成であつた。これより先、蔣政権が北伐の途上、浙江財閥及び英米資本と抱合すると同時に、所謂親ソ容共政策を抛棄して以來、國民黨と中國共產黨は永年に亘つて死闘を展開し、數次に亘る蔣政権の共產軍討伐となつた。併しながら、蔣政権は一方に於いて共產軍の討伐に従事しながら、他方に於いて滿洲事變以來日本と事を構へ、「一面抵抗一面交渉」の複雑な政策を採用しなければならなかつた。是に於いて中國共產黨は蔣政権の共產軍討伐を抗日武力戦に轉換し、以て國共の武力抗争を阻止すると同時に、國共合作を再建して、その勢力を擴大するため、一九三三年一月、中央軍の第五次共產軍討伐の直前「抗日合作宣言」を發し、次いで「中國勞農紅軍北上宣言」を出して、北上抗日義勇隊を組織した。然るに一九三五年にはコミンテルン第七回大會に於いて人民戦線新戰略が決定され、中國共產黨代表王明（陳紹禹）の提出した「植民地及び半植民地に於ける反帝統一戦線の確立」が採用された結果、同年八月一日、中國共產黨の「抗日救國宣言」が發表されて、「抗日民族戦線統一」が提唱されることとなつた。恰も時を同じうして、北平に於いて冀東の特殊貿易及び日本駐屯軍増強に對する反對運動として、學生救國團が組織され、救國宣傳隊を全國に派遣して、宣傳に努めた結果、その運動は上海、廣東、南

寧、漢口、成都より、杭州、蘇州、鎮江等の學生街に蔓延した。その背後には冀東の特殊貿易に脅威を感じた蔣政権及び米、英資本閥のあつたことはいふまでもない。かくて全國に於ける抗日救國の運動は全面的に昂揚し、上海各界救國聯合會を初め北平民族解放先鋒隊、廣西全省學生救國聯合會、廣東文化界救國聯合會、武漢文化界救國聯合會等が猛烈な活動を始め、次第に中國共產黨の提唱する抗日救國統一戦線に統合し、武力抗日運動に發展した。更に西南反蔣軍は抗日北上軍の名によつて行動を起し、中共以外の反蔣勢力もこの抗日運動を蔣介石に對する政争の具に利用して、結局、抗日毎日を一層激化する結果となつた。

併しながら當時尙ほ日本の實力を知つてゐた蔣介石は力めて日本との武力衝突を回避し、綏遠事變に於いて百靈廟を占領した後も甚だ慎重な態度を示してゐた。然るに一九三六年十二月十二日、綏遠問題並に共產軍討伐の軍事會議に臨むため陝西省西安に在つた蔣介石は突如として張學良軍のクーデターに遭ひ、隨行の中央政府要人と共に拘禁されるといふ西安事變が起つた。西安事變の背後には周知の如く中國共產黨の魔手が動いてゐたのである。蔣介石は内戦の停止、國民政府の改組、外交政策の轉換、救國領袖の釋放等を條件として、十二月二十五日、解放された。内戦の停止とは中共討伐の中止であり、國民政府の改組とは國共合作であり、外交政策の轉換と

は親ソ政策の採用であり、救國領袖の釋放とは共產主義者の釋放である。斯くて西安事變を轉機として支那の對日政策は「一面抵抗一面交渉」から「武力抗日」に急轉換した。翌一九三七年二月十五日より開かれた三中全大會は斯くて中國共產黨の要求を反映して、開會劈頭に於ける汪精衛の對日協調論は、會議の進行するにつれ、次第に批判の俎上に上り、抗日統一戦線の主張が大勢を支配することとなつた。

第四章 支那事變

第一節 支那事變の展開

一、支那事變の勃發

昭和十二年七月七日我が北支駐屯軍に屬する豊臺守備隊の一隊が北平西南約三里盧溝橋北方地區に於いて夜間演習中、午後十一時四十分橋北約千米の龍王廟に布陣せる支那兵から射撃を受けた。我が軍は、支那側の無謀なる挑戦行爲を難詰して支那兵の撤退を交渉中、八日拂曉、龍王廟及び張辛店附近の支那兵は再び迫撃砲及び小銃を以て挑戦し來り、我が軍も已むなくこれに應戦した。午前九時三十分に至り支那側の懇請により一旦停戦状態に入り、爾來現地に於いて又北平

に於いて事件解決の交渉を續けたが、支那側の挑戦止まず冀察當局又不誠意にして局地解決は全く困難となつた。加之、日本の不擴大方針にも拘らず、南京の國民政府は事變發生の當初より著しく強硬なる挑戰的態度を持ち、飛行隊に動員準備を令し、冀察政權に抗日を嚴命した。斯くて日本の希望であつた現地解決は全く不可能に陥り、七月一日、我が國は遂に北支派兵の聲明を行つた。併しながら右の聲明に於いても尙ほ「東亞平和の維持は帝國の念願する所なるを以て、政府は局面不擴大のため平和の折衝の望みを棄てず、支那側の速かなる反省により事態の圓滿なる解決を希望す」と附言するを忘れなかつた。

然るに支那側はこれに對して抗戰の決意を益々固うし、十二日午後七時陝西、河南、湖北、安徽、江蘇等の直系又は直系軍に對し、動員令を下し、鄭州を中心とする隴海、京漢兩鐵路沿線にこれらの大軍を集結することを令し、山東省首席韓復榘に津浦線北部の防衛を命じた。一方共產軍の動向を見るに、七月十一日、蔣介石の招請によつて廬山の緊急軍事會議に列席した共產軍代表周恩來は、十三日、陝西省虜施に歸り、蔣との會談に基いて、國共兩軍の連絡及び共同作戰を工作し、北支への出動準備に着手した。斯くの如く北支に於ける事態が緊迫を告げると同時に、南支に於ける反日風潮も日に日に悪化し、殊に各種抗日團體の蝟集する上海に於いては物情騒然

たるものあり、七月二十四日の宮崎一等水兵拉致事件、八月七日の大山中尉射殺事件を契機として、支那事變は遂に中支に擴大した。この間北平、天津、張河口、綏遠、石家莊、太原、大同、濟南、鄭州、漢口、汕頭、重慶、宜昌、沙市、長沙、杭州、雲南、上海、青島等の居留邦人は全面的に引上げなければならなくなつた。

斯くて八月十四日、上海に於ける敵飛行機の暴虐なる空爆によつて、日本も亦不擴大方針を一擲し、暴支膺懲を決意せざるを得ざるに至り、十五日「斯の如く支那側が帝國を輕侮し、不法暴虐至らざるなく、全支に亘る我が居留民の生命財產危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴虐を膺懲し、以て南京政府の反省を促すため、今や斷乎たる措置を執るの已むを得ざるに至れり。」と聲明し、茲に日、支兩軍は全面的戦争状態に入り、日本軍は瞬く中に北支及び蒙疆の大半を席卷し、中支に於いては十二月二十三日までに首府南京を攻略するの戦果を収めた。而も我が政府はその間友邦ドイツ大使の提議を容れ、和平交渉を進めて、蔣政權の反省を促したが、援蔣諸國の支持を恃んで長期抗戰を豪語する支那の耳には入らなかつた。是に於いて我が政府は昭和十三年一月十六日、聲明を發して、爾後國民政府を相手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、これと國交を調整して、新支那の建

設に協力するの方針を明かにした。それと同時に皇軍は更に作戦を進めて、大規模なる徐州會戰を敢行し、次いで武漢三鎮を攻略すると共に、南支にも作戦を展開して、廣東を陥れた。斯くて支那中原の地は悉く我が軍の制壓下に入り、蔣政権は重慶に遁竄して、一地方政權に轉落したのである。

二、近衛聲明と汪精衛

斯くの如く北、中、南支の要衝が悉く我が軍に歸し蔣政権が奥地に逃竄してより、事態は新たな段階に入り、新たな支那の建設が當面の問題となつて來た。昭和十三年十二月三日、明治節の佳辰を期して帝國政府は次の如き聲明を發し、同時に近衛首相はラジオを通じてこれを敷衍し、我が決意を中外に宣明した。

聲 明

今や 陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を戡定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、尙同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまで、帝國は斷じて矛を收むることなし。

帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とするにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東西新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改善して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參ずるに於いては敢へて之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が肇國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意を聲明す。

この聲明に因つて始めて支那事變の目的が東亞新秩序の建設にあることが、政府に依つて正式に表明された。所謂新秩序の建設は肇國の精神に淵源する大事業であり、明治天皇の御遺業の繼承であつた。日清、日露の兩役も、滿洲、支那の兩事變も、凡て歐米侵略勢力に對する東亞の防衛であり、自覺はされなかつたが肇國精神に基く新秩序建設の努力であつた。然るに、今や新秩序建設の世界史的使命が明確に自覺されることとなつた。嘗て 明治天皇は「四方の海皆はらからと思ふ世になど波かせのたちさわくらむ」と嘆かせられつゝも、ロシアの東亞侵略に對して斷乎宣戰を布告し給うた。即ち 天皇の大御心は「八紘爲宇」の絶對平和を實現する肇國の大理想にあらせられたものと拜察される。ロシアの武力侵略に對しても、米、英の經濟侵略、ソ聯の思想侵略にしても、並にそれに便乘した支那の利己的抗日侮日にしても、東洋の一家精神を攪亂する西洋の對立精神である。この對立精神を一掃して、日、滿、支三國の互助連環、共存共榮の新關係を創建することが、所謂東亞新秩序の建設なのである。

併しながら東亞新秩序建設のこの大事業を完遂するためには、一方に於いて強大なる綜合國力を必要とすると同時に、他方に於いて日本自ら肇國の精神に立ち還つて、八紘爲宇を指導するに

足る皇道の行者とならなければならぬ。明治以來日本に移植された西洋文明、殊に所謂個人主義、自由主義、階級主義、社會主義等、一切の利己主義は、綜合國力の結束發揮を不可能ならしむるのみならず、肇國精神の明徴自覺を阻害するものが少くなかつた。この意味に於いて事變の完遂、東亞新秩序建設の前提要件は國家革新、思想維新の斷行にあつたのである。これ前記の政府聲明が「惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が肇國の精神に淵源し、これを完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、云々」と云つた所以であると考へる。

次いで同年十二月二十二日、近衛首相は首相談の形式を以て、日支事變の解決に對する日本政府の根本方針を明かにする次の如き重大聲明を發表した。

首相談

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那における同憂具眼の士と相携へ、東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地においては、更生の勢ひ澎湃として起り建設の氣運愈々昂まれるを感得せしむるものがある。これに於いて政府は更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中

外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するのである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。

これがためには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は進んで支那が滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に東亞の天地には「コミンテルン」勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り日支防共協定の締結を以て日支國交調整上の喫緊の要件とするものである。しかして支那に現存する實情に鑑みて防共の目的に對する十分なる保障を擧げるためには同協定繼續期間中特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方も特殊防共地域となすべきことを要求するものである。

日支經濟關係については日本は何等支那において經濟的獨占を行はんとするに非ず、また新しき東亞を理解し、これに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず。唯飽くまで日支の提携と合作とをして實效あらしめんことを期するものである。

即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地における居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的、經濟的關係に鑑み特に北支及び内蒙地域においては、その資源の開發利用上日本に對して積極的に便宜を與ふことを要求するものである。

日本の支那に求むるもの、大綱は以上の如きものである。日本が敢へて大軍を動かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土にあらず、また戦費の賠償に非ざることは自ら明白である。

日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對し積極的な考慮を拂ふに吝かならざるものである。

上記、昭和十三年十一月三日及び十二月二十二日の聲明——近衛聲明——は海外に相當の反響を呼び起し、殊に重慶政府の内部に、これに共鳴し呼應する者を出すに至つた。即ち十一月三日

の政府聲明及び近衛首相の放送に共鳴した中國國民黨副總裁中央政治會議首席汪精衛は十二月十八日重慶を脱出し、同二十九日、ハノイより「日支和平勸告」の宣言を中外に發表し、同時にこれを蒋介石に國民黨中央政治會議、中央執行委員會等に電送した。是より先、汪は前年二月十五日より開かれた三中全會議に於いて對日協調論を唱へたけれども、大勢に押されて如何ともすることを得ず、次いで支那の敗色益々明かとなるや、蒋介石副秘書長周佛海及び江寧縣長梅思平等が主として中堅幹部階層を糾合して、日本との和平提携を畫策し、日支提携、新東亞建設を目標として、反共親日國民黨を樹立するの潜行運動を開始し、蔣政權内部の要人に働きかけ、四川、雲南の軍閥とも連絡をとつたが、未だ大勢を動かすに至らなかつた。然るに同年十一月三日の政府聲明並に近衛首相の放送は前述の如くこの運動を表面化し、汪の重慶脱出、反共和平宣言となつたのである。

爾來汪は引續きハノイに在つて數次の聲明を發し、益々その立場を明確にすると同時に、重慶香港、上海等の同志を指導して、運動の發展に力めた。然るにハノイに於いても重慶政權の壓迫は日と共に甚だしく、遂にその股肱曾仲鳴を蔣派のテロに襲つた汪は、翌昭和十四年四月、上海に移り、五月、日本に來つて、平沼首相、近衛前首相に會見して、愈々その決意を固め、新中央

政府樹立に邁進することとなつた。かくて情勢の熟するに従ひ、新政府の基礎として、國民黨を更生し純正國民黨となすため、昭和十四年八月、上海に國民黨全國代表大會を開催して、政治力の結集を圖つた。

三、新國民政府と重慶殘存政權

これより先、北支に於いては支那事變勃發の直後、昭和十二年八月一日、早くも高凌霨を首班とする天津治安維持會、翌年二月には江朝宗を會長とする北京治安維持會の誕生を見た。これに倣つて我が占據地域には北中南支の區別なく各地市邑の先覺者、有力者が集つて、日本軍支援の下に治安維持會乃至は自治委員會を組織した。これ等の治安維持會及び自治委員會は夫々國民黨容共政權の打倒、絶對親日政權の確立、一般民衆幸福冀願、アジア民族の團結發展等を政綱とし難民救済、治安回復、戶籍調査等に力を盡し、やがて成立すべき統一政權への母體として堅實な歩みを續けた。次いでこれより稍々高度の機構を有するものとして上海浦東の大道政府、蒙疆の蒙古聯盟、察南及び晋北の自治政府が組織された。昭和十二年、南京陥落の翌日、十二月十四日を期して北支民衆の待望裡に王克敏を首班とする中華民國臨時政府が更生支那の新政權として成

立した。次いで華北に於ける臨時政府の成立に刺戟されて、中華民衆も亦新政権の樹立を熱望し、昭和十三年三月二十八日、梁鴻志を首班とする中華民國維新政府が、南京に於いて組織された。維新政府は臨時政府と對立するの意思なく、將來中央所管となるべき事項は臨時政府と協議處理し、且つ津浦、隴海兩線の交通回復後は臨時政府に合併すべき方針を明白にした。更に蒙古聯盟、察南、晋北の三自治政府は昭和十二年十一月二十二日、夫々代表を出して蒙疆聯合委員會を組織したがその整備するに従つて、三自治政府は次第に統合の方向を辿り、昭和十四年九月一日、徳王を主席とする蒙古聯合自治政府に發展した。なほ華北の臨時政府と華中の維新政府は、その根本方針を等しくするに鑑み、その提携協力を強化し、進んで更生支那の統一中央政府を實現するため、兩政府を合流する問題に關して、王、梁兩政府首腦は、昭和十三年四月、大連及び上海に會合し、その結果、同九月二十一日、兩政府によつて中華民國政府聯合委員會が組織され、兩政府は緊密な聯絡を保つて共同目的のため邁進することゝなつた。

一方、重慶を脱出した汪精衛は前述の如く昭和十三年十二月二十九日、ハノイより「日支和平勸告」の通電を發し、十四年四月、上海に移つて、新中央政府樹立の運動を推進し、八月、上海に國民黨全國代表會議を開いて、蔣介石に譲られた國民黨を改組したのであるが、一方、中央政

府の建設を促進するため、華北の臨時政府、華中の維新政府と協力するの必要を認め、九月十八日、汪精衛は、王克敏、梁鴻志等と南京に會合して、意志の汪通を圖つた。その結果、九月二十一日、臨時、維新の兩政府よりなる中華民國政府聯合委員會は第六次の會合を南京に開き、汪精衛の領導すべき新中央政府に對する態度に就いて協議を行ひ、これに「全幅協力」することを決定した。次いで昭和十五年一月十五日、汪精衛は、王克敏、梁鴻志に對して青島會談の招請を發し、蒙古政府代表李守信も來青して、二十四日より三日間、所謂青島會談が開かれた。

かくて成功裡に青島會談を終へた汪精衛は十五年一月二十六日、上海に歸還し、直ちに遷都籌備委員會を設け、委員長に褚民誼、副委員長に維新政府内政部長陳群を任命して、準備に着手すると同時に、翌二月十二日、各黨各派、無黨無派の領袖並に有力人士を招いて上海會議を開き、中央政治會議開催へ進むことゝなつた。次いで新中央政府樹立の礎石たる中央政治會議は、三月二十日より三日間南京に開かれ、日支新關係調整方針、中央政府樹立大綱、中央政府の名稱（中華民國國民政府）、首都（南京）、國旗（青天白日滿地紅旗、但し和平反建國の暫時標識を附す）、成立時期（三月三十日）、國民政府政綱、中央政治委員會組織條例、中華民國國民政府組織法修正、臨時、維新政府の名稱廢止及びその善後法、重慶政權に對する方策及び措置、國民政府各院、各

部各委員會の人選等を決定した。次いで三月三十日、政府主席代表汪精衛、立法院長陳公博、司法院長溫宗堯、監察院長梁鴻志、考試院長王揖唐以下參列の下に、南京城内國民政府大禮堂に於いて、國民政府還都典禮を舉行し、こゝに新中央政府は生誕した。この日、新政府の基本方針として中外に宣明された國民政府十大政綱は次の如くである。

- 一、善隣友好の方針に基き和平外交を以て中國の主權、行政の獨立完成を求め、以て東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す
- 二、友好各國の正當なる權益を尊重し、並に其の關係を調整し以て友誼を増進す
- 三、友邦各國と聯結し共に國際共產主義の陰謀及び其の他總べての平和攪亂の活動を防遏す。
- 四、和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては、夫々之を收用安定せしめ且つ國防軍を建設し、軍政、軍令兩大權を明瞭に區分し、以て軍事獨裁制を打破す。
- 五、各級民意機關を設立し、各階の人材を網羅して、全國の公意を集中せしめて以て民主政治を助成す。
- 六、國民大會を招集し、憲法を定め、憲政を實施す。

七、友邦各國の資本及び技術的合作を歡迎し隨以て戰後經濟の恢復と産業の發展を圖る。

八、對外貿易を振興し、國際收支の均衡を圖り、並に中央銀行を再建し、幣制を統一せしめ以て社會金融の基礎を確立す。

九、税制を整理し、人民の負擔を軽減し、農村を振興し、難民を救濟して各其の生産に安んぜしむ。

十、反共和平建國を以て教育の方針となし、且つ科學教育の向上を圖り、浮華妄動の學風を一掃す。

これより先、汪精衛がハノイに於いて和平通電を發してより、日本はその和平建國運動に好意を以て關心を寄せ、昭和十四年六月、汪が來朝するや、沼首相及び近衛前首相は日本が近衛聲明に基いて支那の再建を期待する旨これに告げ、次いで汪の新政權樹立運動の進展するに及び、我が中支軍當局は七月十一日、その新國民運動を全面的に支持することを明かにした。更に翌十五年一月八日、阿部内閣、續いて同十七日、米内内閣の聲明によつて、我が政府も亦これを支援することを明かにし、次いで同年八月三十日、南京に於ける新國民政府の還都宣言に呼應して、

我が政府は中國新政府と提携して東亞新秩序の建設に邁進せんとする方針を左の如く聲明し、同時に前首相阿部信行大將を特命全權大使に任命して、日支國交調整の交渉に當らしめた。

それ生命は不斷に發展し事象は時々に変化する。國際の秩序亦これに違ふ。帝國は常に此の内にありて國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を效すものなり。今や支那新中央政府樹立せられ更生新支那の建設其の緒に就く。帝國政府は其の成立を慶賀すると共に其の發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす。帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を確認し、速かに東亞の平和建設に寄與せん事を期待す。帝國が支那に希求する所は支那がよく道義に立脚して眞に其の獨立と自由とを完整し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、其の興隆を共にせんことに存す。帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんがため、特に支那資源の開発利用に關聯し、特殊の關心と要求とを有するは素より其の所たり。然れども帝國は東亞新事態に即せる第三國の平和的經濟的活動に對しては取へて之を排除せざるのみならず、進んで之等諸邦と協力し共に國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國が其の作戰繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れる

眞意實に茲に存す。

かくて七月五日、阿部、汪兩國代表以下出席の下に日華基本條約締結の第一回正式會議が開かれてより、回を重ねること十數回、十月一日、現地交渉の完了を見た。その間、米内内閣は七月十六日、挂冠、同二十三日、第二次近衛内閣は成立し、近衛首相の下に、十一月三十日、日華基本條約は、日滿華共同宣言と共に調印された。

日本國中華民國間基本關係に関する條約

大日本帝國政府及中華民國國民政府は兩國相互に本然の特質を尊重し、東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し、以て東亞に於ける恒久的平和を確立し之を核心として世界全般の平和に貢獻せんことを希望して之が爲兩國間の關係を律する基本原則を訂正せんと欲し左の通り協定せり

第一條 兩國政府は兩國間に永久に善隣友好の關係を繼續するため相互に其主權及領土を尊重しつゝ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助救陸の手段を講ずべし

兩國政府は政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般に亘り相互に兩國間の好誼を破壊するが如き措置及原因を撤廢し且將來に亘り之を禁絶することを約す

第二條 兩國政府は文化の融合、創造及發展に付緊密に協力すべし

第三條 兩國政府は兩國の安寧及福祉を危殆ならしむる一切の共產主義的破壊工作に對し共同して防衛に當ることを約す

兩國政府は前項の目的を達するために各其領域内における共產分子及組織を芟除すると共に防共に関する情報、宣傳等には緊密に協力すべし

日本國は兩國協同して防共を實行するため所要期間中兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ所要の軍隊を蒙疆及華北の一定地域に駐屯せしむべし

第四條 兩國政府は中華民國に派遣せられたる日本國軍隊が別に定むる所に依り撤去を完了するに至るまで共通の治安維持につき緊密に協力することを約す

共通の治安維持を必要とする間に於ける日本國軍隊の駐屯地域その他に關しては兩國間に別に協議決定せらるゝ所に據る

第五條 中華民國政府は日本國が従前の慣例に基き又は兩國共通の利益を確保する爲所要期間

中兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ其艦船部隊を中華民國領域内に於ける特定地域に駐留せしめ得ることを承認すべし

第六條 兩國政府は長短相補ひ有無相通ずるの趣旨に基き且平等互惠の原則に依り兩國間の緊密なる經濟提携を行ふべし

中華民國政府は華北及蒙疆に於ける特定資源中國防上必要なる埋藏資源に關し兩國緊密に協力して之を開發することを約諾す 中華民國政府は其他の地域に於ける國防上必要なる特定資源の開發に關し日本國及日本國臣民に對し必要なる便宜を提供すべし 前項の資源の利用に關しては中華民國の需要を考慮し中華民國政府は日本國及日本國臣民に對し積極的に充分なる便宜を提供するものとす

兩國政府は一般通商を振興し及兩國間の物資需給を便宜且合理的ならしむるため必要なる措置を講ずべし

兩國政府は揚子江下流地域に於ける通商交易の増進竝に日本國と華北及蒙疆との間に於ける物資需給の合理化については特に緊密に協力すべし

日本國政府は中華民國に於ける産業、金融、交通、通信等の復興發達に付兩國間の協議に依

り中華民國に對し必要なる援助乃至協力を爲すべし

第七條 本條約に基く日華新關係の發展に照應し日本國政府は中華民國に於て日本國の有する治外法權を撤廢し及其租界を還附すべし、中華民國政府は自國領域を日本國臣民の居住、營業のため開放すべし

第八條 兩國政府は本條約の目的を達成するため必要なる具體的事項に關し更に約定を締結するものとす

第九條 本條約は署名の日より實施せらるべし

附屬議定書 略（「戰爭行爲繼續中」の特例）

日滿華共同宣言

大日本帝國政府、滿洲帝國政府及び中華民國國民政府は三國相互にその本然の特質を尊重し東亞において道義に基く新秩序を建設するの共同理想の下に善隣として緊密に相提携し、もつて東亞に於ける恒久的平和の樞軸を形成しこれを核心として世界全般の平和に貢獻せんことを希望し左の通り宣言す

- 一 日本國、滿洲國及び中華民國は相互にその主權及び領土を尊重す
- 二 日本國、滿洲國及び中華民國は互恵を基調とする三國間の一般的提携、就中善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧ぐべくこれがため各般に互り必要なる一切の手段を講ず
- 三 日本國、滿洲國及び中華民國は本宣言に基き速に約定を締結す

帝國政府聲明

帝國は曩に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱せり。爾來年を閲すること二年此間我が提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ普々其の歩武を固め來り、今茲に日、滿、華三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至れり。抑も本條約の意義たるや世界を擧げて新舊秩序相交流する一大混亂期に方り、眞に人類相愛の大道に立脚し天與の分を守り有無相通共存共榮の世界新秩序建設の先驅たるを明かにするものにして東亞民族の欣快之に過ぐるものなからん。然りと雖も締盟の成立は事の初動に屬す、その實效を收むるは今後にあり。しかのみならず支那には今尙民族協和の大道を覺らず救國の大事を抗戰の一途に求め民を驅りて新秩

序建設の前途を壅塞するの走狗たらしむる勢力の殘存するあり、北方世界混亂の結果に因る列國の功利的策動亦熾烈を加へ、爲に抗戰勢力をして益々其の迷蒙を深からしめつゝあり。東亞新秩序の前途なほ事滋きを覺悟せざるべからず、之に處する各般の對策、準備は一に、我國民の聰明と努力とに存す。由來光榮の存する處責務之に伴ふ。帝國は其責務の愈々重大なるに省み萬難を排して東亞新秩序建設の大業に邁進せざるべからず。

これより先、昭和十四年二月十日、皇軍は海南島に上陸し、抗戰資源の開発に着手した重慶政權に大打撃を與へ、次いで新南群島を控制し、六月下旬には汕頭を占領した。更に北支に於いては抗日運動の據點となつて治安の恢復を妨害することの少くなかつた天津英租界に問題を起し、日英會商となつたが、イギリス側に誠意なく、その解決は容易でなかつた。日英會商の進行中、七月二十六日、アメリカはこれを牽制するため日米通商條約廢棄を敢行したことも亦記憶すべきである。翌十五年、再建を誇示した蔣軍は所謂冬期攻勢に出で、忽ち粉碎されながら、陽春再び春季攻勢と稱して、河南信陽以西より襄東に亘り反攻し來つたが、四月皇軍はこれが掃蕩を開始し、信陽以西の敵軍を撃退すると共に、進んで漢水以東に戰果を擴大し、所謂襄東作戰を展開

し、更に襄西作戰に移り、六月十三日、要衝宜昌を占領した。また正月早々蒙疆に於いて、包頭攻撃を企てた傅作義軍に反撃を加へ、五原を壓し、山西に於いては太行山脈の支脈たる中條山脈に蟠踞する共產軍に痛撃を與へ、長驅河南との黄河交通上の要衝風凌渡を奪取し、二月中には山東南に蠢動した赤軍及び蔣軍を掃蕩した。廣東、武漢陷落以來、抗日支那の抗戰力は次第に減退し、共產軍のゲリラ戦術に移行して、大會戰は漸く減少した。然も重慶政權が抗戰を繼續する所以のものは主として佛印、ビルマ・ルート、西北共產ルート、香港、上海、天津等の租界よりする援蔣物資の輸血にあつた。

かくてこの年、六月中、我が國は佛印總督と援蔣ルート禁絶の交渉を纏め、監視員を現地に派遣し、次いで九月二十二日、軍事協定を締結してハノイその他に皇軍を進駐した。更にビルマ・ルートに關しては、七月十八日、日本の要求に基きイギリスは三ヶ月の期限を限つてその閉鎖を受諾したけれども、三國同盟成立後、アメリカと共に再びその敵性を露骨にして、十月十七日、期限満了後ビルマ・ルートを再開し、十一月、アメリカは援蔣借款一億ドル、十二月、イギリスは同じく一千万ポンドを供與して、その援支抑日政策を強化した。かくて支那事變は、米、英、ソ聯の東亞政策に對する斷乎たる決意なくしては、到底解決し得ざるものなることが漸く明かた

なつた。これ即ち支那事變が發展して、遂に大東亞戦争の勃發を避け得なかつた所以なのである。

第二節 支那事變と列國の動向

一、支那事變と歐米諸列強

支那事變に對する日本の方針が不擴大方針より、暴支膺懲に發展するや、それが東亞新秩序の建設を以て始めて解決されるものであることが、次第に自覺されることゝなつた。東亞新秩序の建設は歐米の侵略勢力より支那を解放して、共存共榮の平和體制を建設することである。従つて歐米諸列強が事變の遂行に對して反抗し來つたのは洵に當然であつたと云はなければならぬ。惟ふに支那事變は支那の抗日、毎日に挑發されて勃發したものであるが、その抗日、毎日の背後には米、英、ソ聯の援支抑日、抗日使嗟があつたのである。この意味に於いて支那事變は固より日本と抗日支那の衝突であつたが、その實日本と歐米諸列強との衝突でもあつた。この點、支那事變は滿洲事變とその本質を等しくする一連の事變であつたのである。然るに滿洲事變勃發の當

時と異つて、支那事變勃發の當時ヨーロッパに於いては、東亞に於ける日本に倣つて、ヴェルサイユ體勢の現状打破に蹶起した獨、伊と現状維持的帝國主義國、米、英、ソ聯の對立は益々激化して、ヨーロッパ新秩序建設戦争の寸前にあり、米、英、ソ聯は一面に於いて支那事變に干渉することを牽制され、支那事變はヨーロッパ情勢と共に世界的問題としての性質を愈々明瞭にし、従つて米、英、ソ聯の日本に對する敵意は一層深刻となつて行つたのである。

併し滿洲事變の當時はなほ米、英に追隨して、日本の事變遂行に反對しなければならなかつた獨、伊兩國が、その後日本に倣つて新秩序運動に蹶起し、支那事變に際しても日本に多大の好意を示すことゝなつたのは注目すべきである。かくて滿洲事變に於いて日本が投じた世界史轉換の石はその波紋を擴大して、有力なる同志國家を得るに至つた。これ米、英、ソ聯の民主主義、國際主義、共產主義思想體制に對する皇道思想戰の勝利の第一歩であつたと斷すべきである。

二、アメリカの敵性政策

支那事變が勃發するや、昭和十二年七月十六日、アメリカ國務長官ハルは「國際政局に關しアメリカは平和の維持、國際的自制を主張し、政策の遂行に武力を用ひ、他國の内政に干渉するを

避け、條約の神聖を擁護し、全世界の安定及び經濟的安全を望み、軍縮を希望し他國との同盟は避くるが上述の原則を支持するために平和的協力を欲する」と極めて抽象的に日本に反對する聲明をなし、次いで戦局が上海に波及するに及び、八月二十三日、第二次聲明を發し「七月十六日の聲明は太平洋地帯にも適用されるものであり、該聲明書に述べた主義原則は廣汎かつ根本的であつて、ワシントン條約及び不戰條約も包含されてゐる。……」とその攻撃を一層強化した。九月十二日、國際聯盟は支那の集團的安全保障に關する訴願を受け聯盟の極東問題諮問委員會に屬したアメリカも參加して十月五日、二の報告書を決議した。一は日本を九箇國條約及び不戰條約の違犯者であると認めたもの、二は戰鬪行為に依らず協定に達するため九箇國條約會議の開催を決定したものである。當時英、佛は獨、伊問題及びスペイン内亂に没頭して、日本の恨みを買ふことを恐れ、アメリカ亦會議の主催者となることを躊躇する有様であつたから、ベルギーが主催して僅かに開いたこの會議は云ふまでもなく完全に失敗した。日本に對する經濟壓迫も、ヨーロッパ不安、在支權益の脅威、ソ聯に對する危懼等のため、日和見的となつたイギリスの消極政策に障害されて實行することが出来なかつた。従つてアメリカの對日敵性は専ら精神的、思想的攻撃に極限されたのである。

併し、アメリカの日本に對する思想的立場は甚だ明確であつた。昭和十三年一月、ルーズヴェルト大統領は「米國の極東ヨーロッパ及びアメリカ大陸に有する關心はアメリカ人の在留數、投資額又は貿易額の多寡によるものではなく、更に廣汎にして根本的な問題に注がれてゐる。即ち國際關係に秩序ある方法がとられてゐるか否かである。特に極東の事態につきアメリカは平和的手段により秩序ある方法の維持獎勵に深い關心を持つ。それは眼前にある在支アメリカ人の休戚よりも重大である」と言明し、議會にフアッシュ・諸國排撃、軍備擴張の教書を送り、二月、大海軍の建造により對日優勢を保持するため、エスカレーター條項を採用すべく、イギリスと共に建艦通告を行つた。その故にアメリカが東亞問題に關心を示したのは更に既存の在支權益のためではなく、將來の經濟侵略を野望して東亞を帝國主義的に支配したワシントン體制の現状を維持せんとする點にあつた。この意味に於いてアメリカの在支權益さへ尊重すれば、滿洲事變、支那事變に際して示されたアメリカの對日敵意を緩和し得べしと考へた日本の一部指導者はアメリカの眞意を看破し得なかつたものと云はなければならぬ。次いで米、支銀協定成立、五月、我が廣東空爆開始に對し、六月、上院はビットマンの空爆非難決議案を可決、十月、漢口作戦を牽制するため支那に於ける門戶開放、機會均等を要求する強硬申入れを行つた。更に廣東、武漢陥落し

戦局は次第に南支へ擴大すると同時に、十一月三日、東亞新秩序建設に關する近衛聲明の發せられるに及び、アメリカは日本の南方進出を恐れて硬化し、十二月、二千五百萬ドルの第一次援蔣借款給與となり、十二月三十一日、英佛兩國と協議の上、新秩序反對の抗議を日本に提出した。十四年に入つて二月、國務院の對日投資阻止聲明、海南島占領に關する反對申入れ、三月、新南群島問題に對し對日示威のため海軍主力の太平洋回航、ピットマンの「九箇國條約違犯國に對する貿易制限案」の上院提出、七月、中立法を繞つて對日制裁論昂まり、遂に七月二十六日、日米通商條約廢棄の通告となつて對日壓迫の實行に一步を踏み出した。

かくて昭和十五年に入り、一月、通商條約廢棄は效力を發生し、二月、二億ドルの第二次援蔣借款供與、新支那中央政府の否認聲明、六月四日「工作機械を含む特定機械類」の對日輸出許可制、即ち禁輸、七月、石油製品、鉛、鐵鋼の禁輸、九月十三日、航空機關關係の設計に對する許可制、九月末、皇軍の佛印進駐、三國同盟締結に對する報復として二千五百萬ドルの第三次援蔣借款供與、十一月三十日の日支條約に對する反撃として一億四千萬ドルの第四次借款供與、十二月十日及び二十一日の兩度、銑鐵、鐵鑛、合金類その他鋼鐵製品、特殊金屬、機械類の對日禁輸等、その敵性は益々露骨となつて、アメリカの對日經濟戰爭は愈々熾烈となつた。

一方、アメリカは武力の點に於いても、軍備の擴張に狂奔し支那事變勃發の翌年（昭和十三年）ヴェインソン案は條約量二割の海軍擴張をなし、ヨーロッパ戰爭の勃發した年（一九四〇年）第三次ヴェインソン案は第二次ヴェインソン案の一分を更に増強、その直後、ドイツの西歐席巻、フランスの單獨講和に怖れをなして、太平、大西兩洋艦隊の建造に着手し、第三次ヴェインソン案までの七割を新たに増強することにした。アメリカは十五年の夏以來、聯合艦隊をハワイ水域に集結し、同時にフィリッピンの海空軍を強化して、日本の南進を牽制せんとした。また汎米航空會社のマニラ、シンガポール空路の新設計畫、バルミラ島の航空基地建設、ガム島の防備増強案等々は、米、英、濠三國の太平洋共同防衛に關する協定の具體化と見られ、米、英、重慶の對日包圍陣は一方アリゾナよりハワイ、バルミラ、ガム、フィリッピン、蘭印、シンガポール、香港、重慶に繋がれた所謂A B C D、若しくはA B C D S包圍線となつた。次いでルーズヴェルト大統領は十二月二十九日爐邊閑話に於いて「日、獨、伊三國を以て政治哲學上より絶對に米、英と相容れずこれ等二つの國家群が地球の表面に於いて到底兩立し得ないこと」を切言し翌三十日、鐵、鋼鐵製品の輸出を禁止し、太平洋に於ける軍備を擴張すると同時に、A B C Dラインの強化に益々狂奔することとなつた。これに依つてこれを觀れば、アメリカの樞軸諸國に對

する敵意は單なる既存の權益に對する區々たる不安に因由するのではなく、その帝國主義的世界支配を擬裝した民主主義、國際主義の思想的假面の現状維持を目的とした思想戦であつたことを知ることが出来る。なほアメリカは昭和十五年十月八日、極東各地在留のアメリカ人、特に婦女子の引揚を勸告し、十月十四日、早くも上海を出帆した引揚げ第一船は一四〇名の婦女子を乗せてマニラ經由歸米の途に就き、十六年二月十三日、上海總領事は本國の指令に基いて更に徹底した引揚げ再勸告を行ひ、着々開戦の準備をしてゐたのである。

かくの如くアメリカの對日敵性政策は終始一貫し、日本の國交調整に關する誠意ある希望を蹂躪して、後に説明する如く、日本が太平洋の平和を願慮するの餘り、忍び難きを忍んで試みた日米交渉に當つても、徒にワシントン體制の所謂原則を獨善的に固執して、些かも交讓の精神なく、問題を具體的に解決せんとする誠意を示さず、遂に大東亞戰爭の勃發を餘儀なからしめたのである。

三、イギリスの恐日政策

然るにアメリカのこの一貫した對日敵性政策に對して、イギリスの對日政策は、少くとも表面

上、著しく動搖し、時には對日妥協の態度をさへ示した。蓋し、日本と衝突することによつて、尨大なる在支權益を根底より失ふこと、印度その他植民地に於ける民族解放運動に悪影響を及ぼすこと、共產黨及びソ聯の勢力擴大によつて漁夫の利を得られる恐れあること等々を願慮し、更にヨーロッパ政局の不安に牽制された結果であつたのである。併し、根本に於いてイギリスが日本の新秩序建設運動を恐怖し、憎惡したことは、アメリカ以上であつても、その以下ではなかつたこと勿論である。

昭和十二年七月七日、支那事變が勃發して戦禍が上海に波及するや、イギリスは反日的態度を示し、上海中立地帯設置案を提唱し、蔣政權に財政的援助を與へ武器を供給した。十月、國際聯盟を指導して反日決議を通過せしめ十一月、ブラッセルに九箇國條約關係國會議を開催して日本を壓迫せんとした。然るにイタリーの活躍による地中海不安、日獨防共協定に對するイタリーの參加、樞軸陣營の強化による反日諸國の動搖、イーデンの強硬外交に對する國內の反對等々のため、イギリスの對日政策は現實的な宥和政策に轉換せざるを得なかつた。かくて昭和十五年三月、イギリスは上海共同租界工部局の改組に同意して、日本に警察行政の機會均等を認め、五月維新政府の上海海關接收を承認せる日英暫定協定成立、七月、對蔣二千萬ポンド借款の拒否等々

となつたが、五月、徐州會戰、十月、廣東、武漢の陥落あり、戦局の中南支へ擴大するに及び、對日強硬論は再び擡頭し、十一月三日の近衛聲明以來、イギリスはその宥和政策を放棄して、再び強硬政策へ逆轉した。即ち宇垣、クレイギー會談が失敗した後、九月、イギリスは國際聯盟を動員して、聯盟規約第十六條の發動を提案し、十一月三日、近衛聲明の發表を見るや、九日、バトラー外務次官は下院に於いて、アメリカ國務長官ハルの新秩序否認の聲明に同意なることを述べ、更に英米親善を誇示して日本を牽制するため、十一月八日、イギリス皇帝のアメリカ訪問を發表し、次いで十七日、行惱んでゐた英米通商協定を締結し、十二月、アメリカの二千五百萬ドル借款に追隨して五十萬ポンドの援蔣借款を供與し、翌十四年一月十四日、アメリカに追隨してフランスと共に新秩序否認の申入れを行ひ、同二十日、國際聯盟の援蔣決議、三月、法幣安定資金協定の締結等、對日敵性を露骨にした。

然るにイギリスが依頼したアメリカに於いては、昭和十三年十一月の總選舉に共和黨の進出著しく、十四年二月、グアム島武裝案否決、七月、中立法修正案擱置し等、ルーズヴェルトの東亞干涉政策は相當の掣肘を受けた。イギリスも亦ミュンヘン會議後、ヨーロッパ政局の危急に牽制されて、再び對日宥和に轉じた。併し、英、佛、ソ軍事同盟問題及び防共協定強化問題に對する

見透し不明のため、イギリスの對日態度も動搖し、五月、ノモンハン事件勃發して日ソ關係緊迫するや、イギリスも強硬態度を示し、米、佛と協力して鼓浪嶼上陸を敢行し、天津租界問題に就いても強硬方針を持って事態を悪化せしめたが、日獨伊防共協定強化問題發生するや、樞軸諸國の合作を恐れて、日英東京會談を提案し、七月二十四日、我が主張を容れて、支那に於ける現實事態を確認する一般原則を承認した。然るにかゝるイギリスの妥協に慊らなアメリカが同二十六日日米通商條約廢棄を通告するや、八月一日、スタンレー商相は對蔣輸出信用保證擴張を聲明し、東京會談も具體的問題の討議に入つて停頓し、八月二十一日、決裂の已むなきに至つた。日英會談が決裂した二日後、即ち同月二十三日、獨ソ不可侵條約が成立して、間もなくヨーロッパ戦争が勃發するや、イギリスの對日態度は再び宥和的となり、獨ソ不可侵條約の成立による日本の困惑に乘じ、日、獨離間を策するため、對日妥協を考慮するに至つた。然も、イギリスはアメリカの強硬政策に牽制され、法幣問題、長江開放、新秩序建設反對等、アメリカと共通する問題に就いてはアメリカに追隨しながら、イギリス特有の問題に就いては宥和政策を執ると云ふ矛盾した態度を示した。例へば九月七日、バトラー外務次官は下院に於いて東京會談の再開を希望することを言明し、翌十五年一月、淺間丸事件に就いては概ね我が要求を容れ、六月、東京會談再開

され、治安、現銀問題に於いて譲歩し、同十八日より三ヶ月間、ビルマ・ルートを閉鎖すること
を承認した。併し、アメリカとの共通問題に關しては、十四年九月、關稅納入通貨に關する申
入れ、同十月の法幣援助聲明、十五年一月の新中央政府否認等、常にアメリカの措置に追隨した。
然るに昭和十五年九月末に於ける日獨伊三國條約の締結は、事變勃發以來、動搖に動搖を重ね
たイギリスの態度を對日攻勢に決定した。イギリスは三國條約の成立に甚大な衝撃を受け、ミ
ンヘン協定、天津租界問題等に宥和政策を示したチェンバレンの辭任となり、その東亞政策の硬
化を豫想せしめた。爾來、米、英合作の強化、ビルマ・ルートの再開、蘭印に於ける石油、ゴム
の買占——對日經濟壓迫——泰國の懷柔、佛印に於ける反日派の煽動——日本の南進阻止——南
太平洋に於ける佛領ニューカレドニアの傀儡化、極東軍司令部の新設——シンガポール——極東
空軍の増強——ボバム空軍大將の赴任——等々、イギリスの東亞政策は對日敵性の表示となり對
日戰爭の準備となつた。ヨーロッパ戰局の頽勢につれ、イギリスの對米依存は益々甚だしくなり
十五年八月十四日、米加共同防衛會議、九月三日、驅逐艦五〇隻を讓受け、その代償として西半
球に於ける英領島嶼をアメリカの空軍基地に提供、シンガポールの米英共同利用問題、太平洋英
領諸島の對米提供問題、十一月末、アメリカの一億ドル援蔣借款に呼應する一千萬ポンド借款、

十六年二月、日本の泰佛印調停に對する嫉視と極東危機説の流布、二月十二日、オーストラリア
の緊急閣議、十五日、ワシントンに於ける米、英、濠、蘭、四國の太平洋共同防衛會議、泰國國
境、マライ、ビルマ各地の陸海空軍増強、シンガポール海峽東入口の機雷敷設等、對日恐怖に基
く戰爭對策に汲々たるものがあつた。

四、ソ聯の對支攪亂

次に支那事變に對するソ聯の政策は、事變を擴大して日本の戦力を消耗させ、ヨーロッパ並に
東亞に於いて樞軸諸國と米、英、佛を衝突せしめてソ聯ひとり漁夫の利を占め更に事變の過程に
於いて中國共產黨の勢力増大を圖り、以てアジア革命——世界革命の機會を掴まんとするにあつ
た。北支に於ける日支の武力衝突は西安事變以來、中國共產黨が最も熱心に畫策した對日武力抗
爭煽動の結實であり、その背後に、ソ聯のあつたことは疑ひない。ソ聯は昭和十二年七月七日、
支那事變勃發以來、専らその擴大を欲し、事變勃發直後八日、逸早く對支不可侵條約を締結し
て支那の抗戰を激勵した。然もソ聯の對支援助が英、米を刺戟することを恐れ、その條項は聯盟
規約に對する調和を考慮された。更に英、米と協力するため、十月、國際聯盟の反日決議へ參加、

十一月、ブラッセルの九箇國條約國會議へも出席した。併し、十三年二月、イギリスの政策が對極軸宥和に轉換したため英ソの協調は冷却し、七月十二日に勃發した張鼓峰事件も、八月十日、局地的に解決した。九月末ミンヘン會議以來ヨーロッパに於ける英、佛、ソ聯の歩調は亂れたけれども、東亞に於いては戦局が南方に擴大して米、英、佛の對日態度が硬化するや、ソ聯も之に便乗して、十月、在ソ聯滿洲國領事館の不法壓迫、十二月、我が北樺太炭鑛の採掘權取消、日ソ漁業條約改訂の行惱みとなり、その暫定協定も六ヶ月に亘る交渉の結果、十四年四月、漸く成立を見た。

なほ三月十日、第十八回共產黨大會に於いてスターリンは「我々は侵略の犠牲となり祖國の獨立擁護のため戦ひつゝある諸國民を支持する」と述べたことは、六月に至つて現實化し、ソ支通商協定の成立となつた。その間、三月ドイツのチェコ併合、四月イタリアのアルバニア進駐、五月、獨伊軍事同盟の締結あり、英、佛はソ聯と軍事同盟を締結することを熱望したけれども、五月リトビノフ外務人民委員引退、モロトフの登場により、ソ聯は逆にドイツに接近し、八月十九日獨ソ通商協定 同二十三日、獨ソ不可侵協定を締結して、世界を驚倒させた。獨ソ接近は、東方に於いてソ聯を積極化し、ノモンハンに於ける國境事件となり、西方に於いてはポーランド問題を契機とするドイツと英、佛の衝突、即ち第二次ヨーロッパ戦争となつた。爾來、ヨーロッパ

戦はドイツの優勢裡に擴大し、フランスの屈服、イタリアの參戦となつたが、ノモンハン事件は日本の好防によつてソ聯の政策を再轉せしめ、九月十五日、モスクワに於いて停戰協定成立、十月、國交調整に關する東郷モロトフ會談、十一月六日、一年以上空任であつた駐日大使着任、同二十一日北樺太石油社員退去命令撤回、十二月三十一日、日ソ漁業暫定協定調印等、國交改善の跡歴然たるものがあつたけれども十五年一月末、チタに於ける混合國境委員會の決裂以來、日ソ關係は再び緊張し數十回に上るソ聯の越境事件あり、三月十八日、通商協定交渉は停頓した。

その後、六月九日、東郷大使、モロトフ外相間にノモンハン國境劃定の取極成立、十六年一月第六次日ソ漁業暫定協定成立、二月、通商條約交渉再會、四月、獨、伊を訪問した松岡外相は歸途モスクワに於いて日ソ中立協定を成立せしめ、次いで六月、日ソ通商協定締結、獨ソ開戦後、八月中旬、ノモンハン國境の劃定も完了した。併しながら、他方、ソ聯は終始對支援助の手を緩めず、十四年三月、ソ蔣軍事密約の成立傳へられ、十五年一月、ソ支通商協定成立、四月末、重慶モスクワ間定期空路開設、八月四日、ブラウダ紙は援蔣新疆ルートの完成進捗を報じた。

五、フランスの米英追隨

フランスの東亞政策は佛印の防衛と在支權益の擁護にあつた。支那事變の勃發前、人民戦線政權の成立によつて、ソ聯と相互援助條約を結んでゐたフランスは、國民際人戦線の斡旋者となつて、日、獨、伊に反對する態度を執つてゐたが、支那事變勃發劈頭、支那軍の日本租界襲撃に際し、皇軍のフランス租界通過を拒絶して我が用兵に不便を與へ、十月、國際聯盟の反日決議に参加、十一月、ブラッセルの九箇國條約國會議に協力、十三年二月、英、米に追隨して對日建艦通牒を送つた。然るにイギリスが獨伊宥和政策を執るに及び英、佛の協調は不圓滑となり、東亞に於いても兩國の歩調は亂れ、イギリスの對日宥和に對して、フランスは強硬政策を續行した。即ち五月、皇軍の厦門占領、十月、廣東攻略によつて、戦局が南下するや、フランスの焦躁は甚だしくなり、六月、千五百萬フランの湘桂鐵道借款供與、七月、西沙島の領土權主張、八月には廣西、貴州間の鐵道敷設借款成立説が傳へられた。然るにミュンヘン會議後イギリスが、強硬政策へ逆轉し、フランスの人民戦線が分裂して、右翼的傾向濃厚となるや、フランスはソ聯を離れて再び米、英に追隨することゝなつた。かくて十四年一月、米、英と協議して新秩序否認の通牒を送り、極東艦隊を廣州灣に集結して、我が南支作戰を牽制し、二月、谷大使のアグレマンを拒否、我が海南島占領に對しイギリスと共に抗議、佛印カムラン灣を封鎖して、要塞構築の意を明

かにし、四月、米、英と極東防衛に就き協議、五月、特別法令を發布し、日本商品に壓迫を加へ、鼓浪嶼事件に對しては米、英兩國と共に強硬態度を示した。

然るに九月、ヨーロッパ戦争が勃發するや、フランスは全く東亞の問題に干與する餘裕を失ひ、十月、フランス軍艦は揚子江、厦門より撤退し、漢口、天津の駐屯軍も十月、十二月、夫々引揚げた。就中、十五年六月、對獨降伏により、事實上、對日敵性を放棄し、七月、佛印援蔣ルート閉鎖、九月、皇軍の佛印進駐を認め、又十六年三月、泰國の失地回復を承認せざるを得なかつた。

六、同志國ドイツ、イタリ

以上の如く米、英、ソ、佛が支那事變に際し、對日敵性を示したのに對して、獨、伊の二國は終始一貫、日本に好意を寄せた。ドイツは事變の初期、その不擴大に努力し、トラウマン駐支大使をして居中調停に當らしめたが、支那側の不誠意によつて成功しなかつた。かくてドイツは十三年二月、滿洲國承認、五月、滿獨修交條約調印、在支軍事顧問團の引揚げ、六月駐支大使召還、九月、滿獨貿易協定成立、十一月、日獨文化協定締結、十二月、蔣政權駐獨大使信任狀拒否等に親日政策が繼續された。然るに十四年、日獨伊防共協定の強化が我が廟議の決定せざる間にヨ

ロッパ情勢は益々緊迫して、ドイツは八月、遂にソ聯と不可侵協定を結び、ポーランド問題を契機として英、佛と衝突し、ヨーロッパ戦争に突入した。獨ソ不可侵協定の成立とヨーロッパ戦争の勃發は、當時ソ聯の共產主義は警戒しながらも、米、英の帝國主義に對してはなほ協調の餘地ありと考へてゐた日本を困惑せしめ、一時、外交を白紙に還元し、樞軸關係を冷却せしむることゝなつた。併しながら、米内閣の倒壊と、第二次近衛内閣の成立によつて、日本の外交は再び樞軸の強化に再轉し、十五年九月、日獨伊三國同盟は成立したのである。

イタリイは支那事變劈頭、フランスと異つて、日本軍の租界通過を快諾し、十二年十月、聯盟の反日決議に對して、ムッソリーニ首相は日本支持の聲明を行ひブラッセルの九箇國條約國會議議には日本の主張を代表し、十一月六日、日獨伊防共協定締結、次いでイタリイの滿洲國承認、日本のフランコ政權承認となり、十二月、イタリイの聯盟脫退、日伊通商協定成立、十三年八月、滿伊貿易協定、九月四日、滿伊通商清算協定、十一月、滿伊修交通商航海條約成立、十四年三月日伊文化協定締結、四月、アルバニア進駐、五月、獨伊軍事同盟成立、十五年一月、チアノ外相は汪精衛に新政府組織の激勵電報を送り、七月、新國民政府を承認、九月、日獨伊三國條約を締結する等、ヨーロッパで反樞軸諸國に對抗すると同時に東亞では一貫して日本を支持した。

第五章 滿洲國及び新中國の思想動向

第一節 滿洲建國の大精神

一、滿洲國と協和會

昭和七年三月一日、建國された滿洲國は民主主義議會政治、軍閥官僚の專制政治を共に否定し、特殊なる方法によつて民意を暢達し、上意を下達して、王道樂土、民族協和の建國理想を實現するため、在野の國家機構として協和會を組織した。その當時の綱領は次の如くであつた。

本會は政治上の運動を爲さざるも運用の目標及綱領左の如し

- 一、宗旨、王道の實踐を目的とし、軍閥専制の餘毒を排除す
- 二、經濟政策、農政を振興し、産業の改革に勉むることにより國民生存の保障を期す
共産主義の破壊と資本主義の獨占を排す
- 三、國民思想、禮教を重んじ天命を樂しむ
民族の協和と國際の敦睦を圖る

當時、溥儀執政——現皇帝——は訓詞の中に「建國精神は王道を行はんことを期す。尤も政黨政治は現今時代に適宜せざるに鑑み茲會を之れ設け民族の協和を謀り百業の振興を圖らんとするは予甚だこれを嘉す。望むらくは無黨無偏誠を以てし信を以てし思想は一致に趨き……」と協和會の指針を示し、本庄司令官は「本會の活動は纏て王道建國精神の普化となり、民族協和の實踐と成り、官民一致、上下相通じ左右相結び、善政に貢獻するもの尠からざるべし」と期待し、同時に「苟くも行政に關與し或は政權獲得に陥るが如き策動」を嚴に戒めてゐる。而して協和會は自ら宣言中に曰く、

……今日民族にして猶復た相互排擠するが如きことあらんか農産事業はこれを發展せしむる

に由なく従つて資本主義の重壓加はり共産主義に擾亂され三民主義の欺瞞を受くる等將來の禍萌眞に恐るべきものあらん……本會の目的は建國精神を遵守し王道を主義とし民族の協和を念として我が國家の基礎を鞏固ならしめ王道政治の宣化を圖らんとするにあり……

爾來、協和會は在野の國家機關として、主として教化團體的活動を行ひ、苟くも政治に關與し政權獲得に互るが如きことを憤み、専ら民衆の啓發と宣德達情に努力し來つた。その結果、協和會は政府の補助機關化し、その活動も消極化して、眞に逞しき民衆運動たるに相應しからざる傾向に陥り、遂に昭和十一年七月二十五日の大改組となつたのである。かくて新たに制定された綱領は次の如くであつた。

滿洲帝國協和會は唯一永久、舉國一致の實踐組織體として政府と表裏一體となり

- 一、建國精神を發揚し
- 一、民族協和を實現し
- 一、國民生活を向上し
- 一、宣德達情を徹底し
- 一、國民動員を完成し

以て建國理想の實現、道義世界の建設を期す

この新綱領は舊綱領の根本をなした「政治上の活動を爲さず」とする原則を撤廢して、その活動の積極化を圖り、協和會が「唯一永久、舉國一致の實踐組織體」なることを明かにして、その本質を確定し、政府の補助機關に非ずして、これと「表裏一體」なることを明確にして、その地位を向上した。同日、植田軍司令官の與へた訓示は「……三千萬の民心を一點に歸一せしめ建國の精神を徹底して民族を協和に導き王道を無疆に宣べて斯民を道義に興し民情を未發に察して政本を仁愛に則せしめ議會政治の弊に倣はず専制政治の弊に陥らず能く守成の大業を翼賛するは今後の協和會に負荷せらるべき使命なり」と述べて、協和會の政治的使命を闡明した。次いで九月一日、關東軍司令官は次の如き重大指示を發表した。

滿洲帝國協和會の根本精神

一、滿洲帝國の政治の特質

滿洲國の政治は民主主義的議會政治の弊に倣はず、専制政治の弊に陥らず、民族協和の正しき民意を反映せる官民一途の獨創的王道政治を實現す

二、協和會設立の意義

協和會は滿洲建國と共に生れ國家機構として定めたる團體にして建國精神を無窮に護持し國民を訓練し其の理想を實現すべき唯一の思想的、教化的、政治的實踐組織體制たり、實踐して偏するなく結合して私するなし

三、滿洲國政府と協和會との關係

建國精神の眞髓は協和會の體すべき唯一絶對のものなり

建國精神の政治的發動顯現は滿洲國政府に據り、其の思想的、教化的、政治的實踐は協和會に據るべく民意の暢達之に依りて期すべし

従つて協和會は政府の從屬機關に非ず對立機關に非ず、政府の精神的母體なり、政府は建國精神即協和精神の上に構成せられたる機關にして其の官吏は協和會精神の最高熱烈たる體得者たるべきものなり、眞の協和會員が政府に入り又は野に在りて政治經濟を指導し思想を善導し建國精神を以て全國民の動員を完成する時王道政治の實現は期待せらるべし

關東軍司令官は日本 天皇の名代たる駐滿日本大使として「日本と不可分關係にある獨立國た

る滿洲國」を輔導育成する大任を有する者であるから、上記の指示は關東軍參謀長の云つた如く「滿洲國の國體を明徴にし協和會の根本義を明示し萬代不變の鐵則表明であつて、滿洲國に在る者の永久に遵守すべき」滿洲國政府組織法以上の根本法である。この意味に於いて滿洲國の國體はこの指示に基いて解釋されるべきものである。而してその第一項は民主政治、專制政治を共に否定し「王道政治」が滿洲國の政治の特質なることを明かにし、第二項は協和會が建國精神を實現すべき「思想的、教化的、政治的、實踐組織體」たることを斷定し、第三項は協和會が政府の從屬機關（官僚的專制政府の機關）に非ず、對立機關（民主主義的政黨的機關）にも非ず、「政府の精神的母體」（協和會と政府の表裏一體關係）なることを喝破した。

かくの如く滿洲國は民主主義的議會政治と軍閥官僚の專制政治を共に否定して、「王道政治」を理想とした。即ち西洋思想を排して、東洋思想に立脚しようとしたのである。所謂「王道」は漢民族の傳統的なる政治哲學上の用語であつて、支那古來の政治理想たるものであつた。併し、滿洲國の所謂「王道」政治は必ずしも、儒教の所謂「王道」そのまゝのものではあり得なかつた。蓋し、滿洲國の直面する現實の環境は種々特殊の事情があつたからである。先づ滿洲國は在滿の日、滿、蒙、漢、回、鮮、白露等、雜多の民族を基礎として成立した復數民族國家であつた。

から、所謂民族問題に直面しなければならなかつた。この民族問題に對する解答が所謂「五族協和」である。かくて「五族協和」は、滿洲國の基本的政治理想たる「王道樂土」と共に、滿洲國の最も重要な政治目標となつた。而して「五族協和」「王道樂土」を實現することは、即ち「道義世界」の建設なのであるから「道義世界」は滿洲國の窮極的政治目標だと云はなければならぬ。

更に滿洲國は「日本と不可分關係にある獨立國」として、日滿關係は甚だ特殊、緊密なる獨特のものとなり、こゝに所謂「日滿一德一心」の政治理想を生んだ。然もこの特殊、緊密なる日滿關係は、滿洲建國の基礎的事實に淵源したものであるから、この關係から生れた「日滿一德一心」の理想は、滿洲國の國體に關する基本的原理なのである。この意味に於いて「日滿一德一心」「民族協和」「王道樂土」「道義世界」が滿洲國の政治理想、乃至は政治目標として最も重要な意義を有するものである點に就いては、全く異論のないところである。

二、滿洲國の國本奠定

併し、この「日滿一德一心」「民族協和」「王道樂土」「道義世界」等々の觀念を如何に理解すべ

きかに就いては、必ずしも見解の一致があるとは云へない。例へば鄭孝胥の王道書院の如くこれを専ら東洋的、支那的に解釋する儒教的傾向もあつたけれども、協和會の指導者、就中青年闘士の間には、その從來の西洋的の教養の結果として、多分に西洋的解釋に偏向した點も忘れてはならない。かくて「民族協和」は聯盟思想に墮し、「王道樂土」は功利主義となり、「道義世界」は米英的正義觀に影響されることとなり、就中「日滿一德一心」の眞義を輕視して、ことさら皇道宣布の眞摯なる努力を白眼視する者さへあつた。皇道は古今不謬、中外不悖の人倫である。「日滿一德一心」の特殊關係から云つても滿洲國に於ける皇道の宣布は、日本の使命であり、滿洲國の要請であつたのである。支那の「王道」は日本の「皇道」と共に西洋精神とは對蹠的なる東洋精神であり、「王道」思想が純化されれば「皇道」思想に歸一すべきものであつた。この意味に於いて皇道の宣布、就中支那、滿洲に於ける皇道の宣布は、當然のことであり、至當のことであり、且つ可能のことである。然るに、西洋思想に影響されて、皇道及び王道の本義を理解し得なかつた者は、皇道宣布を以て皇道の強制なりとし、帝國主義的、侵略主義的なりとして、これに反對した。かゝる傾向のうちより、その後東亞聯盟論が發生して、東亞新秩序建設の目標を著しく不明徴にしたことは甚だ遺憾であつた。

かくの如き西洋思想の影響があつたにも拘らず、英邁なる滿洲國皇帝陛下は、最も明確に滿洲國建國の大精神と日滿の特殊關係を明瞭あらせられ、昭和十年御訪日後、五月二日、回鑾訓民詔書を渙發し給ひ、滿洲三千萬民衆に示し給うた。

回鑾訓民詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇帝ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ベシコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂グ日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セザルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ル、能ハズ深ク惟フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ逮ブマデ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ不基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重ンズルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ビ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉ジ誠意國ノ爲メニセザルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンジ外ヲ攘ヒ信ヲ講ジ隣ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬ラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ビ氣同ジタ道合シ依頼塗ラズ朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イデ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スベシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ズ致スベキナリ

凡ソ我が臣民務メテ朕ガ旨ニ遵ヒ以テ萬稔ニ重レヨ此ヲ欽メ

御名御璽

康德二年五月二日

其の後、昭和十五年（康德七年）六月、滿洲國皇帝陛下には滿五ヶ年振りに第二次の御訪日を行はせられた。この年は恰も皇紀二千六百年に當り、皇帝陛下には日滿一徳一心の御精神より、日本國の喜びを滿洲國の喜びとなすべしと云ふ平素の御聖懷を叙ぶべき最好の機會なりと思召され、親しく御訪日の上 日本天皇陛下に對し奉り御慶祝の誠衷を披瀝し給うたのである。かくて皇帝陛下には日本皇室との御親睦を重ねられ、更に伊勢の神宮、橿原神宮其の他聖地に御參拜あらせられて親しく日本帝國の精神に觸れさせ給ひ、惟神の大道を窮めさせられ、七月十日新京の國部に回鑾せしめたる後、宮廷府内に御造營の建國神廟に建國元神として皇祖 天照大神を奉祀あらせられ、七月十五日早曉、御躬ら鎮座祭を執り行はせ給ひ、次いで優渥なる詔書を換發させられ、國本を悠久に奠定し給うた。次に國本奠定詔書を謹記し奉る。

國本奠定詔書

朕茲ニ敬テ

建國神廟ヲ立テ以テ國本ヲ悠久ニ奠メ國綱ヲ無窮ニ張ルガ爲爾衆庶ニ詔シテ曰ク我國建國ヨリ以來邦基益固ク邦運益興リ烝烝トシテ日ニ隆治ニ躋ル厥ノ淵源ヲ仰ギ斯ノ丕績ヲ念フ皆

天照大神ノ神庥

天皇陛下ノ保佑ニ賴ラザルハナシ是ヲ以テ朕嚮ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ誠悃謝ヲ致シ感戴彌重ク爾衆庶ニ詔シテ訓フルニ一徳一心ノ義ヲ以テス其ノ旨ヤ深シ今次東渡恭シク

紀元二千六百年ノ慶典ヲ祝シ親シク

皇大神宮ヲ拜シ回鑾ノ吉敬テ建國神廟ヲ立テ

天照大神ヲ奉祀シ厥ノ崇敬ヲ盡シ身ヲ以テ國民ノ福祉ヲ禱リ式テ永典トナシ朕ガ子孫ヲシテ萬世祇ミ承ケ無窮ニ孚アラシム庶幾クハ國本惟神ノ道ニ奠リ國綱忠孝ノ教ニ張リ仁愛安ンズルトコロ協和化スルトコロ四海清明ニシテ篤ク

神庥ヲ保タム爾衆庶其レ克ク朕ガ意ヲ體シ本ヲ培ヒ綱ヲ振ヒ力行懈ラズ自強息ムコト勿レ此ヲ欽メ

御名御璽

康德七年七月十五日

傳 滿洲國の大皇帝

以上回鑒訓民詔書と國本奠定詔書によりて、滿洲國の國體は洵に明かであると云はなければならぬ。就中國本奠定詔書に於いて、滿洲國皇帝陛下には「國本惟神ノ道ニ奠リ」と詔し給うたのである。その故に滿洲國の國本が惟神の道であり、皇道であることに關しては、一點の疑ひもあり得ない。滿洲國の建國精神たる所謂「王道」は「皇道」と一致するものとしての「王道」である。「王道」の古き解釋を固執して、「皇道」に悖り、況や西洋精神に捉れて「王道」の解釋を誤り、就中「皇道」宣布を白眼視するが如きは、滿洲國皇帝陛下の聖旨に適はざるものと云はなければならぬ。

第二節 新中國の新方針

一、臨時維新兩政府の樹立と新民主主義、大民主主義

かくの如く滿洲國の思想的本質は次第に明確となり、皇帝陛下の聖旨に基き日滿「一德一心」

の大義は闡明され「惟神ノ大道」に國本は奠つた。次に北支、臨時政府は之の成立宣言に於いて蔣政權を「倒行逆施社稷の將に顛覆する事を顧みず、猶且つ恬として恥を知らず、共產黨の唾餘を拾ひて『黨權は一切の上に在り』と邪説を唱へ、國家を私す」と非難し、「茲に同人和謀りて中華民國二十六年十二月十四日北京において臨時政府を樹立す。志は民主國家を回復し、汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶対に共產主義を排除するにあり、産業を開發し民生を向上するにあり、權責を制定し中外相安んぜしむるにあり」と述べた。即ち臨時政府は一黨專制と共產主義に反對したけれども、なほ民主思想を脱却することが出来なかつた。併し、臨時政府の成立直後昭和十二年十二月二十四日、北京に發會式を舉行した新生華北の精神的母體にして一億民衆の組織並に指導機關たる中華民國新民會の思想的基調は大體に於いて儒教を大本とするものであつた。その綱領は次の如くである。

- 一、新民精神を發揚し王道を表現す
- 二、反共を實行し、文化を復興し、平和を確立す
- 三、産業を振興し、人民生活を改善す
- 四、善隣締盟以て東亞新秩序を建設す

更に中支の維新政府はその成立宣言に於いて「爰に三月二十八日（昭和十三年）南京首都に中華民國維新政府を再建す。その唯一の使命は地ち領土主權を戰前状態に復し、隣邦と友誼をもつて交り、敦睦に歸し、國民をして戰火の苦を免れしめ、同民族をして同族の争をなからしめ、我國古來の道德に基き東亞の平和を確立し、更に歐米列國と連絡を保持す」と述べて、施政の根本を「古來の道德」に置くことを明かにした。その民衆組織たる大民會の指導精神も多く東洋思想を採用した。

二、新中央政府の樹立と純正三民主義

次いで昭和十五年一月十五日、汪精衛、王克敏、梁鴻志、三巨頭の青島會談は、新中央政府の樹立に關し、（一）新中央政府を主宰すべき汪精衛と日本側との間に行はれた過般の日支國交調整交渉に關しては臨時、維新兩政府とも異議なくこれを承認、これを基礎として今後日支間の親善關係を律すること、（二）新中央政府が國民政府の舊法統を繼承して樹立さるべきものなること、（三）新中央政府の基本イデオロギイは純正三民主義なること、新政府は孫文の大亞細亞主義の上に立ち抗日容共の一切を清算し善隣友好、共同防共、經濟合作の實行を圖ること、（四）新中央政

府は従来の國民黨專制を打破し既成政權、各黨各派、無黨無派を糾合して全民的基礎の上に立ち可及的速に國民會議を開き憲政の實施を圖ること、（五）新中央政府樹立の母體としては中國國民黨六全大會の決議通り國民黨、臨時、維新兩政府、蒙古聯合自治政府および各黨各派、無黨無派の代表者によつて中央政治會議を組織することを決し、三月二十日より三日間中央政治會議を開き、同月三十日、國民政府遷都典禮の舉行により、新中央政府は樹立され、維新、臨時、蒙古の三地方政權は解消した。かくの如く新中央政府は國民政府の舊法統を繼承し、純正三民主義をその指導精神としたのであるが、所謂三民主義が如何なるものであるかは、これを青島會談に於ける汪精衛の新解釋によつて知ることが出来る。即ち次の如くである。

「三民主義は救國主義である。蓋し三民主義なるものは中國を半植民地の地位より解放し、もつて國家の自由平等を獲得せしめんとするものだからである。民族解放といふ點では即ち民族主義であり、政治解放と云ふ點では即ち民權主義であり、經濟解放と云ふ點では即ち民生主義である。孫先生長逝後その黨との間に於て三民主義の見解に對し不一致の點を生ずるに至つたが、その原因を察するに黨外の者の誤解に基く所も勿論あるが、共產黨員の曲解に至つては、その弊最も甚だしいといはねばならぬ。故に正しい三民主義の解釋といふ事はこ

の際極めて必要なことである。そこで民族主義は狹隘なる國家主義でないといふこと、民權主義は個人の自由主義でないといふこと、並に民生主義はマルクス共產主義と異り相容れないものであるといふことについて三民主義の信徒は常にその説明に努力せねばならぬと考へてゐる。今回の會談においても自分はその所信に基きこれを宣明解釋するに努めた譯である。」かくの如く新政府の純正三民主義は、民族主義は「狹隘なる國家主義」に非ざること、民權主義は「個人の自由主義」に非ざること、民生主義は「マルクスの共產主義」と相容れざることを明かにして、重慶政權の誤謬を修正し、日支の衝突するに至つた當面の原因を除却した。

併し、かくの如き修正にも拘らず、三民主義は結局に於いて西洋思想の系統を曳くものである。孫文が支那を再建しアジアを復興しようとした大アジア主義の志は固より正しかつたのであつて、吾人の全く共鳴するところである。併し、大アジア主義の志はアジアの精神に復歸しなれば、絶対にこれを實現することは出来ない。蓋し、アジアの精神と西洋の思想は本來その本質を異にするのみならず、西洋の思想、精神が平和と進歩の基礎として缺くべからざるものであると云ふ従來の迷信に反して、東洋の思想、精神こそ、民族を偉大にし、人類を平和と幸福の光明に導くものだからである。従つて三民主義の修正は、假令、その當面の弊害を除却し得たとして

も、それによつてその弊害の因つて起り來る根源を根本塞源的に剪除し得たものと云ふことは出来な。

かくの如く汪精衛の新中央政府の樹立と、臨時、維新等地方政權の發展的解消に伴ひ、更生支那の國民運動も亦進展した。北支の新民會はこの新情勢に即應し、昭和十五年三月一日、國民政府の南京還都を前にして、軍宜撫班を統合すると共に、機構の改革を斷行し、次いで十二月十五日より全體聯合協議會を開いて、陣營、機構を整備し、華北建設へ邁進することゝなつた。中支の大民會は汪精衛の和平救國運動に呼應して、昭和十五年三月三日、大民主義、民德精神に基づく更新宣言を發表し、汪を擁護して建國大計を主張することも明確にし、次の新綱領を發表した。

- 一、民德を實踐して社會の福利を増進しもつて民生の安定を圖る
- 二、大民主義を貫徹し民衆を善導しこれを大同團結せしむ
- 三、愛郷愛民の精神を發揮し上下一致もつて中國の健全なる發達を期す
- 四、善隣提携を促進して友邦と互助互惠の關係を確立す
- 五、東亞新秩序の建設に協力し世界平和に貢獻す

かくて更新大民會は新中央政府の下にあつて倍舊の活動を展開し來つたのであるが、東亞聯盟

運動の發展に伴ふ民衆運動統合の大勢に即應し、十二月十七日、解散、その後は純然たる社會民衆福利機關として國民政府社會部の管下に活動を續けることになった。

三、新生中國の新國民運動

昭和十四年九月、從來、抗日戦線に立つて活動した一部青年は、汪精衛の和平救國運動に共鳴し、南京に於いて興亞建國運動を開始した。次いで十月、嚴軍光、陳孚木以下幹部の集合あり、下旬より工作に着手、十一月、幹部は東京を訪問して、朝野の意見を徴し、各方面の賛同を得て、歸國後、十二月二十四日、第一次代表大會を招集、本格的活動に入つた。その目標とするところは次の如くである。

- 一、和平運動の第一歩として先づ重慶側抗戰分子の悔悟を促すことに努め以て和平を實現せしむること
- 二、あらゆる手段をもつて共產主義及び共產黨の剷除に努むること
- 三、更生國民黨に同情するの態度に出るとともに新中央政府に對し全力的支持を表示すると

四、興亞建國の眞諦を深く認識し、日華兩國青年その他アジア民族青年は團結して、その實現を期すべきこと

この運動は特に青年層に勢力を占め、昭和十五年十二月十七日、東亞聯盟に發展的に吸収された。當時月刊「興建」外數十の刊行物を有し、學校の經營その他文化方面の活動に成果を收め、二萬餘の學生會員、五十萬餘の勞働者會員を擁してゐた。

昭和十五年春、北京に於いて組織された中國東亞聯盟協會の運動は一部の中國人に歡迎され、同年秋九月、廣東に中華東亞聯盟協會が發會し、次いで日滿支三國條約締結直前、十二月二十四日國民政府の膝下たる南京に於いて純正國民黨の中堅分子により、東亞聯盟中國同志會が組織された。かくて東亞聯盟運動は益々各地呼應して、その勢力を増大し、各地の東亞聯盟團體、國家社會黨、中央青年黨の有志は次第に、東亞聯盟中國同志會に統合し、その結果、翌年二月一日、南京中央黨部に於いて、東亞聯盟中國總會が結成され、汪精衛を會長に推戴し、本總會が新中國の中核的思想團體たる地位を獲得するに至つた。東亞聯盟運動の窮極目標は東亞民族の覺醒による東亞の道義的結合を完成し、もつて世界新秩序に通ずる東亞新秩序を建設せんとするにあり、その根本原理は孫文の所謂「大アジア主義」にあるも、その目標は同時に日本の「肇國の理想」及び

滿洲の「民族協和」に淵源するものと云つてゐる。

東亞聯盟はその結成の基礎條件として、政治獨立、軍事同盟、經濟合作、文化溝通の四項を擧げ、政治の獨立とは日滿支三國が主權を尊重し、國家の獨立自由を承認することを云ひ、軍事同盟とは三國が東亞の安定を妨害する外力より東亞を解放するため共同防衛するものであり、經濟合作とは歐米帝國主義の侵略を防壓し、東亞の經濟的安定と繁榮を齎らすことを目的とし、文化溝通とは三國固有文化を尊重しつゝ、相互の交流を圖り、もつて東洋文化を創造發展せしめ、更に世界文化に寄與せんとするものであると云はれてゐる。かゝる東亞聯盟の理論は始め滿洲建國に關係した一部日本人の間に提唱され、次いで新中國の和平陣營に共鳴されたものである。既に述べた如く滿洲の建國精神はこれを支那的に解する者と日本的に解する者の外、西洋思想の影響を受けて、西洋的に理解する者があつた。就中、米、英の人道主義、平和主義思想に基いて、例へば王道を合意による結合、霸道を強權による壓制と解釋し、従つて王霸對立を西洋政治に於ける民主主義と專制主義、帝國主義と國際主義の對立と混同する者これである。東亞聯盟は即ち所謂民族協和をかくの如く國際主義と混同する米、英的解釋から發生した西洋的理論であつて、東亞諸民族の合意による契約的結合を新秩序の理想とする一種の國際聯盟理論なのである。

惟ふに西洋思想と東洋思想は本來その本質を異にする對蹠的思想である。西洋の利己主義、對立主義に對して、東洋の思想は仁愛と忠孝を基調とする一體主義、一家主義である。西洋の君主は專制政治を行ひ、その國民は民主革命を以てこれに對立する。西洋の強國は帝國主義支配を行ひ、これに對立して國際主義の要求が提出される。專制主義と帝國主義は利益の獨占であるが民主主義と國際主義は利益の平等若しくは利害の協調である。それが共に利益を中心とする利己主義、對立主義である點に於いては、專制と民主、帝國主義と國際主義の間に些かの相異もない。

これに反して東洋の君主は仁政を行ひ、その臣民はこれに滅私奉公することを誓ふ。かくて一國は即ち一家であると考へられる。同様に東洋の宗主國は仁愛を施し、その他の國はこれに朝宗することを念ふ。かくて八紘は即ち一字であることを理想とされる。かくの如く東洋の思想と西洋の思想は對蹠的であり、従つて東洋の秩序と西洋の秩序も亦相反する。然るに支那の思想と日本の思想は位の差別であり、程度の相異である。例へば日本の一國一家は云ふまでもなく現實であり、事實であるが、支那の一國一家は理想であり、擬制であつた。皇道に於いては「忠孝一本」であるのに、王道に於いては「孝は百行の基」であるのは、即ちこの擬制の故である。併しこの位の差別、程度の相異にも拘らず、皇道と王道とはその本質を等しくし、その方向を同じく

する。即ち王道を純化し、徹底すれば、皇道に到達すべきであり、従つて王道は皇道への階梯たるべきものである。この意味に於いて、對支文化工作が王道を指導原理とすることは、皇道宣布の前提段階として、決して間違ではない。然るに東洋思想と全くその本質を異にし、方向を反對にする西洋思想を指導原理とすることは、假令、目前に於いて種々の便宜あり、就中、東亞聯盟理論が比較的容易に支那の智識階級に理解された如く、西洋化した東亞人の共鳴を得ることが容易であるとしても、結局日本の理想とする皇道新秩序の建設に殆ど全く貢獻し得るものでないことを知るべきである。

第六章 國際人民戦線と三國樞軸

第一節 國際人民戦線の成立と防共協定

一、人民戦線新戦略

滿洲事變及び支那事變に於ける日本の自主的活動は、ワシントン體制に歪曲された米、英の帝國主義的東亞侵略に對する事實上の反撃であつた。隨つてこの活動は、ヴェルサイユ體制の抑壓を受けた獨伊兩國を刺戟してその蹶起を促した。即ち一九三三年（昭和八年）三月日本が國際聯盟を離脱するに先立つて、同年一月ヴェルサイユ條約の改訂を政策としたヒトラーのナチスが政權を獲得し、十月には日本に倣つて國際聯盟並に軍縮會議を脱退し一九三五年（昭和十年）二月に

はイタリーとエチオピアの間に衝突が起つて、地中海の囚人イタリーも亦米、英、佛の帝國主義支配に對する明かなる反抗運動を開始し、國際聯盟は恰も滿洲事變に於けると同様に狼狽して、十一月には對伊經濟斷交を決定した。併しなから、翌年五月には主としてイギリスに依存してイタリーに反抗したエチオピア皇帝も遂に祖國を棄て、亡命しなければならなくなり、斯くて國際聯盟は再びその無力を暴露したのである。同じ一九三五年三月にはザール地方が國際聯盟の管理を脱してドイツに復歸した。次いでドイツはヴェルサイユ條約の軍事條項廢棄を宣言して、公然再軍備に乗出したが、ナチス革命以來、急激に發展したドイツの生産力は瞬く中に強大なる近代軍備の再建を可能とした。翌年三月ドイツはロカルノ條約を廢棄し、ラインランドを再武装した。斯くて東亞に於けるワシントン體制の破綻に引續いて、ヨーロッパのヴェルサイユ體制も遂に崩壞の危機に直面したのである。帝國主義國米、英、佛がこの事實に狼狽して日、獨、伊を抑壓し、世界の現状を維持するためソ聯と提携しなければならなくなつたのはその故である。

然るに世界の共產主義革命を國是としたソ聯も亦獨、伊の全體主義化によつてヨーロッパ革命に失敗し日本の蹶起によつてアジア革命への障礙に直面した。その故にソ聯及びソ聯の傀儡たるコミンテルンは、その戰術を轉換して、資本主義並に資本主義國米、英、佛との對立を解消し、

これと提携して、所謂ファッシ及びファッシ諸國を當面の敵とする新戰略を採用しなければならなくなつた。これ一九三五年（昭和十年）七、八月の第七回コミンテルン大會に於いて決定した人民戦線新戰略である。これより先、一九一九年三月二日よりモスクワに開催されたコミンテルン第一回大會はその綱領及びブルジョア・デモクラシー、プロレタリア獨裁に對するレーニンのテーゼを決定した。その目的とする所は、要するに世界的共產主義建設のための鬭争と、植民地、半植民地の解放是れである。ソ聯並にコミンテルンは、歐米の資本主義國家に對して赤色革命を意圖すると同時に、アジアその他歐米の植民地、半植民地の民族革命を激發して世界の赤化を促進しようとしたのである。然るにそのヨーロッパ革命への鬭争は、イタリーのファッシ並にドイツのナチスが興起したことによつて粉碎され、アジア革命への努力も亦滿洲事變に於ける日本の蹶起によつて挫折した。従つてソ聯及びコミンテルンは假令世界革命の野望を棄てず資本主義並に資本主義國米、英、佛を究極の敵と考へるとしても、先づ日、獨、伊を當面の敵となし所謂ファッシ並にファッシ諸國と抗争しなければならなくなつた。斯くてソ聯は資本主義並に資本主義國との提携を決意し、國際聯盟の招請を受けて、從來ブルジョア・インターナショナルとして鋭く對立したこの機關に加入するに至つたのである。